

令和5年度 第1回 市川市自立支援協議会 次第

1 日時

令和5年8月21日(月) 9時30分から11時40分まで(予定)

2 場所

市川市急病診療・ふれあいセンター2階 第1・2集会室

3 議題

議題	資料	ページ	目安
(1) 連絡・報告事項 ① 令和6年4月から施行される障害者総合支援法について(周知) ② 市川市自立支援協議会からの成年後見制度等地域連携ネットワーク会議構成員の推薦について ③ 市川市よりそい支援事業について(周知チラシの配布) ④ 次回の協議会の日程調整について	①-1. 障害者総合支援法等の一部を改正する法律の概要 ①-2. 協議会に関する法律の改正内容 ③-1. 周知チラシ(市民向け) ③-2. 周知チラシ(支援者向け) ④ 令和5年度第2回市川市自立支援協議会の日程調整について	3 4 別紙 別紙 別紙	20分
(2) 基幹相談支援センター運営協議会の報告について	① 開催概要 ② 令和4年度えくる事業報告 ③ 基幹相談支援センターについての改正後の規定(障害者総合支援法) ④ 令和5年度千葉県相談支援従事者研修事業における実地研修実施要領	6 別冊 10 13	25分
(3) 各部会等の状況について ① 相談支援部会 ② 生活支援部会 ③ 就労支援部会 ④ こども部会 ⑤ 障害者団体連絡会	①-1. 開催概要 ①-2. 研修会「いま必要とされるアセスメントについて」参加者アンケート結果 ①-3. 拠点等コーディネーター関係 ①-4. 令和5年度千葉県相談支援従事者研修事業における実地研修実施要領 ②-1. 開催概要 ②-2. 報告・評価シート(ビーハック) ②-3. 報告・評価シート(Beans) ③ 開催概要 ④ 開催概要 ⑤ (後日配布)	17 20 26 13 32 別冊 別冊 34 35	45分
(4) 第5次いちかわハートフルプラン案について	① 第5次いちかわハートフルプラン案 ② 分科会における主な質問・意見	別冊 別冊	35分

	氏名		所属	分類
1	朝比奈 ミカ	あさひな みか	社会福祉法人一路会 (がじゅまる+)	相談支援事業者
2	長坂 昌宗	ながさか よしもと	特定非営利活動法人ほっとハート (基幹相談支援センターえくる)	相談支援事業者
3	石原 めぐみ	いしはら めぐみ	社会福祉法人サンワーク (サンワーク相談支援事業所)	相談支援事業者
4	岡部 元輝	おかべ もとき	社会福祉法人いちばん星 (いちばん星相談支援事業所)	相談支援事業者
5	佐藤 京子	さとう きょうこ	特定非営利活動法人ほっとハート (ほっとハート相談支援事業所リンク)	相談支援事業者
6	圓山 祐生	まるやま ゆうき	社会福祉法人佑啓会 (市川市そよかぜキッズ)	相談支援事業者
7	水野 庸子	みずの ようこ	一般財団法人市川市福祉公社 (一般財団法人市川市福祉公社)	サービス事業者 (訪問系)
8	森田 美智子	もりた みちこ	社会福祉法人いちばん星	サービス事業者 (日中活動系)
9	岩崎 淳	いわさき じゅん	社会福祉法人一路会 (グループホーム等支援ワーカー)	サービス事業者 (居住系)
10	磯部 利江子	いそべ りえこ	社会福祉法人一路会 (かしわい苑)	サービス事業者 (地域生活支援事業)
11	永井 洋至	ながい ようし	アクトレゾナンス合同会社	サービス事業者 (地域生活支援事業)
12	西村 拓士	にしむら たくじ	特定非営利活動法人いちされん (市川市障がい者就労支援センターアクセス、 障害者就業・生活支援センターいちされん)	就労支援関係者
13	藤田 敏之	ふじた としゆき	社会福祉法人サンワーク (サンワークL事業所ぱれっと)	就労支援関係者
14	久保 好子	くぼ よしこ	障害者団体連絡会 (市川市視覚障害者福祉会)	障がい者団体
15	植野 圭哉	うえの けいや	障害者団体連絡会 (市川市ろう者協会)	障がい者団体
16	山本 邦昭	やまもと くにあき	障害者団体連絡会 (そよかぜの会)	障がい者団体
17	田上 昌宏	たがみ まさひろ	障害者団体連絡会 (市川手をつなぐ親の会)	障がい者団体
18	谷藤 利子	たにふじ としこ	障害者団体連絡会 (心の健康を守る会家族会 松の木会)	障がい者団体
19	小泉 好子	こいずみ よしこ	障害者団体連絡会 (千葉発達障害児・者親の会「コスモ」)	障がい者団体
20	山崎 泰介	やまざき たいすけ	社会福祉法人市川市社会福祉協議会	権利擁護・地域福祉関係者
21	松永 義昭	まつなが よしあき	市川市民生委員児童委員協議会	権利擁護・地域福祉関係者
22	徳江 美由起	とくえ みゆき	社会福祉法人春濤会 (こども発達支援センターやわた)	障がい児支援関係者
23	千葉 千江	ちば ちえ	須和田の丘支援学校	障がい児支援関係者
24	杉浦 望	すぎうら のぞみ	千葉県市川健康福祉センター(市川保健所)	精神保健福祉関係者
25	高木 憲司	たかき けんじ	和洋女子大学家政学部家政福祉学科	学識経験者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の概要

（令和4年12月10日成立、同月16日公布）

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。
このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当る必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

①協議会を通じた「地域づくり」にとって「個別事例から地域課題の抽出」の取組が重要であることを踏まえ、協議会の役割に「障害者等の適切な支援に関する情報共有」について明確化。

※改正前は「地域における障害者等への支援体制に関する課題」について情報共有のみを規定

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」（第2項）

②協議会は、地域の関係機関等に対し、情報提供や意見表明等の協力を求めることができること、また、求めがあった場合には関係機関等が協力するよう努める旨規定。

※新設（第3項、第4項）

③個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課した。 ※新設（第5項）

- ・協議会の構成員間で個別の支援事例に関する必要な情報を共有できることを制度上可能とすることで、個別の支援事例の課題から地域の支援体制の整備の検討につなげていくことが目的。
- ・守秘義務違反をした者に係る罰則規定を追加。 ※第109条第2項

※今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。

【新】

（協議会）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

3 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。

5 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第百九条（略）

2 第十一条の二第二項、第二十条第四項（第二十四条第三項、第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）、第七十七条の二第六項又は第八十九条の三第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

【旧】

（協議会の設置）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

1 開催日時

令和5年7月10日(月)10:00～11:46

2 場所

市川市急病診療・ふれあいセンター2階 第1集会室

3 参加者 (敬称略)

委員：朝比奈、岡部、佐藤、岩崎、西村、小泉、山崎、徳江、杉浦
(欠席：高木)

基幹相談支援センターえる：長坂、芦田

市川市障がい者支援課：樋口、増田、夏見 (欠席：牧野)

市川市発達支援課：大塚、杉田

4 内容 (敬称略)

(1) 令和4年度える報告について

朝比奈

○報告資料4ページに「権利擁護や地域移行についての支援件数は少なくなっている」とあるが、このグラフから、少ないものの例としてこの2つを挙げるのは違和感がある。また、前年度と比べてなのか他と比べてなのか分からない。

○報告資料5ページにある会議やプロジェクトが、名称だけで内容が分からない。説明が必要。

長坂

○仰るとおりだと思う。

市)夏見

○ここ何年かで、えるが業務をしていて、状況や相談者の変化はあるか。

芦田

○相談の内容はあまり変わっていないが、**高次脳機能障がい**で**麻痺がない単身世帯の方との関わりは増えてきた印象がある**。退院時に病院からえるにつながられ、金銭管理に課題がある等で、える以外につながられず、えるが関わっている印象。

西村

○報告資料を読むと、支援内容は「障害福祉サービス利用へのつなぎ」が多いようだが、アクセスやいちされんでは、9割くらいの方が「サービスへのつなぎ」になっている。えるでは、どのサービスにつながる比率が多いか。

芦田

○**どれが多いというのはなく、まんべんなく対応している印象がある**。セルフプランを一緒に書くなどしている。市への支給申請後、利用する事業所の調整のところまで、えるでやることが多いと思う。

西村

○アクセスやいちきれんでも、セルフプランと一緒に作ることもある。浦安市だと、4 つくらい、セルフプランと一緒に作る場所として決まっている。そういうものが必要かもしれない。指定特定相談支援事業所探しを事業所に任せるとか、就労継続支援 A 型や就労移行支援に関する話ならアクセスに振るとか、等の工夫があってもいいのでは。少しでもお手伝いできることがあればと思う。

○また、報告資料に「緊急宿泊」とあるが、拠点等コーディネーターと連携して対応しているものか。

芦田

○緊急宿泊は、拠点等コーディネーターと連携するなどしている。

山崎

○心象としては、どういう相談にどれくらい手間がかかっているか。それが分かると、えくるの業務を知らない人にも想像しやすいと思う。

芦田

○どの障がいでも、障害福祉サービス利用のところがボリュームが多い印象。つなぎ役がないのでえくるが関わっているケースと、医療へのアプローチ（通院の調整、同行など）が、ボリュームを感じる。

○医療については、地域の中で対応できる機関が少ない。

山崎

○通院同行、通院フォローなどは、ある程度、医療機関のソーシャルワーカーにも担わせられないだろうか。

長坂

○共感是可以するが、医療機関も様々で対応がバラバラ。

朝比奈

○医療機関によっては、通院が途絶えがちな方へのアプローチなどある程度行っているところもあるが、結局、圧倒的な資源の不足のせいで困難なのだと思う。病院には電話すら、なかなかつながらない。

杉浦

○コロナ禍の影響も大きい。病院として職員に外出の制限をかけていたり、入院患者の面会もまだ認めていないなど。

○それでも、やっている病院はやっていると思う。訪問看護、訪問支援は、診療報酬の体系にもあるが、やっていない病院はやっていない。

芦田

○資料を作っていて感じたのは、保健所が関わったりする、**医療ニーズの高い方への支援**のこと。高サポのノウハウや、高サポ等との連携の在り方を学んでいきたい。

○また、社会資源で言うと、**福祉領域ではない部分や、若者、法律、地域の市民活動などのところが、えくるでも弱い**。こういうところは、えくるがいくら動いても解決できないこともある。他分野との連携や情報共有が必要と感じる。

○また、地域移行は、数としても少なく、ほとんどない。

朝比奈

○先日、こども食堂の方が「そら」に来たときに、こんな話があった。自分の食堂を皆勤で手伝ってくれていた方について、そろそろ仕事をしてもいいのでは、と思い、えくるに電話したら、えくるでも 2 年前くらいに関わっていたことがある方だった。そのときにえくるは、障害者手帳の申請を支援してサービスにつなげようと思ったが、本人にその気がなかった。しかし、今ならということで、今後えくるが就労系サービスにつないでいくことにした、ということだった。えくるがこの 2 年間をずっとフォローし続けるのは難しいが、いろいろな方たちの協力を得ながら、いざという時に動けるように間接的につながり続けるといいのではと思った。

芦田

○どこにつながってられるかがポイントかと思う。そのリソースの知識はえるでは弱い。

朝比奈

○そういう事例を集めて報告書に載せ、皆で気にかけて合うことからどんなことが見えてくるかを検討するといのでは。

市)大塚

○えるの対応の1割がこども関係ということで、大変な状況だと思っている。発達支援課や教育委員会も含め、障害者手帳を持っていないが障がいがあると思われるお子さんたち等への対応を、広くできるように検討しているところ。

佐藤

○報告資料3ページには、「支援につながっても継続対応が必要な場合は継続ケースとして支援を続けている」とある。私たち is-net としても、えるに質問していいのだろうか等と遠慮してしまうところがある。指定特定相談支援事業者としても頑張りたいが、そのあたりの役割分担はどう考えているか。

芦田

○ご本人が指定特定相談支援事業所につながったら、指定特定相談支援事業者が全体のマネジメントをしてくれて、えるはその後方支援にシフトするものと考えている。ただ、事業所も考え方がバラバラ。

佐藤

○相談支援専門員の力量も一人ひとり違う。相談支援専門員の質の向上に向けアドバイスや情報をいただいたりする連携ができるとよいと思う。

朝比奈

○「後方支援」の中身をもう少し具体的にしてもらえると、グループスーパービジョンとの違いもはっきりしてくると思う。

小泉

○えるは、もっと割り切って振り分けた方がいいのではと感じた。障害者団体連絡会ができることもあるかもしれない。

芦田

○そこを目指していきたいし、受け皿が増えていくとよい。保健センターに自殺対策機能もあるので、そこを活用するなど。

山崎

○えるの内部で、こういう状況になったら他機関にお願いする、などという目安を取り決められるとよいのでは。市社協でも、このケースについては2か月後に電話して経過を確認するなど決めてしまうことができるようになってきた。

(2) 情報提供

① 令和6年4月1日施行の障害者総合支援法改正について（基幹相談支援センター関係）

② 令和5年度の千葉県相談支援従事者初任者研修・現任研修について

市)夏見

① 障害者総合支援法が改正された(令和6年4月1日施行)。基幹相談支援センターの役割に「指定特定相談支援事業者への助言や指導」が明記され、基幹相談支援センターの設置が市町

村の努力義務となった。

- ② 令和 5 年度の千葉県相談支援従事者初任者研修、現任研修の内容に、**基幹相談支援センターにおいてオリエンテーションやスーパービジョンを受けることが新たに加わった**(今後えるの業務にまた新たなものが加わることとなった)。

以上、情報提供。

佐藤

- 研修を受けても、相談支援専門員として仕事をせず、サービス事業所で働いている方もいる。計画相談支援の業務に対するモチベーションが保てるような研修になってほしいと思う。

長坂

- 昨年度の現任研修の受講者が、市川市では 50 人くらいいたとのこと。5 年に 1 回の研修だと考えれば、単純に計算して 250 人くらいの現任者がいるはずだが、そこまでの顔が見えない。どこかでサービス管理責任者をやっていたりするのかもしれない。

(3) えるの業務の整理について (令和 5 年 3 月から関係機関からの新規相談の依頼を止めていることに関して)

市)増田

- 3 月からえるが関係機関からの新規ケース受付を停止していることに関して、えると市でこれまで何度か話し合いを続けてきている。今後は紹介シートを新しくするなど工夫をしたいと思っている。

芦田

- 本人が関係機関からえるを紹介され、自分でえるに電話をしってくるというパターンが多い。その前に、関係機関から事前の連絡があると対応しやすい。又は、関係機関や支援者と一緒に来てくれると有り難い。

朝比奈

- 個人情報の提供についての同意を、本人からどの段階で得るのか。包括的な同意を得ておくとしても、えるにつなぐ段階で改めて本人の同意を得ておく必要がある。

市)樋口

- 確認する。

(4) その他

朝比奈

- 市川市よりそい支援事業が 7 月からスタートする。個別支援は(福)一路会、地域づくりは(福)市川社協が担う。一路会の「がじゅまる+」は 7 月 18 日から市役所第一庁舎内に事務所を設ける。動き出してからまた皆さんにご協力いただと思う。

	備考
<p>（基幹相談支援センター）</p> <p>第 77 条の 2 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする施設とする。</p>	
<p>①-1. 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の主務省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）</p>	<p>障害者総合支援法 77 条 1 項 3 号 （※市町村地域生活支援事業のうちの必須事業の一つ）</p>
<p>①-2. 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち主務省令で定める費用を支給する事業</p>	<p>障害者総合支援法 77 条 1 項 4 号 （※市町村地域生活支援事業のうちの必須事業の一つ）</p>
<p>②-1. 身体障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと</p>	<p>身体障害者福祉法 9 条 5 項 2 号</p>
<p>②-2. 身体障害者の相談に応じ、その生活の実情、環境等を調査し、更生援護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対して、直接に、又は間接に、社会的更生の方途を指導すること並びにこれに付随する業務を行うこと</p>	<p>身体障害者福祉法 9 条 5 項 3 号</p>
<p>②-3. 知的障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと</p>	<p>知的障害者福祉法 9 条 5 項 2 号</p>
<p>②-4. 知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと</p>	<p>知的障害者福祉法 9 条 5 項 3 号</p>
<p>②-5. 「精神障害者から求めがあつたとき」に「当該精神障害者の希望、精神障害の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障</p>	<p>精神保健福祉法 49 条 1 項</p>

	備考
害者が最も適切な障害福祉サービス事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行う」業務	
③ 地域における相談支援又は児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援に従事する者に対し、これらの者が行う一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業又は同項に規定する障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務	改正により追加 (R6.4.1 施行)
④ 第 89 条の 3 第 1 項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務	改正により追加 (R6.4.1 施行)
2 市町村は、基幹相談支援センターを設置する <u>よう努めるものとする。</u>	「設置することができる」から改正 (R6.4.1 施行)
3 市町村は、一般相談支援事業を行う者その他の主務省令で定める者に対し、第 1 項各号の事業及び業務の実施を委託することができる。	
4 前項の委託を受けた者は、第 1 項各号の事業及び業務を実施するため、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務省令で定める事項を市町村長に届け出て、基幹相談支援センターを設置することができる。	
5 基幹相談支援センターを設置する者は、第 1 項各号の事業及び業務の効果的な実施のために、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員法に定める民生委員、身体障害者福祉法第 12 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定により委託を受けた身体障害者相談員、知的障害者福祉法第 15 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により委託を受けた知的障害者相談員、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者その他の関係者との連携に努めなければならない。	
6 第 3 項の規定により委託を受けて第 1 項各号の事業及び業務を実施するため基幹相談支援センターを設置する者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。	
7 都道府県は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うよう努めるものとする。	改正により追加 (R6.4.1 施行)

障害者総合支援法施行規則（※ 現行の規定。令和 6 年 4 月から改正があるかどうかはまだ不明。）

	備考
<p>（法第 77 条第 1 項第 3 号に規定する主務省令で定める便宜）</p> <p>第 65 条の 10 法第 77 条第 1 項第 3 号に規定する主務省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は介護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。</p>	
<p>（法第 77 条第 1 項第 4 号に規定する主務省令で定める費用）</p> <p>第 65 条の 10 の 2 法第 77 条第 1 項第 4 号に規定する主務省令で定める費用は、次に掲げる費用の全部又は一部とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 民法第 7 条、第 11 条、第 13 条第 2 項、第 15 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 876 条の 4 第 1 項及び第 876 条の 9 第 1 項に規定する審判の請求に要する費用 二 前号の審判に基づく登記の嘱託及び申請についての手数料 三 民法第 862 条（同法第 852 条、第 876 条の 3 第 2 項、第 876 条の 5 第 2 項、第 876 条の 8 第 2 項及び第 876 条の 10 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報酬 四 前 3 号に掲げる費用のほか、成年後見制度の利用に関し必要となる費用であって、市町村において支給することが適当であると認めたもの 	

令和5年度千葉県相談支援従事者研修事業における実地研修実施要領

1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

2 定義

この実施要領における「実地研修」とは、「相談支援従事者研修事業の実施について（平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」に定める「相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム」又は「相談支援従事者現任研修標準カリキュラム」による研修効果を高めるため、研修受講者が地域の基幹相談支援センター及び地域の自立支援協議会を訪問した上で実習を行うことをいう。

3 実施主体

千葉県又は千葉県知事の指定した研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）

4 対象となる研修

- (1) 令和5年度千葉県相談支援従事者初任者研修（実施主体は千葉県）
- (2) 令和5年度千葉県相談支援従事者現任研修（実施主体は指定研修事業者）

5 実地研修の内容

- (1) 令和5年度千葉県相談支援従事者初任者研修
原則、研修受講者が勤務する（予定を含む）事業所がある市町村を管内とする基幹相談支援センターにより行う。
詳細は別紙1のとおり。
- (2) 令和5年度千葉県相談支援従事者現任研修
原則、研修受講者が勤務する（予定を含む）事業所がある市町村を管内とする基幹相談支援センター及び地域自立支援協議会により行う。
詳細は別紙2のとおり

6 市町村からの推薦及び協力等

- (1) 基幹相談支援センター等
研修受講者が実地研修を行う地域に設置される基幹相談支援センターは、市町村からの推薦によるものとする。

また、実地研修は基幹相談支援センターにより実施することを原則とするが、地域の実情により、他の包括的な相談支援を行う機関を推薦することも可能とする。

なお、この研修を実施することにより、地域の相談支援の質の向上や人材育成につながるものと考えられるため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定による地域生活支援事業の一環として協力いただきたい。

（2）地域の自立支援協議会

市町村等は、研修受講者が、地域の自立支援協議会の活動を見学することができるよう、開催日及び開催場所等の情報を千葉県へ提供するものとする。

7 実地研修を行う基幹相談支援センター等の決定等

前記6（1）の推薦により、実地研修を行う基幹相談支援センター等を千葉県が決定し、その旨を研修受講生へ連絡する。

また、実地研修の受け入れが決定した基幹相談支援センター等に対し、事前研修を開催する。

さらに、実地研修を行う研修受講生の氏名及び連絡先、勤務先の事業所名及び所在市町村、配慮事項等を事前に提供する。

8 個人情報の保護

この研修により知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせてはならない。この研修が終了された後においても同様とする。

また、研修受講者が実地研修により知り得た個人情報等について、個人情報等の漏えい等を防止するため、個人情報等の適切な管理のために誓約書を徴取するなど、必要な措置を講じること。

9 費用

市町村等に対し、実施主体からの費用の支出は予定していないため、地域生活支援事業の一環として費用を捻出するなどにより対応すること。

10 その他

この実施要領に定めるもののほか、実地研修に関し必要な事項は、別に定める。

○ 令和5年度千葉県相談支援従事者初任者研修

以下の「**実地研修③**」を市町村及び基幹相談支援センター等の協力により実施する。

1日目	【講義】 法制度の現状、サービス提供プロセス、相談支援（ケアマネジメント）の
2日目	目的や視点・技術、地域への視点
3日目	【講義・演習】 相談支援（ケアマネジメント）プロセスの体験演習①

【前期インターバル】

実地研修① 相談支援（ケアマネジメント）プロセスの実践

研修受講者が実際に関わっている障害当事者に対し、インテークからアセスメントを実施する。

4日目	【演習】 相談支援（ケアマネジメント）プロセスの体験演習②
5日目	【演習】 実践課題に基づくアセスメントの検討（グループスーパービジョン）

【後期インターバル】

実地研修② 相談支援（ケアマネジメント）プロセスの実践

5日目のグループ内の助言・自らの気づきを元に、再度アセスメントを実施するとともに、サービス等利用計画書（案）の作成を行う。

【後期インターバル】**実地研修③ 地域資源に関する情報収集**

就業予定の相談支援事業所等が所在する地域（市町村・障害保健福祉圏域等）の基幹相談支援センター等に出向き、オリエンテーション（集合型又はオンライン）を受けるとともに、**その地域の資源マップ（指定様式）**を作成する。

6日目	【演習】 実践課題に基づく計画の検討、ケースビュー 相談支援（ケアマネジメント）プロセスの定着演習①
7日目	【演習】 相談支援（ケアマネジメント）プロセスの定着演習②③

○ 令和5年度千葉県相談支援従事者現任研修

以下の「実地研修②」を市町村及び基幹相談支援センター等の協力により実施し、「実地研修③」を市町村及び自立支援協議会等の協力により実施する。

1 日目	【講義・演習】 法制度の現状、意思決定支援に着目した個別相談支援、 チームアプローチ（多職種連携）、コミュニティワーク、スーパービジョン
------	---

【前期インターバル】 実地研修① 相談支援（ケアマネジメント）プロセスの実践 研修受講者が実際に関わっている障害当事者について、事例一式（千葉県様式及びエコマップ）を作成する。	
---	--

2 日目	【導入講義（振り返り）】 意思決定支援に着目した個別相談支援 【演習】 実地研修①の報告及び検討
------	---

【後期インターバル】 <u>実地研修② 基幹相談支援センター等による事例検討及びスーパービジョン</u> 実地研修①で作成した事例一式を、演習2日目の助言や気づきを踏まえて再確認し、就業予定の相談支援事業所等が所在する地域（市町村・障害保健福祉圏域等）の基幹相談支援センター等に事例を提供し、 <u>事例検討やスーパービジョン</u> を受ける。	
--	--

【後期インターバル】 <u>実地研修③ 地域の自立支援協議会の見学</u> 研修3日目までの間に、 <u>地域の自立支援協議会の活動に見学参加</u> し、レポート（組織、開催状況、活動内容等）を作成する。	
--	--

3 日目	【導入講義】 チームアプローチ（多職種連携） 【演習】 実地研修②の実践報告、実地研修③の報告
------	--

4 日目	【導入講義（振り返り）】 スーパービジョン、コミュニティワーク 【演習】 研修受講者の1事例についてグループでGSVの体験演習 ワークシートによる地域をつくる相談支援の検討
------	--

相談支援部会 開催概要

0 開催概要	
R5年度 第1回 5月11日(木)	部会 対面開催 10:00~12:00
R5年度 第2回 7月13日(木)	部会 対面開催 10:00~12:00

1 課題・問題意識
<p>① Is-net より</p> <ul style="list-style-type: none">・研修会「虐待防止研修」～相談支援機関での虐待防止～より ⇒相談や通報が入ってから初動や、虐待認定まで時間がかかり、課題が残る・えくる運営協議会 ⇒Is-net を代表し、佐藤会長と岡部副会長が出席し、検討を行う・幹事会より ⇒強度行動障害についての研修会実施案 ⇒G S Vの報告 医療的ケア児の卒後の進路先の課題 など <p>② 権利擁護連絡会より</p> <ul style="list-style-type: none">・研修会より ⇒居住についての相談増→孤立しないよう細く長くの見守りが必要→「住まいの勉強会」 ⇒主に就労をしている人の家族より、計画相談が利用出来ないか・定例会より ⇒「市川市成年後見制度利用促進基本計画」R5年3月作成→R5年4月より市川市後見支援センター開始→利擁護支援を必要な人を見出し、繋げていく→「市川市成年後見制度等地域連携ネットワーク会議」の設置 など <p>③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業より</p> <ul style="list-style-type: none">・実務者会議より ⇒千葉県精神障害者家族会連合会から会員の高齢化、新規加入者の減少、後継者なし 家族会存続の危機に加え、多くの会員が親亡き後を課題に考えている ⇒病院から地域に移行するための最低限のニーズとは何か？ GHからの通院や入院時、可能な限りGHでも付き添いの支援をして欲しい 日中活動を多く求められ、本人崩れ再入院（日中サービス支援型GHに期待） GHからの地域移行も考える必要があるのでは？（通過型GH） など
2 短期的目標
地域課題が山積しているが、相談支援部会として改めて何に取り組んでいくか目標設定をする
3 中・長期的目標
相談支援事業所および相談支援専門員の体制作りや、人材育成および質の担保・向上 市川市地域全体における相談支援体制の仕組み作り

4 上記1を裏付けるデータ

5 上記1に対する方策・取組

各関連会議を主体として、各種研修会等を実施

6 取組の成果

相談支援部会において、関連会議からの報告の場において書面および口頭にて、報告がなされている

7 本会議や他部会・関連会議体に求めるもの

地域課題があげられているが、優先順位を付け、どの課題に取り組んでいくべきか一定の方向性を示す

8 その他

① 研修会（相談支援部会・就労支援部会合同開催） 3月14日、3月17日開催
「いま必要とされるアセスメント」について 参加者：1日目61名、2日目44名
⇒アンケート結果 別紙資料 参照

② 地域生活支援拠点等事業
⇒別紙資料 参照

③ 千葉県相談支援従事者初任者研修・現任研修
⇒別紙資料 参照。

令和5年度より、千葉県相談支援従事者初任者研修・現任研修の受講者のインターバル
実地研修を、各市町村の基幹相談支援センターと自立支援協議会にて行うことになる（県
実施要領参照）。現任研修の実地研修「地域の自立支援協議会の見学」については、令和
6年1月11日開催予定の市川市自立支援協議会相談支援部会にて対応する旨、今は県に
連絡してあるところ。

9 関連会議の開催概要

9-1 Is-net

4月12日 幹事会

5月10日 総会・情報交換会 参加者：27名

- ① 重層的支援体制整備事業について
- ② 市川市社会福祉協議会で実施しているサービスについて
- ③ グループワーク（日頃の悩み事や困り事についての共有）

6月27日 研修会「虐待防止研修」～相談支援機関での虐待防止～ 参加者：23名

7月3日 幹事会

9-2 障害者権利擁護連絡会

3月9日 家族会内部研修会 講師：がじゅまる朝比奈ミカ氏

3月10日 手をつなぐ親の会暮らしを考える会・研修会 講師：えくる長坂氏、芦田氏
アクセス岡村氏

4月27日 定例会

6月19日 定例会

9-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

3月2日 実務者会議「代表者会議報告・千葉県精神障害者家族会連合会より情報提供」

5月24日 実務者会議「市川圏域における障がい者グループホームの実情」

研修会「いま必要とされるアセスメントについて」1日目参加者アンケート結果

氏名	居宅介護	生活介護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	共同生活援助	地域相談支援	計画相談支援	障害児相談支援	地域活動支援センター	基幹相談支援センター	障害者就業・生活支援センター	公共職業安定所	その他	「相談支援について(総論)」の内容はいかがでしたか?	「アセスメントとは」の内容はいかがでしたか?	「事例紹介(市川市生活サポートセンターそらより)」の内容はいかがでしたか?	
1					○		○									5	4	5	
2	-	-							○	○						5	5	5	
3	-	-			○											4	4	5	
4									○	○						2	5	3	
5									○							5	5	5	
6	-	-								○						5	5	5	
7	-	-							○	○						5	5	5	
8				○												4	4	4	
9	-	-						○	○	○						5	5	5	
10	-	-							○						児童発達支援	4	4	4	
11	-	-			○					○						5	5	5	
12	-	-												○		2	4	3	
13	-	-		○					○							4	4	4	
14	-	-			○					○						4	4	5	
15						○										5	5	5	
16	-	-			○											4	4	4	
17													○			5	5	5	
18	-	-			○											5	5	5	
19	-	-								○							5	5	
20	-	-							○	○					放課後等デイサービス	5	5	5	
21	-	-								○						5	5	5	
22										○						5	5	5	
23					○											3	4	4	
24								○	○							5	5	5	
25	-	-				○										2	2	2	
26	-	-	○						○	○						5	5	5	
27						○										5	5	5	
28									○						自立訓練(生活訓練)	3	4	3	
29	-			○					○	○						4	4	5	
30	-	-										○				4	4	5	
31										○						5	5	5	
32	-	-								○						4	3	4	
33	-	-												○		3	3	3	
34	-	-	○						○	○					同行援護、重度訪問介護、移動支援	4	4	4	
計			2	2	5	4	7	3	2	1	13	9	0	1	1	2	Ave. 4.242	Ave. 4.412	Ave. 4.471

※ 1日目参加者…61名

姓	名	今後の研修などで取り上げて欲しいテーマがありましたらお聞かせください。
1		
2	-	事務職員向けの報酬や、請求についての研修。実地指導のようなもの。
3	-	
4		
5		市川市内の社会資源について、知識不足で知らないものや、知っていても利用方法がわからなかったりするものもあると思います。ですので、それらを知る機会があると嬉しく思います。
6	-	引き続き定期的に、ガイドライン研修は受けたいです。相談支援専門員同士で、こういう場合はどうなる、などの意見交換や、情報提供ができるといいなと思います。
7	-	個別支援計画書やモニタリングの取り方など。具体的な話があったらと思います。
8		
9	-	
10	-	児童発達から生活介護への移行支援について
11	-	基本的な面談技法や困難ケースへの対応など
12	-	
13	-	
14	-	・生活困窮者への支援について、具体的な事例など知れるとありがたいです(借金のある方や貯金が少ないが一方で働くことへの怖さや障害理解不足を感じており、就労移行を使いたいけど使えないという方のご相談が多く、生活面のサポートの知識不足を感じているため) ・定着支援で企業への介入をどのようにしていけば良いか(ご本人への支援だけでなく企業への環境調整も定着支援においては重要だと感じており、企業への介入をどのように上手くやっていけば良いか知れると大変ありがたいです)
15		人材育成を始めとしたマネジメントについての研修実施を希望します。福祉の現場は、旧態依然の経験と勘でやっている感が否めず、せっかく入職した職員が定着せず、人員不足の悪循環に陥っております。少しでもマネジメントのイロハを知る機会があると幸いです。
16	-	
17		
18	-	
19	-	・長期間服薬されていても症状が改善することなく、段々と悪化していってしまう方がいらっやっや、ご本人もご家族もドクターのことを信頼しているためお医者様に意見を言わない場合、福祉関係者として何が出来るかを検討する機会がほしいです。 長々と記載して明瞭なテーマを提示出来ず申し訳ございません。 ・福祉職員として『上から目線な物言い』をたまにしてしまうのですがその行為はあまり良くないと思うのでそうならないような方法を身につけられるような研修があると嬉しいです。 ・今回のアセスメント研修に繋がる部分かなと思うのですが、話を伺った際に『要点のまとめ方』『可視化、言語化の仕方』などを学べる機会があったら嬉しいです。
20	-	国際治療リハビリテーション研究所で行ってるVIM体操について
21	-	
22		☆相談アセスメント移行アセスメントの違いなど。
23		
24		
25	-	一般就労先の開拓の仕方 企業から仕事を受注する方法など、就労支援収入を上げるための研修など。
26	-	
27		
28		利用者さんに対する言葉使いについて。
29	-	新任の相談支援専門員に向けた市川ルールなどの説明のようなもの。強度行動障害のある方の支援事例など。
30	-	本人の理解と、コミュニケーションをテーマにした研修をしてほしいです。 支援者と関係性が崩れて計画相談やサービスが切れてしまうケースをたびたび聞くので、支援者と本人のボタンのかけ違えが少しでもなくなるような研修になればと思います。
31		
32	-	大勢の前で、独自の発言のある方への、具体的な対応の仕方を学びたいです。
33	-	
34	-	

	姓	名	そのほか、ご要望、ご意見などがありましたらお聞かせください。
1			お話しが巧みで興味が途切れませんでした。
2	-	-	こうした研修会に参加されない事業所との繋がりが持てるような取り組みが欲しい。
3	-	-	
4			
5			
6	-	-	とても勉強になりました。時間が長くなると思いますが、 講義を聞いたあとに話し合いができる場があると、さらに学びが深まるのではないかと思います。
7	-	-	貴重なお話を聞かせていただき、ありがとうございました。支援の質を上げるにはこのような研修が絶対に必要です。最低でも年に2回市川市の全事業所が参加する研修会があってもいいと思います。モニタリングなどで事業所訪問しますが、不安に思う事業所があります。是非、支援の質を向上出来るように考えていただければと思います。
8			
9	-	-	
10	-	-	代理で参加させて頂きましたが、初めてお会いする方ばかりで、ゆっくりお話も自己紹介もできませんでしたが、内容は興味深いものでした。ありがとうございました。
11	-	-	本研修で学んだことを日々の支援に活かしてまいりたいと思います。 貴重な機会をありがとうございました。
12	-	-	
13	-	-	
14	-	-	改めて自分自身の支援や、サービス管理責任者としてスタッフへの育成も含め、内省をする大変ありがたい機会でした。講師の皆様をはじめ、調整して下さった運営の皆様に感謝申し上げます。本当にありがとうございました。
15			アセスメント研修は、1回の実施に留まらず継続開催してほしいです。
16	-	-	
17			
18	-	-	
19	-	-	今回のような対面形式の研修も大変有り難いのですが、疲れやすい体質のためいつでも拝見出来るように 動画タイプの研修を増やして頂けたら嬉しいです。 難しいご提案かもしれませんが、ご検討頂けると幸いです。 久しぶりの研修でしたが、皆様の貴重なお話を伺う事で自分の中で更に考える事が増えたので非常に良い体験をさせて頂きました。 お忙しい中このような研修を開催頂きまして本当にありがとうございました。
20	-	-	相談支援についての研修またお願いします。
21	-	-	アセスメントの重要性を感じました。色々な立場の方のお話が聞きて、勉強になりました。ありがとうございました。
22			
23			
24			定期的に今回のような研修を行なって頂けたら、法人としても職員のスキルアップに繋がるので、今後ともよろしく願いいたします。
25	-	-	
26	-	-	
27			
28			
29	-	-	
30	-	-	部会を跨いで研修企画はとてもよかったと思います。
31			
32	-	-	
33	-	-	貴重なお話、大変参考になりました。 参加されていた業種を拝見するとアセスメント視点が異なるため、総論の捉え方が様々だと感じましたが、 相手の立場に立って物事を考える視点は変わらないので初心を忘れず現場で活かしていきたいと思います。 有り難うございました。
34	-	-	アセスメントを取る際に、その障害児者が自己肯定感を持っているかいないかで支援の幅が広がったりする。また、親御さんとの共依存など依存がある場合はなかなか難しい。障害児者の周りから見るコミュニケーション能力によっても就労、生活においても大きく変わる。

研修会「いま必要とされるアセスメントについて」2日目参加者アンケート結果

	姓	名	居宅介 護	生活介 護	就労移 行支援	就労継 続支援 A型	就労継 続支援 B型	就労定 着支援	共同生 活援助	地域相 談支援	計画相 談支援	障害児 相談支 援	地域活 動支援 センター	基幹相 談支援 センター	障害者 就業・ 生活支 援セン ター	公共職 業安定 所	その他	本日の内容は いかがでした か？
1	-	-									○	○						4
2	-	-		○							○							5
3	-	-			○													5
4	-	-					○		○									5
5	-	-					○											5
6	-	-			○			○										5
7				○			○				○							5
8	-	-									○	○					放課後等デイサービス	5
9	-	-								○	○							5
10															○			4
11							○											5
12	-	-					○											5
13					○													5
14	-	-				○												5
15					○			○										5
16	-	-				○						○						5
17	-	-	○		○						○							5
18						○												5
19							○											5
20	-			○							○	○						5
21							○											4
22	-	-								○	○	○						5
23	-	-	○								○	○					同行援護、重度訪問介護、移動支援	4
計			2	3	5	3	7	2	1	2	9	6	0	0	1	0		Ave. 4.826

※ 2日目参加者…ファシリテーター含め44名

	姓	名	今後の研修などで取り上げて欲しいテーマがありましたらお聞かせください
1	-	-	就労系だけではなく市内の事業者が一斉に集まるような研修ができれば面白いと思います！サービス等利用計画と個別支援計画などのテーマでも面白いのかなと思いました。
2	-	-	
3	-	-	困難事例の検討会
4	-	-	
5	-	-	今回のような実戦形式の研修は実際に見る事が出来たのでイメージがしやすくとてもためになりました。 演じるのが大変難しいと思うので簡単に出来る研修ではないかと思うのですが、今後もあったら是非参加させて頂きたいと素直に思いました。 研修のテーマに関しましては前回お送りさせて頂きましたので割愛させて頂きます。
6	-	-	難しいケースなどの事例検討
7			
8	-	-	一日目のアンケートに書きました。
9	-	-	事務員向けの研修会があると有り難いです。加算が複雑である為。
10			
11			☆障害者年金について学びたい ☆行動障害がある方を受け入れての作業所の心得等
12	-	-	
13			
14	-	-	
15			市川市に勤務するようになってまだ日が浅いこともあり、市川市やその周辺の地域資源が良く分かっていません。ここまでの歴史を踏まえた現在の地域資源や、その活用について、学びを深められたらと思います。
16	-	-	
17	-	-	
18			
19			3/14開催回のアンケートでも記載しましたが、人材育成を始めとした人的資源マネジメントをテーマにした研修を複数回、毎年度実施していただくと幸いです。上記、マネジメントが疎かになって人材が定着せず、人手不足が常態化しております。よろしく願いいたします。
20	-		
21			
22	-	-	
23	-	-	

	姓	名	そのほか、ご要望、ご意見などがありましたらお聞かせください
1	-	-	今回の研修について、 就労系の事業者の方にはとても勉強になったのではないかと思います。 相談支援専門員としては、グループワークで相談支援員役になった事もあり、いつもの業務をやったと言う印象でした。
2	-	-	
3	-	-	アセスメントについて 様々な立場や視点から聞き取りを行う大切さや、技術について学ぶことができました。 他の事業所の方とお話して、それぞれのやり方などもお聞きでき、今後の支援の参考になりました。 ありがとうございました。
4	-	-	1日目の講義も大変興味深いものでしたが、 2日目のグループワークは更に充実感がありました。対面での研修の意義をあらためて感じました。
5	-	-	今回の研修を企画して頂きまして本当にありがとうございました。
6	-	-	アセスメントの実践やグループワークは非常に勉強になり、多くの学びを得ることができました。 また研修の機会がございましたら、参加させていただきたいです。本当にありがとうございました。
7			
8	-	-	
9	-	-	参加されない事業所との繋がりが持てたり、行政の方も一緒に参加できるような研修会があるといいと思います。
10			開催時期を年度末月は避けていただくと、ありがたいです。
11			
12	-	-	実際におこなってみて、聞けていないことがたくさんあったことが分かりました。時間をかけすぎず端的に聞き、相手の方を理解できるようになりたいです。
13			様々な事業の支援者が顔を合わせ、必要とされるアセスメントについて学ぶことができ、とても有意義な時間でした。
14	-	-	他事業におけるアセスメントに対しての取り組みが知ることが出来て大変勉強になりました。 ありがとうございました。
15			
16	-	-	
17	-	-	
18			
19			特にございません。
20	-	-	普段関わっている分野では、ご家族の方にアセスメントを聞き取ることが多いため、 ご本人からアセスメントを聞き取るという難しさを改めて感じました。 また、就労事業所の方の知りたい情報に視点の違いを感じました。
21			
22	-	-	
23	-	-	その障害当事者だけを支援すればいいというわけではなく、 家族を丸ごと支援しなければいけない。 横の関係を強化し、色んな人と手を結び、支援に当たらなくてはならない。

参加者：障がい者支援課 山内氏、須賀氏、夏見氏、サンワーク石原氏、一路会久野氏
えくる芦田氏

(障がい者支援課樋口主幹、GH等支援ワーカー岩崎氏、サンワーク近藤氏は欠席)

○一路会久野より、現状のケース2件について詳細説明

・引きこもりの女性 両親・本人の3人家族

他の支援機関につなげたいが繋がり先がない。5月に父親から本人が暴れているので短期入所に入れてほしいと電話があり、当日中に訪問し短期入所に促すが本人拒否しサービスの利用なく終わる。

父親より、母親に手が出ているとのことだったため 虐待の可能性も考え支援課・えくる・母親ケアマネ・短期入所に連絡をする

・66歳自閉症の男性 母親と2人暮らし

12月中旬～3月末に母親が入院した。

緊急に短期入所の受け入れを行ったが、母親が入院中は年金の病院探し通院、定期的な通院同行、ストマ一等必要なものの注文するなど行った。短期入所として受け入れてもそれ以外に行うことが多かった。

いずれのケースも計画相談の動きに近いのではないか。本人たちにサービスを利用する意欲がなく介入が難しい。

→これが拠点としての特例的な対応なのか、スタンダードな対応なのか。

→相談支援専門員が計画に入り、「地域定着支援」「自立生活援助」などのサービスを入れていくのはどうか。

→サービス利用の導入部分は、兼務している状況ではきめ細かい動きができない。

えくるも多忙であり、拠点登録ケースを依頼することに抵抗感がある。

コーディネーターが行うべき業務か？と迷いながらも、かかわりがあるのが自分(コーディネーター)のみである為、必要と考える支援(定期的な家庭訪問・手続きの同行/代行 等)を行っている。

○基幹相談支援センターと拠点事業は何が違うのか。夏見さんより、基幹相談支援センター・拠点制度の比較説明

色々読み解いていくと、コーディネーターが緊急時に駆け付けないといけない感じ。

「地域障がい者の緊急時対応」が対象。

実績を上げていかないと予算が削られて必要のない事業と思われてしまう。続けていく為にはどうしたらいいか。

市としてもコーディネーターの動きが良く分からない。仕様書の内容もぼんやりしている。ここをクリアにしていくことで見えてくるか。

→市役所とコーディネーター側で、基幹相談支援センターと拠点事業の役割イメージが異なっている？

地域生活支援拠点事業 事業協力アンケート

ト

7件の回答

[分析を公開](#)



1. ご所属を教えてください

7件の回答

スマイル

里見工房

いちばん星おおぞら

社会福祉法人サンワーク南八幡ワークス

福祉支援の家ビーあるふぁ

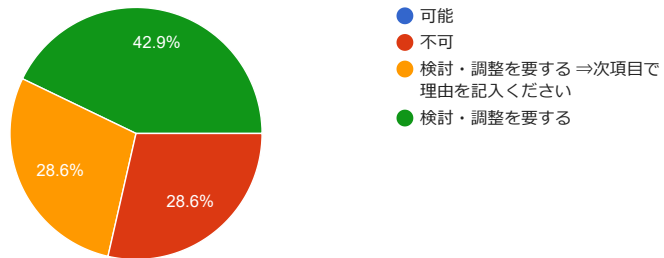
ウェーブ

福祉支援の家ビーいちかわ



2. 自法人の事業所の利用者に緊急時事態が発生した場合、緊急時の職員の派遣協力は可能ですか？

7件の回答



上記理由を記述ください

1件の回答

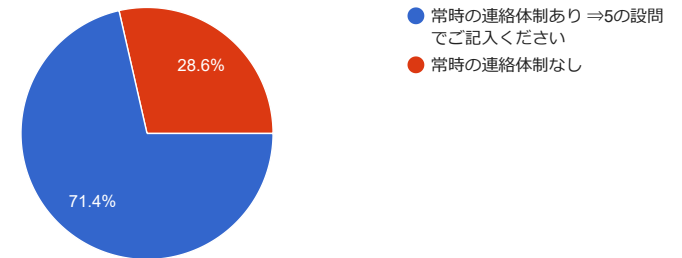
対応できる職員が限定されるため



3. 常時の連絡体制は確保されていますか？

コピー

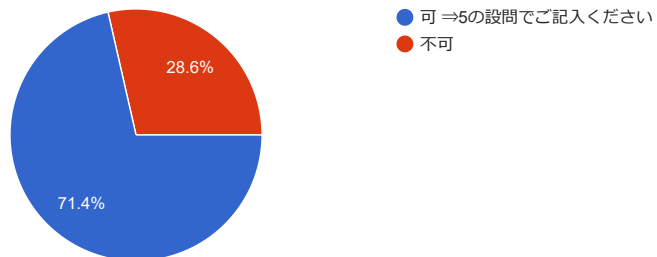
7件の回答



4.連絡体制が確保されていない場合、緊急時にコーディネーターが相談可能な連絡先を提供することは可能ですか。



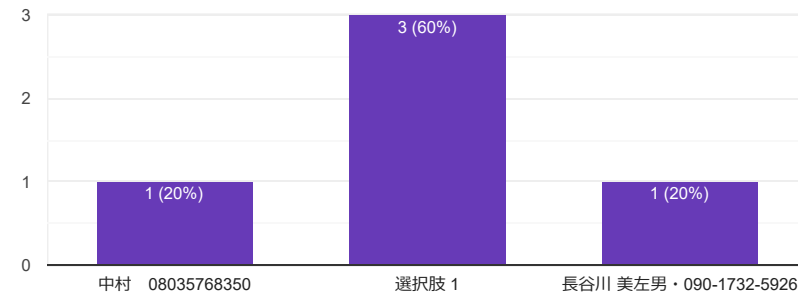
7件の回答



5. ※緊急連絡先の提供が可能な方(氏名・連絡先を記入ください)



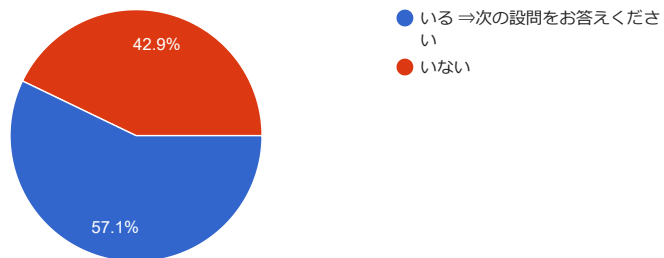
5件の回答



6.拠点事業の対象となりえる方はいますか？



7件の回答



7.コーディネーターに事前相談は必要ですか？必要であれば、障害種別・担当者の名前を記入ください。

1件の回答

すでに拠点事業に登録済みです



拠点事業に期待すること、ご意見があれば記載ください。

4件の回答

松戸市の近くに事業所があり、松戸市在住の方で拠点事業を活用したいケースが多くありますが、市川市の拠点の情報は入ってきて、近隣市区の状況が掴みにくい現状があります。他市の拠点事業とのネットワークの構築や、研修を通じた情報共有をしてくださることを期待しています。

難しいケースが多々ある中、いつもご尽力いただきありがとうございます。

障がい福祉サービスや介護保険サービスをご利用されていない方の社会的接点機能の役割に期待しております。

日中の多くの時間を共にしている私共が、積極的に考えて行こうと思います。

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。 [不正行為の報告](#) - [利用規約](#) - [プライバシーポリシー](#)

Google フォーム



コーディネーターからのご意見・提言

【身体障害担当 梨香園 山田さん】

短期目標

- ・重症心身障害者の緊急時受け入れの為のネットワーク作り。
短期入所を体験的に利用し、受け入れ事業所との関係性を密にする。支援が可能な職員を増やしておく。
- ・医療的ケアが必要な方の緊急時受け入れの為のネットワーク作り。
受け入れ事業所へ看護師の配置。または、24時間対応可能な訪問看護ステーションとの関係を作る。事業所の開設。

中期目標

- ・市川市内在住の身体障害者の生活状況の把握。手帳取得者の情報共有???
緊急時のリスク管理がどれだけでできているか必要性(ニーズ)を調査する。

長期目標

- ・医療的ケアが必要な方の緊急受け入れの為の体制作り。
受け入れ事業所へ看護師の配置。または、24時間対応可能な訪問看護ステーションとの連携。事業所の開設。
- ・介護福祉課の「あんしん電話」のような、夜間、自宅への駆けつけする為の仕組み作り。(浦安のように、駆け付けする職員を予め待機させておくのはどうか??)

【知的障害担当 一路会 久野さん】

地域の課題

《短期目標》

・コロナの落ち着き、短期入所を利用する方が増えてきている。その中には GH が見つからず、あったとしても知的障がい者にあつた GH がないため次に進めず、長期利用されている方がいる。

《中期目標》

・短期入所見学や宿泊会の咲楽苑だけでなく他のところでもできるといいと思う

《長期目標》

・今後、後見人が必要と思われるかたが増えてくるが親が亡くなる前に勧めていきたいが、どこまでやればよいのか？

《良かった点》

・サービスの利用がないかたの訪問に行った際に支援課で勧められたが拠点登録なんてしなくてよいと考えていたそうですが、面談時に話を聞きとり良かったと思われた方がいたので、引き続きそういった方がいた際には勧めていただきたいと思う

《どうしようもなく悩んでいるケース》

・引きこもり系の方

就労もなく、サービスを全く利用されていないが短期入所の支給決定はもっている。面談をし、短期入所や日中の事業所の見学を伝えると本人は興味を持っている様子はあるが親がいいと断られる

また、親が本人の対応に困っている時だけ連絡くるが、改めて連絡すると困ったことがないなどいわれる。本人が興味ないのであれば諦めがつくが、親の一存で拒否されることにちょっと納得がいかない

《お願いしたいこと》

・登録時に区分がない方は一緒に訪問に行けるとよいと思う

それはこちら調整次第の部分でもあると思っています。

・訪問に行った際に言われたが、家族が支援課に手続きに行ったときに

「サービスを使わないのであれば受給者証を返すように言われて返しちゃった」と再度手続きをしてもらったが申し訳なくなるのであんまり言わないでもらいたい

【精神障害担当 サンワーク 近藤さん】

※**地**は地域課題

短期

- ・拠点の事業計画の作成(市町村障害福祉計画との兼ね合い)
 - ・第三者評価 地域課題の整理、今後の方針の検討
基幹の運営協議会でこのままいくのか？ワーキンググループの開催？
 - ・えくるとの棲み分け、連携の仕方
 - ・拠点事業の対象者の整理
 - ・対象者数の概ねの把握
 - ・面的整備としての緊急対応の積み上げ（支援員制度の活用）
 - ・乳幼児期、学童期、高齢者での登録者もあり、子ども家庭支援課、児童相談所、介護福祉課、高サポとの協議・連携
 - ・コロナ感染者、濃厚接触者の対応
 - ・夜間かけつけ体制の整備
- 地**・精神疾患のある方の緊急時受け入れ先の確保
- 地**・入院に至らなかったが、不穏なケースの対応、受け入れ施設

中期

- ・コーディネーターの業務量増加への対応(ex 兼務→専従)
 - ・緊急時の経済的負担の軽減策。(短期入所・GH・レスパイト 負担 0 円にしたい)
 - ・サービス事業者の事業協力を得る
 - ・広報活動(広報活動の多様化)
- 地**・相談支援体制の強化(相談支援専門員の増加・委託相談・基幹相談の強化 等)
- 地**・相談支援専門員の加算(地域体制強化 共同支援加算(2000 単位)
地域生活支援拠点等相談強化加算(700 単位))の取得
→地域としての理解促進、連携の強化
- 地**・かねてより市内 3 精神科病院より、長期入院者の生活のアセスメントができる場の
必要性が意見として挙がっている。「体験の機会・場」としての機能整備が必要。

長期

- ・全障がい者世帯へ拠点事業の周知
- ・サービス事業者、相談支援専門員がご本人の親亡き後の準備、緊急時の対応を行うことができる。

生活支援部会 開催概要

I 部会開催概要及び部会における課題と課題の対する取り組み状況	
原則開催日	奇数月 第2火曜日 10時30分～12時30分 大洲ふれあいセンター2階集会室
幹事会	偶数月 日時は都度調整
第1回部会 5月9日	今年度メンバー構成・障がい者支援課体制について 中核地域生活支援センターくらっち 地域総合コーディネーター小原氏 医療法人社団ここらるらメンタルヘルス診療所しっぽふぁーれ 江波 茜氏
部会テーマについて	(協議・確認)
市内における支援者同士の連携強化と人材育成・確保・定着	
取組み	(協議・確認)
<ul style="list-style-type: none"> ①市川つながり交流研修会の実施（他部会との共同も検討）年2回 ②8050世代の暮らしを考える ③地域生活支援拠点事業の現状と課題整理、具体的な取組みの検討と実施 ④市川バージョンの行動障がいの事例検討等の検討と実施 ⑤短期入所の現状と課題の共有 ⑥新規事業所への部会ゲスト参加呼びかけ 	
第2回部会 7月11日	第5次ハートフルプラン策定に関する協力依頼について 市川市よりそい支援事業（案内） * 日中支援サービス型共同生活援助 事業所評価 ①ビーハック市川奉免町（忍足美保氏 小野浩嗣氏） ②Beans本八幡（寒竹真也氏 福嶋美宏氏） 各連絡会報告 第1回市川つながり交流研修会について（9月開催・就労支援部会共同）
1 課題	
①人材育成・定着 → 支援力向上の手立て	
②人材不足と確保 → 担い手不足の手立て	
2 短期目標	
連携強化→つながり交流会等の活用 行動障害等について研修ワーキング	
3 中長期目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・市川市における福祉人材確保に関する具体的取組実の検討と協議 ・圏域外からの福祉人材確保に対する具体的な取組みの検討と提言 	
4 上記1を裏づけるデータや5取組	
○連携強化	
①つながり交流勉強会（年2回定例化）	
②お泊りドレミや千葉商科大学と協働による重心児者のフォーラム企画	
③行動障害等について研修ワーキング	
④高次脳機能障害児者の勉強会や家族会	
⑤日中サービス支援型GH事業者との意見交換（事業所評価）	
⑥短期入所の現状と課題の共有	

6 取組の成果	
※新規事業所の部会ゲスト参加の呼びかけ	
7 本会議や他部会に求めるもの	
<ul style="list-style-type: none"> →人材確保（福祉人材・看護職の確保） →8050世代が抱える課題と具体的取り組み →相談支援から見えてくる課題の共有・重層的支援体制整備事業の共有 →障害者週間イベントの情報共有 	
8 その他	
※新規事業所の部会ゲスト参加の呼びかけ	
II 関連会議の開催概要	
①日中活動連絡会	偶数月隔月開催 16時～ふれあいセンター又はリモート
第1回連絡会 6月19日	今年度日中活動連絡会担当者について (強度)行動障害のある方への支援の仕組について：事務局機能 * プレ研修ワーキングプロジェクト準備 各事業所における虐待防止研修について:
②居宅介護連絡会	
	・未実施 人材不足により福祉公社拠点3拠点になるなどの厳しい状況。東部拠点廃止
③重症心身障害児者サポート会議（略：重心サポート会議）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・10月末：梨香園にてお泊りドレミを実施。災害時を想定。 ・12月2日千葉商科大学を会場にフォーラム開催 ・喀痰吸引等研修アンケートの実施からニーズ把握 ・医ケア児等C0「らいおんハート」「発達支援課」「障害者支援課」に配置。
④グループホーム等連絡会	
	<ul style="list-style-type: none"> ・市川で初めての日中サービス支援型開設にあたり自立支援協議会への報告について ・8050リスト調査（ソナエプロジェクト）について ・グループホーム等支援ワーカーの新しい取り組み
⑤高次脳機能障害児者サポート会議	
7月25日 支援者座談会開催	9月 家族交流会開催予定
⑥地域生活支援拠点事業について	
9月12日 時間の都合により次回部会にて報告	

就労支援部会 開催概要

0 開催概要	
7月7日	第一回就労支援部会
1 課題・問題意識	
<p>① 来年度から始まる短時間雇用における課題</p> <ul style="list-style-type: none">・来年4月から週労働時間数10時間以上20時間未満の方が雇用率に反映される（重度障がい者、精神障がい者）。そのことに伴い、福祉サービスの併用をされる方が出てくる可能性や就労希望者が増加する可能性が高い。 <p>② 利用者及び利用者御家族の高齢化</p> <ul style="list-style-type: none">・B型事業所では介護的な支援も含まれる現状もでている。・高齢の方の受け入れに関する問題。アセスメント方法や通所に至るまでの経緯や受け入れ方法等の悩み。・相談では高齢の相談（50代後半～70代）が増加、就労に結び付くのが難しい状況。 <p>③ 身体障がい者の方の相談の増加。市内に身体の方が通える福祉サービスが少ない。</p> <p>④ 支援対象者のグローバル化</p> <ul style="list-style-type: none">・外国語での支援が必要なケースが出てきているが、福祉制度等の専門用語を説明して伝えることが難しいという現状がある。 <p>⑤ 市内生活支援機関の情報共有</p> <ul style="list-style-type: none">・基幹相談支援センターえくる、中核地域生活支援センターくらっち、地域生活支援拠点等事業、生活サポートセンターそら、重層的支援体制整備事業 等	
2 上記1に対する方策・取組	
<p>① 新しい制度情報の早めの共有。</p> <p>② 高齢系サービスとの情報交換も必要になる。</p> <p>③ 市内に限らない、身体障がい受け入れ可能な事業所の情報収集。</p> <p>④ 福祉制度等の専門用語を説明できる通訳者の情報共有など。</p>	
3 本会議や他部会・関連会議体に求めるもの	
<p>○ 相談支援部会、生活支援部会との連携による研修会、情報交換会の開催。</p> <ul style="list-style-type: none">・生活支援が重要視されてきている中、就労部会だけの情報では不足しがちであり、他の部会との連携が必要とされる。	
4 その他	
<p>福祉的就労担当者会議では、10月より始まるインボイス制度がテーマとして挙がっている。就労継続支援B型事業所として気を付けるべき点などを共有するため、勉強会を開催予定。</p>	
5 関連会議の開催概要	
9-1	就労支援担当者会議（5/24）
9-2	福祉的就労担当者会議（5/17）
9-3	福祉的就労担当者会議（7/12）

こども部会 開催概要

0 開催概要	
7月21日(金)	令和5年度第1回こども部会 集合開催 14:00~16:00 (出席22名・欠席1名) <ul style="list-style-type: none">・「児童発達支援センターの役割と取り組み」発表・社会資源の資料について (報告)・関係会議の報告「医療的ケア児等連絡会」「障害児支援連絡会」・ハートフルプラン第5次計画策定アンケートについて
1 課題・問題意識	
年間テーマ「障害児支援に関する情報の共有と相談機関の充実」 <ul style="list-style-type: none">・障がい児への支援体制の充実・地域の課題の共有と連携体制の構築	
2 短期的目標	
<ul style="list-style-type: none">・相談体制の整備、周知・関係者間での情報共有と連携体制の構築	
3 中・長期的目標	
<ul style="list-style-type: none">・地域における障がい児支援の課題の検討・障がい児の支援体制の整備と活用・子どもに関わる全ての機関、関係者の連携協働体制の構築「切れ目のない支援体制」	
4 上記1を裏付けるデータ	
<p>・R4年度にアンケート調査を実施「円滑な地域支援に向けての課題を探る」から抜粋。 相談先が多岐に渡り、分かり難い。どのような相談でも気軽に出来る窓口がほしい。 専門職に相談出来る機能を拡充してほしい。分かりやすい相談機関の資料が欲しい。 各相談窓口やサービスの周知は進んでいるが、連携協力という繋がりは少ない。</p>	
5 上記1に対する方策・取組	
<ul style="list-style-type: none">・市川市内の事業所リストの整備や保護者向けハンドブックの作成を進めた。・相談先については、新たな機関を設ける前に、既存の「児童発達支援センター」と「市川市こども発達センター」を一次相談の窓口とし、関係者への周知を図る。	
6 取組の成果	
<ul style="list-style-type: none">・相談支援事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス等の事業所リストの完成、周知 (2023年7月完成)・現在進めている取り組み 『市内の社会資源についての情報のとりまとめ』 相談機能の強化	

7 本会議や他部会・関連会議体に求めるもの

8 その他

9 関連会議の開催概要

9-1 医療的ケア児等連絡会

第1回 6月22日

- ・医ケア児コーディネーター
- ・医ケア児に関わる支援ねとワークの仕組み作り
- ・支援者の質の向上のための研修会実施

9-2 障がい児支援連絡会

第1回 6月30日

- ・教育センターの就学相談の現状について
- ・特別支援学校、支援学級の状況
- ・教育、保育園、幼稚園、福祉事業所の横の繋がり、地域連携

そう だん まど ぐち いち らん
相談窓口一覧

高 齢

地域包括支援課（第1庁舎内）	047-712-8545
高齢者サポートセンター 国府台	047-373-6539
高齢者サポートセンター 国分	047-318-5565
高齢者サポートセンター 曾谷	047-371-6161
高齢者サポートセンター 大柏	047-338-6595
高齢者サポートセンター 宮久保・下貝塚	047-373-0763
高齢者サポートセンター 市川第一	047-700-5139
高齢者サポートセンター 市川第二	047-320-3105
高齢者サポートセンター 真間	047-322-8811
高齢者サポートセンター 菅野・須和田	047-326-7737
高齢者サポートセンター 八幡	047-376-3200
高齢者サポートセンター 市川東部	047-334-0070
高齢者サポートセンター 信篤・二俣	047-327-3366
高齢者サポートセンター 行徳	047-312-6070
高齢者サポートセンター 南行徳第一	047-359-6660
高齢者サポートセンター 南行徳第二	047-712-8022

障 が い

障がい者支援課（第1庁舎内）	047-712-8517
基幹相談支援センター 大洲 [えくる 大洲ステーション]	047-702-5588
基幹相談支援センター 行徳 [えくる 行徳ステーション]	047-303-3074

こ ども

幼稚園・保育園などの入園等に関すること	
子育てナビ八幡（第1庁舎内）	047-711-0135
子育てナビ行徳（第1庁舎内）	047-359-1208
妊娠・出産・育児に関すること	
母子保健相談窓口アイティ （第1庁舎内）	047-377-4511
母子保健相談窓口アイティ （市川駅南口 ザタワーズイースト内）	047-377-4511
母子保健相談窓口アイティ （南行徳保健センター内）	047-359-8785
母子保健相談窓口アイティ （行徳支所内）	047-359-8785

生 活 困 窮

市川市生活サポートセンターそら （分庁舎C棟）	047-704-0010
----------------------------	--------------

制度の狭間や複雑化・複合化ケース

福祉よりそい相談窓口 （福祉部地域共生課総合調整グループ）	047-712-8386
----------------------------------	--------------

市民の皆さまへ

令和5年7月より

いちかわし し えん じ ぎょう
市川市よりそい支援事業
（じゅう そう てき し えん たい せい せい び じ ぎょう）
（重層的支援体制整備事業）

スタート！



地域共生社会とは…

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会のことをいいます。

市川市よりそい支援事業とは…
（重層的支援体制整備事業）

社会福祉法の改正に伴い、令和3年4月に新たに創設された事業です。介護、障がい、子ども、生活困窮分野の既存の相談支援等を活かしつつ、「8050」「ダブルケア」「ヤングケアラー」などの複雑化・複合化した課題や「ひきこもり」などの制度の狭間の問題に対応するため、

- 対象者の属性を問わない相談支援
- 多様な参加支援
- 地域づくりに向けた支援

を一体的に実施し、包括的な支援体制を整備するものです。

※本市では重層的支援体制整備事業を「市川市よりそい支援事業」の名称で実施しています。

[本事業を構成する5つの事業]

- ① 包括的相談支援事業
- ② 多機関協働事業
- ③ 参加支援事業
- ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ⑤ 地域づくり事業

ヤング
ケアラー



ひきこもり



8050



ダブル
ケア



1 福祉よりそい相談窓口の新設

福祉よりそい相談窓口
を新設しました

制度の狭間や複雑化・複合化ケースの
相談を受け付けます

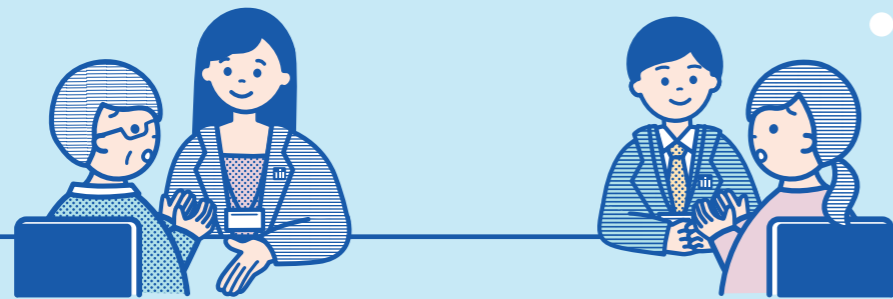
例えば・・・

ひきこもり

高齢の親と
ひきこもりの子

祖父母の世話をする
ヤングケアラー

介護と育児に
疲れている母



どこに相談すれば良いかわからない・・・

相談したいことが複数分野ある・・・

そんな時は、福祉よりそい相談窓口へ

福祉よりそい相談窓口 (市川市 福祉部 地域共生課 総合調整グループ)

開所時間 月～金 8:45～17:15 場所 市川市役所第1庁舎3階

047-712-8386

2 CSW(コミュニティソーシャルワーカー)の配置

誰もが住みやすい地域の実現に向けて
CSW(コミュニティソーシャルワーカー)
を配置しました

支援します

高齢でゴミ出しが大変になった

家族がひきこもりがちで心配...

地域のために何かしたい!

地域の活動に参加したい

サロン活動を始めたい

地域の情報を知りたい



CSWは、地域の多様な主体や個人の地域福祉活動の支援を行う
「ソーシャルワーカー」で、地域福祉を推進する専門職です。

地域の皆さんの「こんな地域になったらいいな」の声によりそい、
地域みなさんと一緒に誰もが暮らしやすい
支え合いの仕組みづくり・地域づくりに向けた
支援をおこなっていきます。



令和5年度第2回市川市自立支援協議会の日程調整について

令和5年度第2回市川市自立支援協議会の開催に関し、次の日時について、ご出席の可否をお教えください。

書き終わったら、障がい者支援課職員にお渡しくださいますようお願いいたします。

氏名 _____

	出席可否	備考
令和5年11月15日(水)午後		
令和5年11月16日(木)午前		
令和5年11月17日(金)午前		
令和5年11月17日(金)午後		
令和5年11月20日(月)午前		
令和5年11月21日(火)午前		
令和5年11月21日(火)午後		

(※場所は、市川市急病診療・ふれあいセンター集会室です。)

市川市 基幹相談支援センター



「えくる」は、市川市が運営を委託している、障がい者の総合相談支援機関です。障がいの種別や年齢に関わらず、生活の相談に応じ、一人ひとりに合わせたサービスの調整や、問題解決に向けた援助を行います。

1. 設置目的・概要

・ 設置目的

障がいのある人及びその家族等に対して、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、相談及び情報の提供や権利擁護の援助を含め、総合的な相談等を行うことにより、障がい者やその家族の自立と社会参加を促進し、地域住民の福祉の向上を図ること、また、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援事業及びサービス提供事業所の人材育成、各種相談機関等との連携強化のための取り組みを行うことを目的としています。

・ 開所年月日

平成29年4月より市川市急病診療・ふれあいセンター3階、市川市行徳支所内にて業務を開始。

・ 受託法人

特定非営利活動法人ほっとハート

職員体制 ソーシャルワーカー（常勤6名、非常勤1名）・非常勤事務員 2名

2. 事業内容

・ 障害者相談支援事業

障がい者等の生活上での困りごとや課題、ご希望について相談に応じます。相談内容から、福祉サービスの情報提供や、利用支援、関係機関との連絡調整など、支援体制や生活の土台づくりの為の支援を行います。障害福祉サービス利用時には、地域の計画相談支援・障害児相談支援事業との連携を進めていきます。

・ 権利擁護事業

障がい者の権利擁護を図るために、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業などの利用等を支援します。

・ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅及び公営住宅の入居にあたって、支援が必要な障がい者に対する支援を行います。

・ 地域の相談支援体制への支援等に関する業務

関係機関や事業所等とのネットワーク構築や、自立支援協議会へ出席し、課題分析・検討を行っていきます。

地域の相談支援体制の育成、強化及び支援を行います（連絡会議、事例検討等の開催、事業所訪問等）。

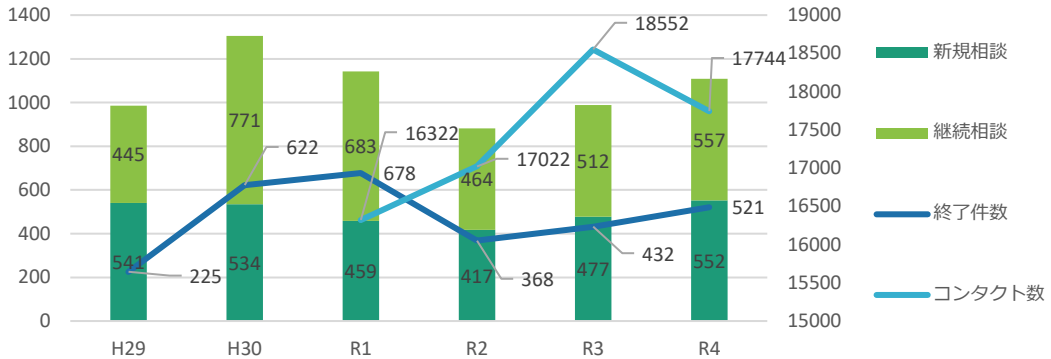
相談支援事業所からの相談に応じ、情報提供、助言、関係者会議へ出席、同行支援、専門機関への紹介等を行います。

R4年度の相談統計

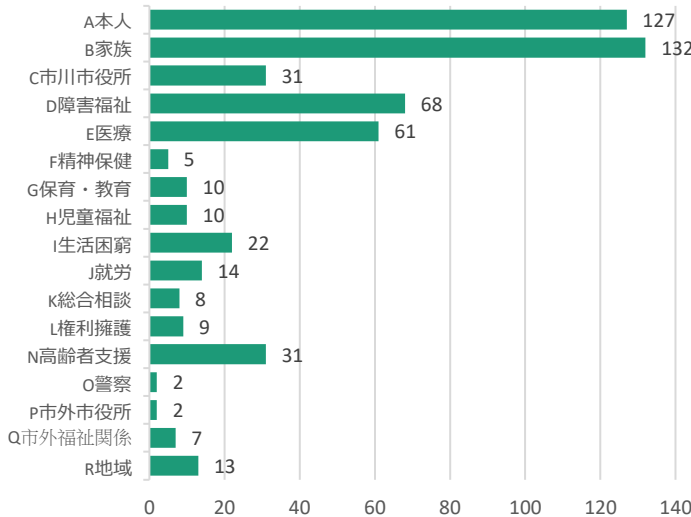
新規相談件数は昨年度より増加している
 相談の入口については本人、家族が多い傾向にあるが、
 医療関係、障害福祉関連機関からの相談も多くなっている。
 年代は20～50代の稼働年齢層が多いが、19歳以下や65歳以上
 の相談もあり幅広い年代の相談がきている。

相談者数

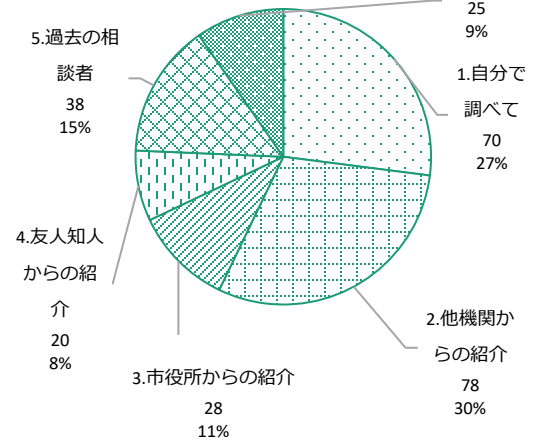
・ 新規相談：557名 / 合計相談人数:1,109名 / コンタクト数:17,744件



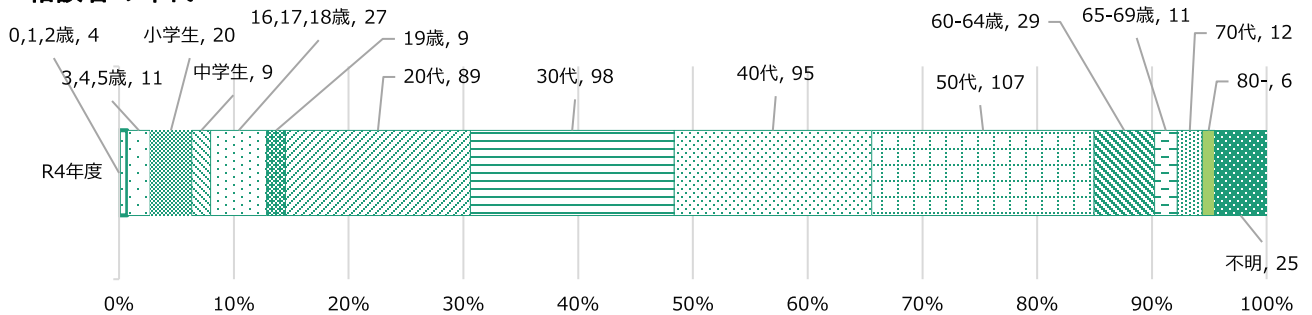
相談の入口



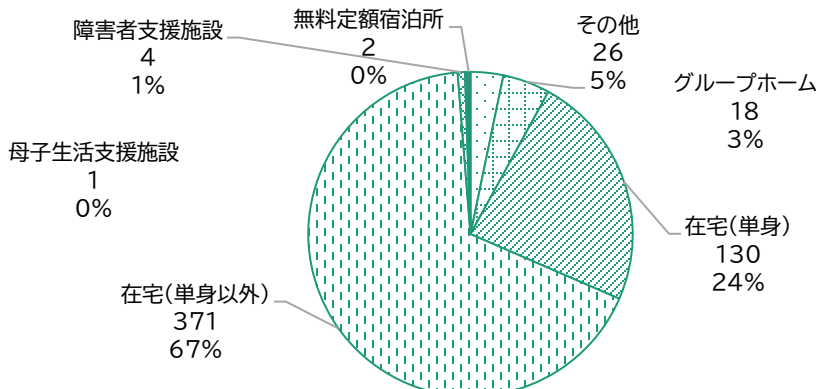
本人・家族がえくるを知った経緯



相談者の年代



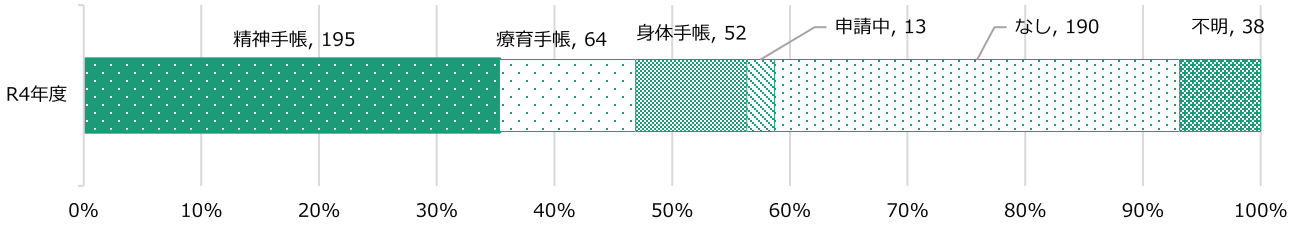
居住状況



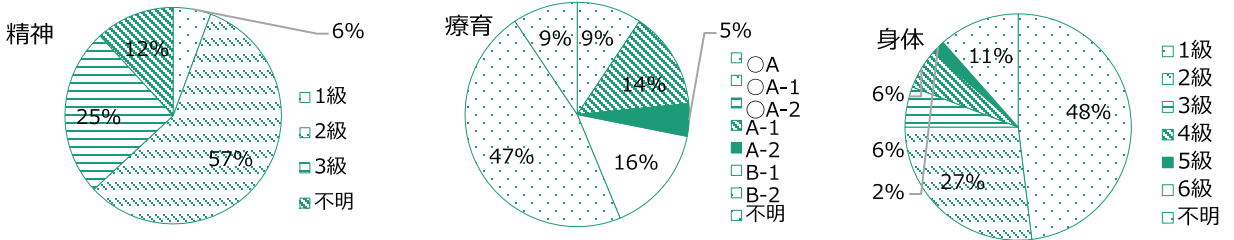
同居の家族等がいる相談者が多いが、
 単身生活の方の相談の方が、
 相談が中長期間に継続する傾向にある。

診断はされている、または自立支援医療は利用しているが手帳申請はしていない方の相談も多い。児童についても発達障害の診断はあるが手帳は持っていない子供の相談も多い。精神については2級が半数以上、療育についてはB-2が約半数、身体については1級が約半数になる。

新規相談時の手帳所持状況

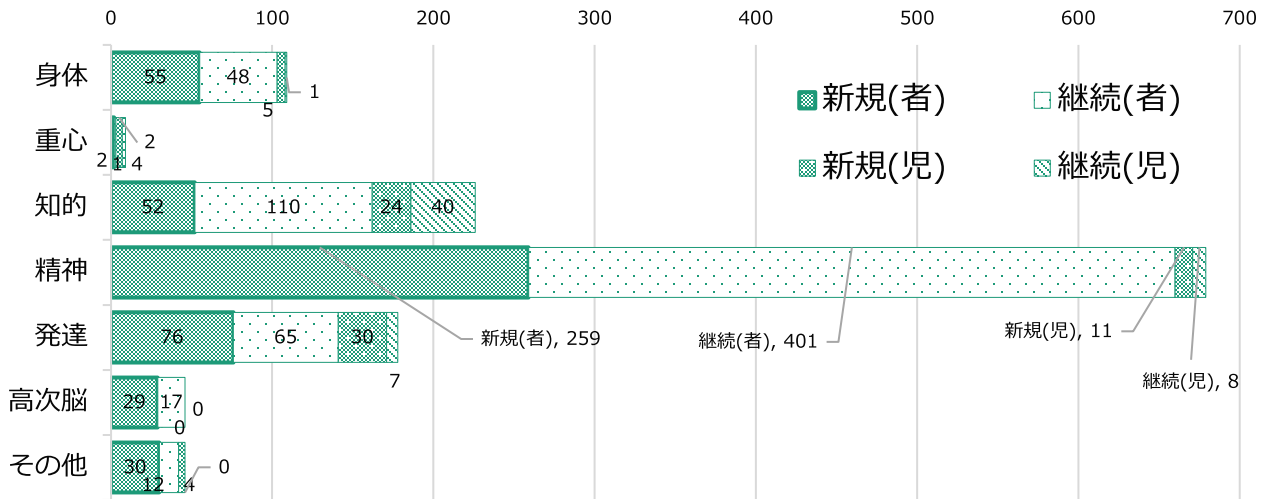


新規相談時の所持手帳の等級

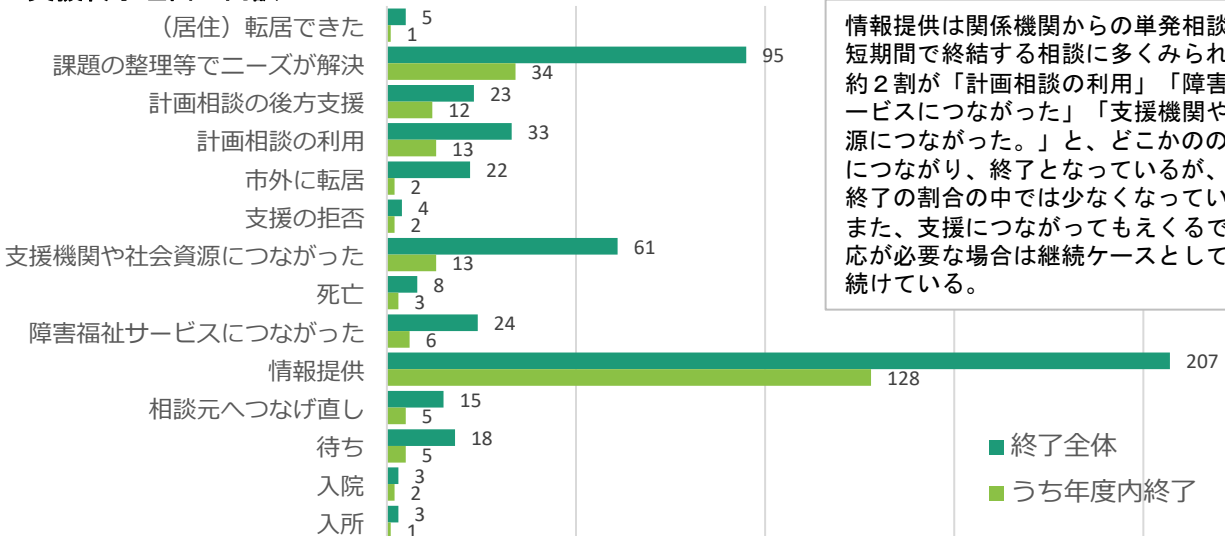


年度内に対応した相談者の障害種別内訳 (新規相談：557名 / 合計相談人数:1,109名)

精神、発達、高次脳も含めると約7割が精神科領域の相談者の対応になっている。知的、身体の順になる。全体の約1割が児童の相談者になっている。数は少ないが重心の相談者も成人、児童ともに対応している。



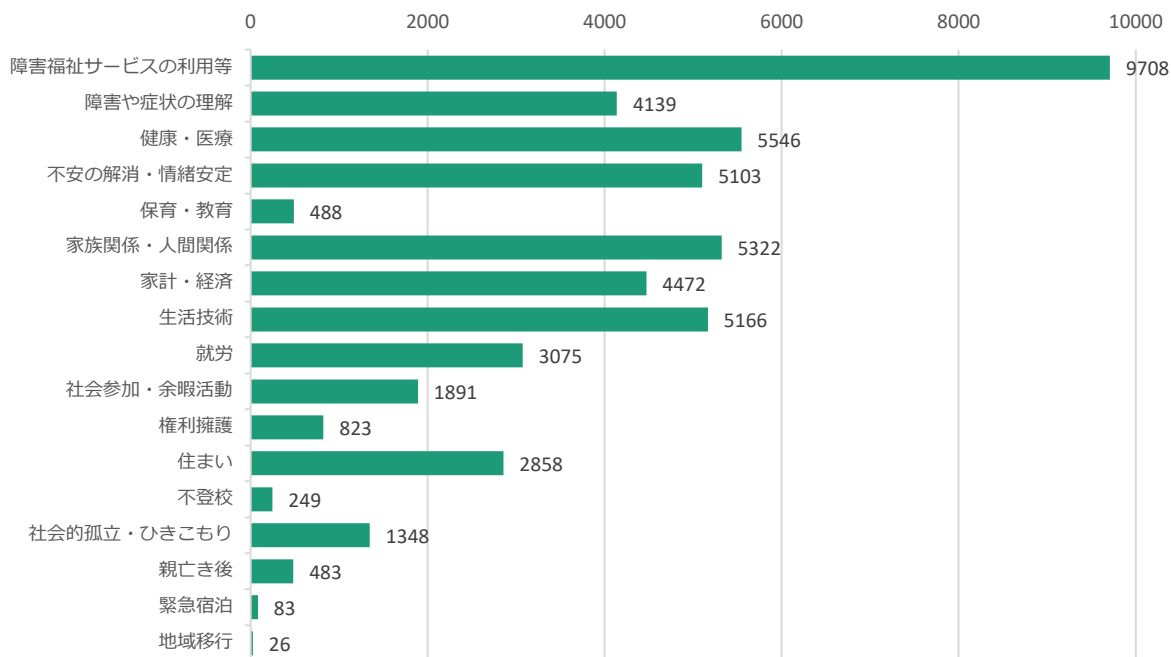
支援終了理由の内訳



情報提供は関係機関からの単発相談を含む短期間で終結する相談に多くみられる。約2割が「計画相談の利用」「障害福祉サービスにつながった」「支援機関や社会資源につながった。」と、どこかの支援等につながり、終了となっているが、全体の終了の割合の中では少なくなっている。また、支援につながってもえくるで継続対応が必要な場合は継続ケースとして支援を続けている。

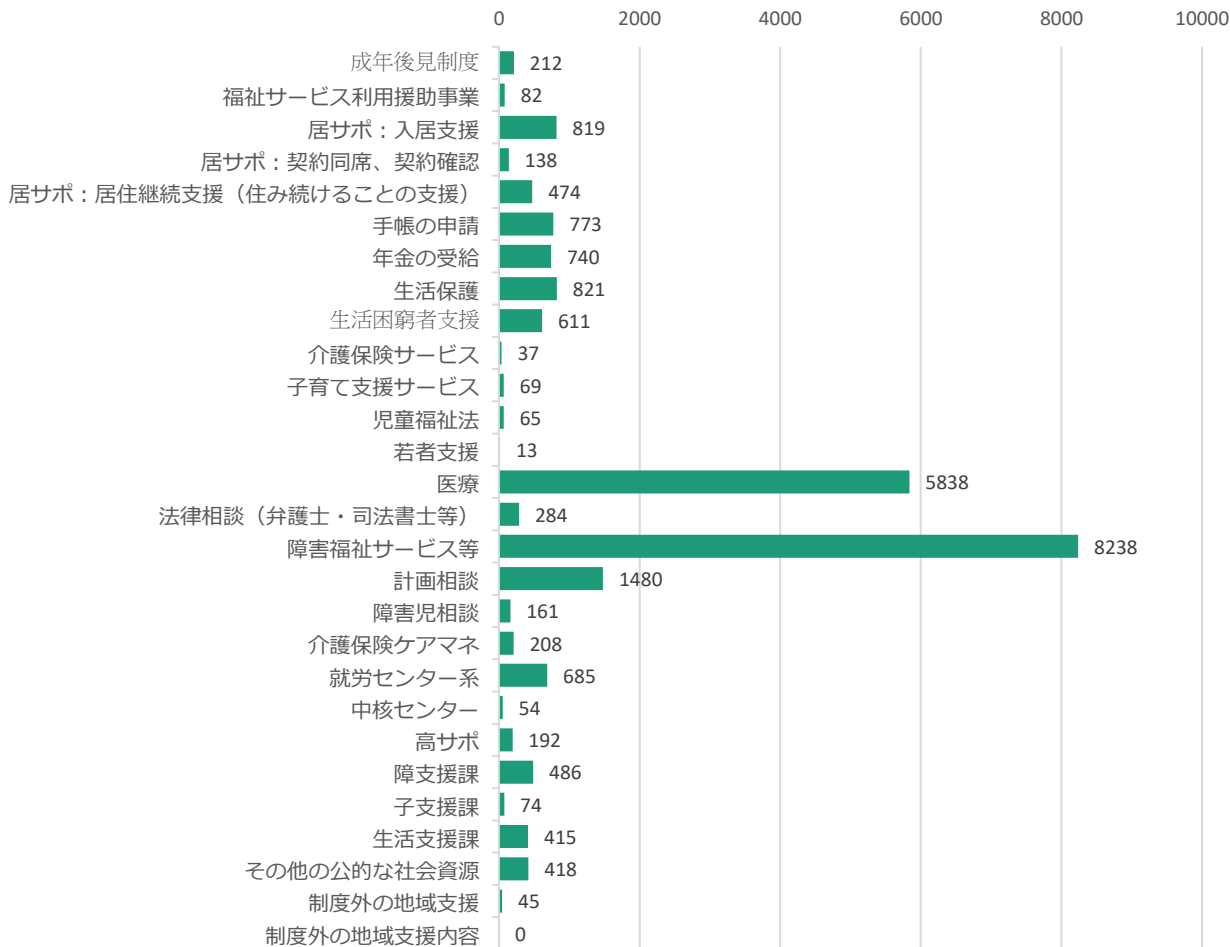
支援内容

障害福祉サービスの利用に向けた支援が最も多くなっている。
医療、経済、住まい、精神・情緒面、家族、人間関係など障害福祉サービスで対応が難しい支援を多く行っている。
権利擁護や地域移行についての支援件数は少なくなっている。
保育教育、不登校などは児童への支援として多くなっている。



具体的な社会資源の活用に向けた支援内容

障害福祉サービスの利用に関する支援が多くなっている。
次に、医療関連への支援（通院、入院の調整や同行、訪問看護の利用調整等）が多くなっている。
法律関連、若者支援への支援調整は少なく、今後さらに連携や理解を深めていく必要がある。

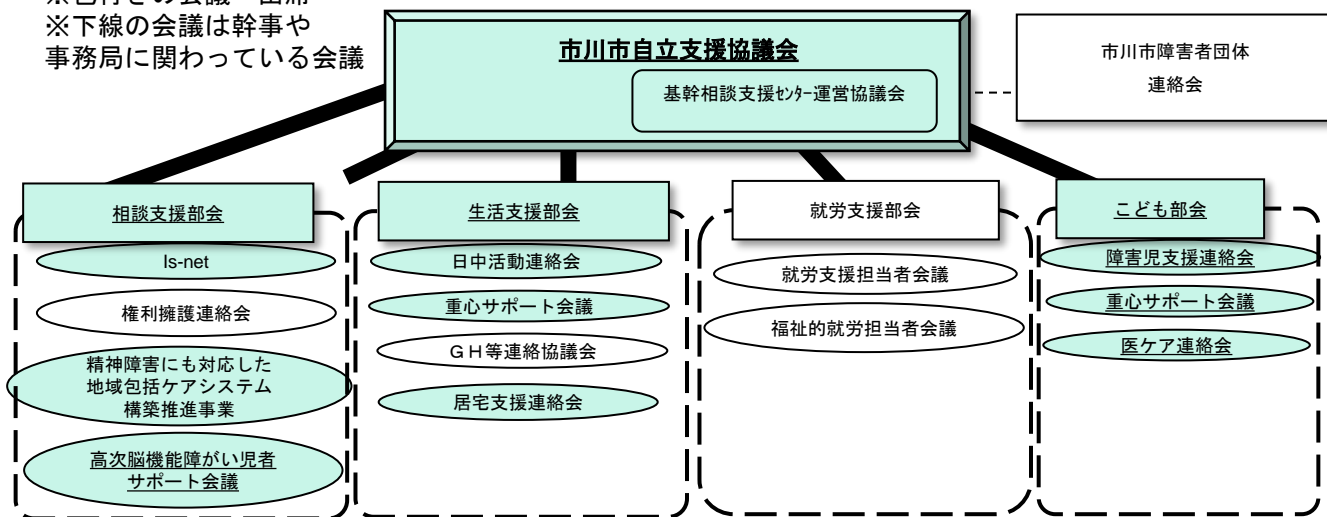


地域の相談支援体制への支援等に関する業務

自立支援協議会への参加

自立支援協議会関連会議への出席のほか、公的な様々な会議に出席している。他にも関係機関と合同で地域課題にむけたプロジェクトにも取り組んでいる。

※色付きの会議へ出席
※下線の会議は幹事や事務局に関わっている会議



拠点連携会議 / 相談・就労部会合同研修

その他関係機関・事業所等との会議、ネットワーク構築

<p>【公的な会議】 社会福祉審議会 要保護児童対策地域協議会 高齢者虐待防止実務者会議</p>	<p>【障がい者支援課との連携会議】 受理会議 連絡調整会議 障害者虐待連絡会議</p>
<p>【教育関連会議】 特別支援学校移行支援会議 須和田の丘支援学校運営協議会 特別支援教育連携協議会</p>	<p>【県内基幹相談支援センター関連会議】 千葉県基幹相談支援センター連絡会 東葛地区基幹相談支援センター連絡会</p>
<p>【地域課題に向けたプロジェクト】 ソナエプロジェクト 住まいの勉強会 678プロジェクト</p>	

グループスーパービジョン(GSV)

障がい者支援課と合同で実施。隔月でテーマを決め検討。
相談支援従事者が困難を感じる事例について検討・助言を行うとともに、地域の課題を抽出する。
相談支援の質の確保・評価・向上、相談支援事業所の後方支援、地域課題の集約

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
不登校・ひきこもり	にも包括	中止	強度行動障害 (テーマ変更)	8050	児童	にも包括	移動支援	
サンワーク	サンワーク		心ほっと	福祉公社	寺子屋	ACTIPS相談支援センター	SSU市川	リンク
えくる			CAN		福祉公社 ほっとの木	国府台病院	シルバン	愛ネット

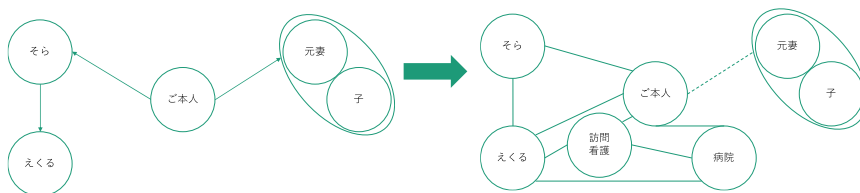
地域課題について

- ①不登校/児童：放デイ以外の居場所について。インフォーマルな資源含めて情報集約の必要性
- ②にも包括/地域移行：体験できる場、機会の創出、インフォーマルな見守り、居住（緊急連絡先、車いす対応など）ピアサポーターについて、医療との連携の必要性
- ③児童：ライフステージをつなぐ連携、就学に向けての教育分野の動きについて知る機会をつくる必要性。短期入所、移動支援の資源不足も課題。
- ④移動支援：通所・通学時のサポートについて、制度外も含めての必要
- ⑤居場所：母子や働いている方、不登校の子、親などが制度外でつながれる場所の必要性

“孤独・孤立”と地域・とえくるの連携

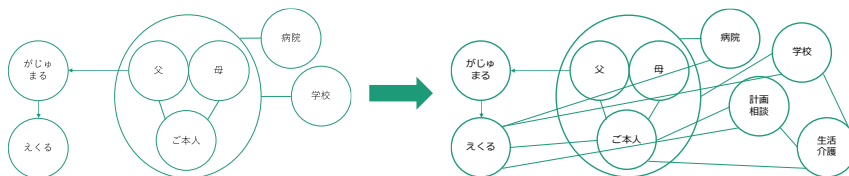
・ご本人の生活の安全を整えていくための医療との連携

- 生活困窮窓口（生活サポートセンターそら）からの相談。60代男性。身体手帳所持。精神手帳取得。
- 連携** 生活困窮窓口（生活サポートセンターそら）・病院・訪問看護ステーション
- 対応** 仕事での事故で高次脳機能障害となり障害年金で生活。家族との関係も悪く、記憶や現在の病状も安定しない状況もあり、今後の生活を整えるための支援体制について相談。意識消失も頻繁にあるため受診同行を行う。服薬管理など日常での難しさがあり、本人のできることと実際にできることのギャップがあるため、なかなか居宅介護などのサービスにはつながらない。本人も医療面の不安があるため、訪問看護を導入。本人の生活の見守りを強化し、医療と連携しながら自宅での安全な生活を整えるため対応を継続している。



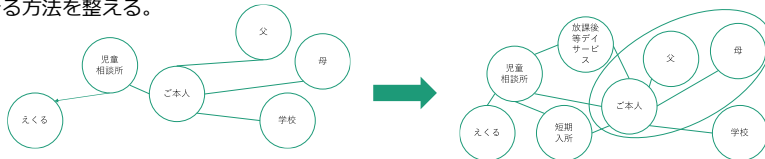
・学校から地域の障害福祉サービスへつながり続けるための連携

- 中核地域生活支援センター（がじゅまる）からの相談。10代女性。療育手帳所持。
- 連携** 中核地域生活支援センター（がじゅまる）・特別支援学校・児童相談所・病院・生活介護事業所・相談支援事業所
- 対応** 通学が安定せず、家で大声を上げるとのこと家族からがじゅまるへ相談。手帳を所持しているため、えくるに連携依頼。本人、家族から話をうかがうと、環境調整が上手くいかず、家族がスマホなどご本人の大事なものを取上げる時に大声があがることわかる。通学は本人も望んでいたが、制度上、通学支援はできないため、学校と連携し、登校の支援を行う。関係者会議等で学校と連携しながら、卒業後の進路も決定。通所は継続中。計画相談にもつながる。



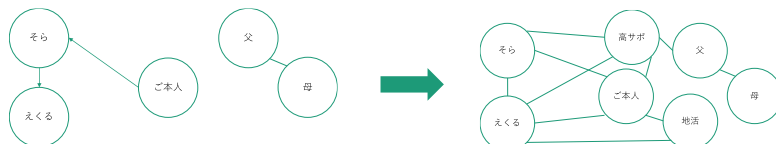
・児童相談所から地域に安全に戻るための連携

- 児童相談所からの相談。10代男性。療育手帳保持。
- 連携** 児童相談所・障がい者支援課
- 対応** 一時保護中だが解除後の見守りが心配、えくるで見守りをしてもらうか、見守りの方法を一緒に考えたいと相談。えくるでの不定期な関りは見守りとしては難しいため、定期的な見守りの仕組みを探る。①GHの利用②放課後等デイサービスの利用③リスクが高まる前の休憩として短期入所の利用④訪問看護の利用 本人や家族と面談しながら、児童相談所も含め支援の検討。障がい者支援課とも連携を取り、児童相談所担当の方が手続きを進め、自宅での見守り体制や必要に応じてリスク回避できる方法を整える。



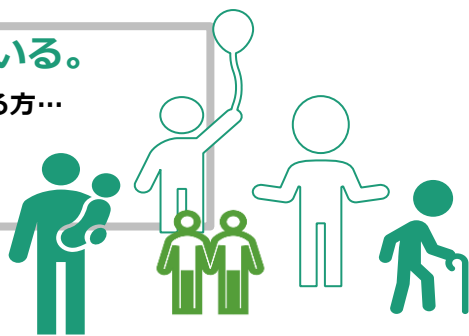
・本人、家族の将来の不安を一緒に考えるために介護福祉へつなげる連携

- 生活困窮窓口（生活サポートセンターそら）からの相談。40代男性。療育手帳取得。
- 連携** 生活困窮窓口（生活サポートセンターそら）・高齢者サポートセンター・地域活動支援センター
- 対応** 将来の不安に対し、障害福祉サービスの利用も視野に入れたいとのこと相談。本人の希望もあり緊急時のサービス利用に備え療育手帳取得。通所先とGHの見学等を行う。不定期な仕事の休みの日の過ごし方と日常の困りごとを相談できる先として、地域活動支援センターの利用開始。高齢の家族のことや将来についての不安解消のため、高齢者サポートセンターに生活サポートセンターそらと訪問。不安に対しての対応ご家族とともに検討。家族についての不安は高齢者サポートセンターで対応してもらおう体制を整える。



さまざまな理由で、支援につながりにくい方々がいる。

- ・ 本人、家族で困りごとを抱え込んで身動きが取れなくなっている方…
- ・ そもそも困り感に気が付いていない方…
- ・ 困って一緒に関係機関と動いているけれどうまくいかない方…



・ 成年後見制度は申請して使い始めたらもう大丈夫？

50代男性。療育手帳、精神手帳所持。

主訴 成年後見制度を利用して3年。毎月はじめに渡されたお金は途中でなぜか無くなってしまふ。ペットを病院にも連れて行かないといけな。洗濯機も壊れてしまった。助けて！

対応 金銭管理や突発的なことへの対応、対人関係を築くことが難しい本人。同居していた家族も高齢になり、施設入所となり本人のヘルパーや成年後見の利用手続きを進めが、ヘルパーと相性が合わず利用中断。後見人も会いたくないと話す。しかし困りごとが生じると（ほぼ毎日）えるへ連絡があり都度関係を築いた職員が対応。

今後の課題 ヘルパーの再導入、計画相談の利用など含め、本人が安心して相談できる体制を引き続き模索したい。

・ 福祉サービス利用援助事業（てるぼサポート）を利用して

40代男性。療育手帳所持。

主訴 仕事しながら頑張っているけれど、初めての一人暮らしで日常の困ったことをどうしていいかわからない。離れて暮らす家族のことも心配で助けてあげたい（金銭面含む）けれど、いろんなことが心配自分がおかしくなってしまう。

対応 社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業で、財産の管理（日常のお金の出し入れを含む）や、福祉サービスなどの手続きを行ってもらい安定している期間もあったが、職場や家族のことで落ち着かなくなってしまう。日常の困りごとの解決を行うことから関係を築き、本人だけではなく、家族の関係機関も含め、連絡調整を行い日々対応。しかし福祉サービス利用援助事業は本人の意志で解約。

今後の課題 理解の難しさなどに配慮しながら日々の対応を継続。経済面での困難が予測されるため生活保護なども視野に入れ、本人主体の安定した生活と支援体制のを検討。

・ 福祉サービスは利用するのに勇気がいる。

30代女性。手帳なし→精神手帳取得。

主訴 中学時代にいじめにあつて対人関係が怖く、通信制高校卒業後、家の手伝いをしながら生活している。「自立」しなければいけないと思っているけれど、何から始めたらいいかわからない。

対応 15年間ほとんど家族以外と話をしていなかったのが不安が強い。バスの中など人に会うと息苦しさを感じるようになり、精神科を受診し始めたことをきっかけに相談開始。2年間月1回程度のペースで障害福祉事業所を見学、体験したのち、周囲からの誘いもあり、通所開始。数ヶ月に一度、将来についての不安が高まると連絡がありえるで面談。

今後の課題 現在利用している福祉サービスの利用期限が切れる時に他に本人の相談先や安心して過ごせるところができていよう本人、関係機関と検討。

・ 福祉サービスを利用してほしいけれど、利用できる場所が見つからない。（家族より）

10代男性。療育手帳所持。

主訴 穏やかな性格で今まで過ごしてきたが、自分の好きなことへの衝動は抑えられないことがある。体も大きくなり、家族の静止を振り切って飛び出し危険と隣り合わせになることも出てきた。家族は心配で本人を一人にはしておけず、一緒に出かけることもできない。短期間でもいいから宿泊で預ける先を探したい。

対応 児童も受け入れている短期入所事業所を探すも、児童のため成人の施設での受け入れは難しい。さらに体も大きく児童の施設でも難しいことの回答。特性に応じて対応してくれる事業所はほとんどなく、あつても満員で利用できず。本人も家族も安心して過ごせる時間を増やすため、放課後等デイサービスの利用日数を増やし、移動支援も利用手続きを進め、本人落ち着いて過ごせることが増えた。

今後の課題 本人や家族の安定を維持できるよう、本人に関わる関係機関との連携を深め、新たな社会資源の開拓も続けつつ、リスクが高まった時に対応できるよう準備をしていきたい。

・ 住居入居等支援で住み始める支援と住み続ける支援。暮らし続けるしんどさ。

50代男性。精神手帳所持。

主訴 今の家は壁も薄く、隣の音が気になって昼夜問わず休めない。自分に合った仕事もなかなか見つからない。このままではどんどん具合も悪くなってしまう。

対応 近隣の騒音をきっかけに転居支援。就労については就労支援を提案するも、周りとのギャップを感じ、通所につながらず。新しい家も前ほどではないが近隣の音は気になり、落ち着ける環境ではない。少しでも防音になるよう一緒に室内を整えたり、辛さを面談で傾聴する中で今後について考えている。

今後の課題 本人との面談は続けつつ、安心して暮らせる環境の検討。本人に合った就労支援の検討。

“孤独・孤立”とえくるがつながることから見えてくる課題

令和4年度は、相談者本人や家族の社会的孤立や孤独について取り上げました。

市川市内は社会資源や福祉サービスは多い地域だと思えますが、その中でも支援や地域につながらず、地域で孤立している本人、家族は多くいます。

関係性の構築が難しくサービスにつながり続けることが難しいときや、

既存の福祉サービスや社会資源では対応できない困りごとが生じているとき（通学支援、病院との連携が必要な受診同行、本人の安心につながる見守り、不定期・イレギュラーな困りごとや、ちょっとした日常の不安の相談先など）、利用したいサービスはあるが数が不足したりして利用できないとき（計画相談、短期入所、強度行動障害のある方の居場所・住まい、地域定着、自立生活援助など）、地域で孤独になり、孤立してしまう方が増えてしまう可能性があります。

基幹相談支援センターの訪問によるアウトリーチ支援は、地域で孤立している方への有効な支援になりますが、このようなアウトリーチができる支援機関、ソーシャルワーカーが市内に少ない現状もあります。

また、基幹相談支援センターとしては、個別の相談だけでなく、地域の相談支援体制の強化に向けた動きもしてくなかで、相談者を地域で孤立させない地域づくりを相談支援専門員とも共に行っていくという視点の必要性を強く感じています。

“孤独・孤立”の状態から少しでも抜け出し、安心できるようなつながりを持って暮らしていけるよう、障害福祉領域にとらわれない広い視点で地域全体での連携や社会資源の活用、発見を図っていきたいと考えます。



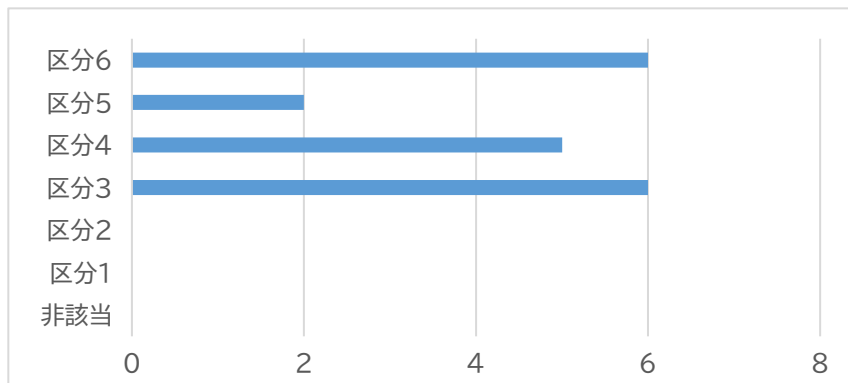
日中サービス支援型共同生活事業所報告・評価の中間報告

ビーハック日中支援型障がい者グループホーム市川奉免町

○定員 : 共同生活援助 19 人 短期入所 1 名 (8月満床予定)

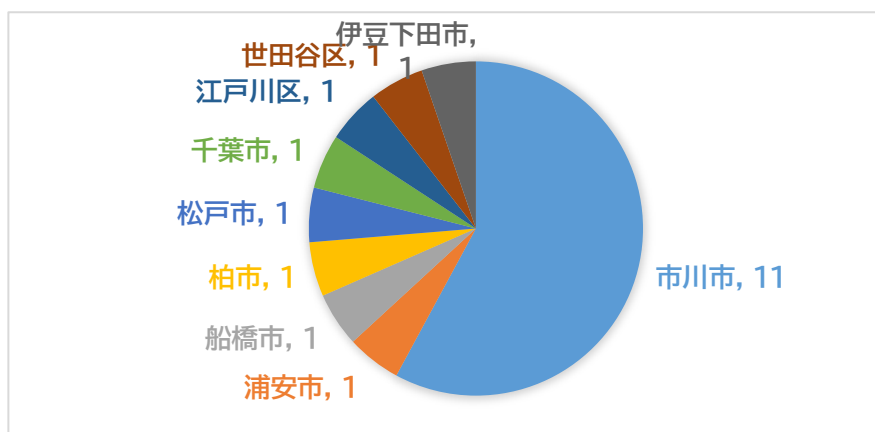
○利用者状況 :

- ・身体・知的などの重度の障害のある方を受入れ
- ・脊髄損傷・神経難病の方も受けている。
- ・訪看で対応可能な方であれば受入れ可能
- ・短期入所
緊急時受入れ実績あり



○支給決定の実施主体

- ・半数が市外
- ・本部からの問い合わせ
- ・広範囲にPRした結果



○支援体制

職員

・経験年数

- ・管理者 0年2月
- ・サービス管理責任者 4年0月
- ・世話人 0年0月(平均)
- ・生活支援員 1年6月(平均)

・月2回に訪問診療体制

・施設はバリアフリー構造で車いす移動が可能

・(身体)介護が必要な方がいるので介護福祉士の資格を持った職員が研修を行っている

○要望・意見

市内居住者の受入れを優先的(9割程度)に受け入れてほしい。(当事者親の会)

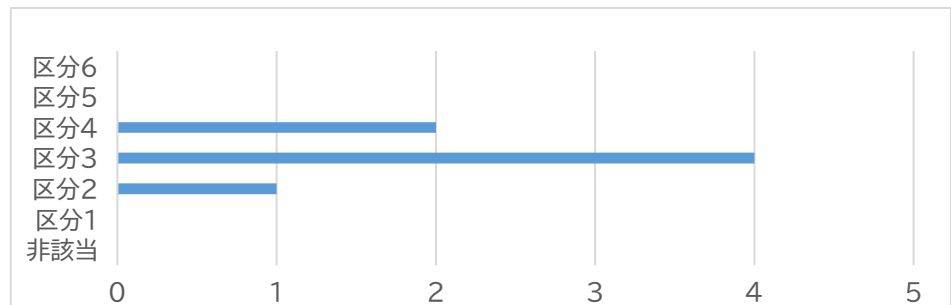
相談支援専門員も市内在住者でも足りていない状況がある。(同上)

利用者さんは満足している。(担当計画相談)

ビーンズ本八幡（株式会社ウェリオ social works）

○定員 :共同生活援助 20人 短期入所 3名（令和5年9月より）

○利用者状況 :



- ・精神障害者に特化
- ・医療観察法対象者の受入れ
- ・地域移行支援利用者の受入れ
- ・短期入所の受入れ:開所1か月で3名の受入れ 緊急時対応にも協力している。

○支給決定の実施主体



○支援体制

職員

- ・管理者 障がい者・高齢者訪問歯科 3年
- ・サービス管理責任者 障害福祉 17年
- ・その他 小児科医師(NICU、小児自閉症専門) 37年
- ・世話人 障がい者グループホーム経験者 3名+障がい者就労関係 1名+高齢介護 3名未経験+他験 2名
- ・生活支援員 看護師 2名+他未経験 1名

支援方針

体験利用時からアセスメントを重視。アセスメントシートの作成・共有を図る。

アセスメントに基づいた支援、スモールステップで目標を設定し、グループホームの生活に慣れてもらい、自立に向けた支援を行う。ゆくゆくは独居につなげる。

○課題

会話などができない程に認知が進んだ人、他害等がある人があり、その際にどこに連絡するのか。他の利用者の方の行動(他害等)で他の利用者の方の状態が悪くなってしまう時など、個人を支援する事と全体、施設を質の維持をどう保っていくかが課題となる。

○要望・意見

- ・地域の支援の仲間として心強い。精神中心ならでの悩みがあるかもしれないがその際は自立支援協議会などで課題等を出してもらいたい。
- ・緊急の受け入れ等を行ってもらい心強い。また、スモールステップであるが、ホームを足掛かりに外に出るとの事が聞けて嬉しい。

報告・評価シート

【報告日 令和5年5月25日】
 【評価日 年 月 日】

項目	【事業所記入欄】												
1 施設概要	事業者名	ビーハック日中支援型障がい者グループホーム市川奉免町								人員配置		日中	
	指定日	令和4年	12月	1日	世話人		生活支援員						
	所在地	市川市奉免町335-3								8人		4人	
	定員数（共同生活援助）	19人								（常勤換算後）		（常勤換算後）	
	定員数（短期入所）	1人								6.0人		3.6人	
	共同生活住居数	20戸								夜間			
	【住居の内訳】		【定員数の内訳】						世話人（夜間）		生活支援員（夜間）		
	【Aユニット（男性棟）】		9名						12人		人		
	【Bユニット（女性棟）】		10名						（常勤換算後）		（常勤換算後）		
	【短期入所】		1名						人		人		
1-2 職員について	<p>経験年数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者 0年2月 ・ サービス管理責任者 4年0月 ・ 世話人 0年0月（平均） ・ 生活支援員 1年6月（平均） 												

項目	【事業所記入欄】				
2 利用者状況 (令和 5年4月30日 現在)	障害支援区分	人数	内訳	主な障害種別利用者人数（重複はそれぞれ記入）	
	非該当	0人		身体	総 数： 4人
	区分1	0人			主に日中GHで過ごす人数： 4人
	区分2	0人		知的	総 数： 10人
	区分3	6人			主に日中GHで過ごす人数： 4人
	区分4	5人		精神	総 数： 2人
	区分5	2人			主に日中GHで過ごす人数： 2人
	区分6	6人		難病等	総 数： 3人
	合計	19人			主に日中GHで過ごす人数： 1人
2-2 利用者への 支給決定の実施主体	・市川市 11人 ・浦安市 1人 ・船橋市 1人 ・柏市 1人 ・松戸市 1人 ・千葉市 1人 ・江戸川区 1人 ・世田谷区 1人 ・伊豆下田市 1人				

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
3 利用者の主な日中の活動について	<p>・GH内で主にどのような日中サービスを提供しているか。</p> <p>日中に常時スタッフを配置しておりますので、昼食提供、居室清掃、洗濯支援、入浴介助、排泄介助の他、機能維持のためリハビリ歩行・散歩、塗り絵などのレクを実施しております。</p> <p>・外部の日中活動サービス等の利用人数及び内容について 前項「2 利用者状況」記載の利用者のうち、外部の日中活動サービスの利用者人数： 8人</p> <p>生活介護 8人</p>	
4 利用者に対する地域生活の支援状況について	<p>・利用者に対して外出や余暇活動の支援に努めているか。</p> <p>周辺の散歩外出、買い物同行支援、おやつ提供などを実施しております。</p> <p>・体験的利用等のニーズに対応しているか。</p> <p>体験利用者 13人</p> <p>緊急または直接本入居の必要がない場合は原則皆様に体験利用をしていただいております。</p>	
5 支援体制の確保について	<p>・日中・土日を含めた常時の支援体制が確保されているか。</p> <p>ユニットごとに日中（土日を含む）は2～3名のスタッフを配置。夜間はユニットごと1～2名のスタッフを配置しております。</p>	

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価				
6 地域に開かれた運営について	<p>・家族や地域住民との交流の機会が確保されているか。</p> <p>-----</p> <p>・ご家族、地域住民にご参加いただくバーベキュー大会を実施予定。町会参加は当該地域町会長様より法人加入は不要とのことでしたが、引継ぎ交流企画にご案内して関係を深めて参りたいと存じます。</p> <p>・実習生やボランティアを積極的に受け入れているか。</p> <table border="1" data-bbox="851 557 1304 654"> <tr> <td data-bbox="851 557 1173 602">受け入れ人数</td> <td data-bbox="1173 557 1304 602">実 習 生： 0人</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1173 602 1304 654">ボランティア： 0人</td> </tr> </table> <p>開設5か月ですので実績はございませんが、次年度以降、受け入れ対応をして参りたいと存じます。</p>	受け入れ人数	実 習 生： 0人		ボランティア： 0人	
受け入れ人数	実 習 生： 0人					
	ボランティア： 0人					
7 短期入所の併設について	<p>・地域で生活する障害のある方を積極的に受け入れているか。</p> <p>-----</p> <p>短期入所実績 1名</p> <p>・緊急・一時的な支援等の受け入れに対応しているか。</p> <p>-----</p> <p>強度行動障害により他のグループホームを退去しなければならなくなった方の受け入れを行ないました。</p>					
8 相談支援事業者や他のサービス事業所との連携状況について	<p>全ての生活介護事業所と連絡帳の活用や担当者会議などへの参加により常に情報共有と連携に努めております。</p>					

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
9 その他	<p>(1) 利用者の個別支援計画の内容は適切か。 (利用者の個別支援計画をご提出ください。)</p> <hr/> <p>ご提出いたします。</p>	
	<p>(2) 市川市自立支援協議会及び各部会にご出席の際は、 実際に事業所（グループホーム）に勤務している方 ご出席をお願いします（サービス管理責任者等）。</p> <hr/> <p>管理者が出席させていただきます。</p>	
	<p>(3) 可能であれば、事業所（グループホーム）における 事業の実施状況を実際に現地で確認させてください。</p> <hr/> <p>可能です。</p>	
	<p>(4) 社会福祉法第82条に基づきサービスに係る苦情を適切 に解決するため第三者委員を置く場合、市川市自立支援 協議会の構成メンバー等を選任することは可能か教えて ください。</p> <hr/> <p>可能です。</p>	

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
9 その他	<p>(5) 管理者や従業者に対する研修の実施状況について教えてください（回数、内容等）。</p> <hr/> <p>ウェルビーラーニングを活用した年間の研修計画がございます（4月対人援助、5月虐待防止、6月身体拘束廃止、7月BCP、8月感染症予防、9月精神疾患、10月服薬管理、11月ハラスメント、12月食中毒予防、1月人権擁護、2月障害福祉、3月コンプライアンスと個人情報保護）。また、毎月一回のサービス管理者研修、適宜の救命救急研修などの他、施設単位での介護技術研修を月2回実施しております。</p>	
	<p>(6) 市川市では、面的な体制として整備する方向で、地域生活支援拠点等の整備を進めています。この趣旨をご理解いただき、面的な体制の一部として、地域の障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた支援体制づくりに、可能な限りにおいてご協力いただけますか。</p> <p>（例：緊急時の短期入所利用の受入れ、病院や施設から地域生活へ移行するための地域生活の体験の機会の提供など）</p>	
	<hr/> <p>現在、積極的に各団体の連絡会・協議会へ参加させていただいており、近頃では市内親の会様との交流も盛んになってまいりました。今後も様々な支援団体様や機関との連携を進めて参りたい所存でございます。</p>	

報告・評価シート

【報告日 2023年7月11日】

【評価日 2023年6月20日】

項目	【事業所記入欄】									
1 施設概要	事業者名	株式会社ウェリオsocial works				人員配置	日中			
	指定日	2023年	5月	1日	世話人		生活支援員			
	所在地	市川市八幡3-8-10					9人	3人		
	定員数（共同生活援助）	15人					(常勤換算後)	(常勤換算後)		
	定員数（短期入所）	1人					4.91人	1.93人		
	共同生活住居数	2戸					夜間			
	【住居の内訳】		【定員数の内訳】				世話人（夜間）	生活支援員（夜間）		
	【Beans本八幡】		8名				4人	人		
	【Beans本八幡 2nd】		8名				(常勤換算後)	(常勤換算後)		
			名				1.7人	人		
1-2 職員について	<p>経験年数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者 障がい者・高齢者訪問歯科3年 ・ サービス管理責任者 障害福祉17年 ・ その他 小児科医師(NICU、小児自閉症専門) 37年 ・ 世話人 障がい者グループホーム経験者3名 + 障がい者就労関係1名 + 高齢介護3名 + 他未経験2名 ・ 生活支援員 看護師2名 + 他未経験1名 									

項目	【事業所記入欄】				
2 利用者状況 (令和5年6月20日 現在)	障害支援区分	人数	内訳	主な障害種別利用者人数（重複はそれぞれ記入）	
	非該当	人		身体	総 数： 人
	区分1	人			主に日中GHで過ごす人数： 人
	区分2	1人		知的	総 数： 1人
	区分3	4人			主に日中GHで過ごす人数： 1人
	区分4	2人		精神	総 数： 6人
	区分5	人			主に日中GHで過ごす人数： 4人
	区分6	人		難病等	総 数： 人
	合計	人			主に日中GHで過ごす人数： 人
2-2 利用者への 支給決定の実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市川市 4人 ・ 浦安市 1人 ・ 葛飾区 1人 ・ 松戸市 1人 				

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
3 利用者の主な日中の活動について	<p>・GH内で主にどのような日中サービスを提供しているか。</p> <hr/> <p>・外部の日中活動サービス等の利用人数及び内容について 前項「2 利用者状況」記載の利用者のうち、外部の日中活動サービスの利用者人数： 1人</p>	
4 利用者に対する地域生活の支援状況について	<p>・利用者に対して外出や余暇活動の支援に努めているか。 生活物品や家具の購入に同行し、一人での外出が難しい方にも外出の機会を作るようにしております。</p> <hr/> <p>・体験的利用等のニーズに対応しているか。 すべての本入居希望の方に、事前の体験利用をお願いしています。</p>	
5 支援体制の確保について	<p>・日中・土日を含めた常時の支援体制が確保されているか。</p> <hr/> <p>24時間職員を配置しております。</p>	

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価				
6 地域に開かれた運営について	<p>・家族や地域住民との交流の機会が確保されているか。</p> <hr/> <p>自治会長、民生委員(大芝原自治会)方に開設の際にご挨拶をしております。</p> <p>・実習生やボランティアを積極的に受け入れているか。</p> <table border="1" data-bbox="851 558 1304 656"> <tr> <td data-bbox="851 558 851 656">受け入れ人数</td> <td data-bbox="851 558 1203 602">実習生： 0人</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="851 602 1203 656">ボランティア： 0人</td> </tr> </table> <p>今後、ボランティアの受け入れを予定しております。</p>	受け入れ人数	実習生： 0人		ボランティア： 0人	
受け入れ人数	実習生： 0人					
	ボランティア： 0人					
7 短期入所の併設について	<p>・地域で生活する障害のある方を積極的に受け入れているか。</p> <hr/> <p>・緊急・一時的な支援等の受け入れに対応しているか。</p> <hr/> <p>6月に短期入所の受け入れを予定しております。</p>					
8 相談支援事業者や他のサービス事業所との連携状況について	<p>市川市の2つの相談支援事業所や(サンワーク様、心ほっと様)病院のSW様と主に連携をとっています。</p>					

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
9 その他	<p>(1) 利用者の個別支援計画の内容は適切か。 (利用者の個別支援計画をご提出ください。)</p> <hr/> <p>添付資料をご確認ください。</p>	
	<p>(2) 市川市自立支援協議会及び各部会にご出席の際は、 実際に事業所（グループホーム）に勤務している方 ご出席をお願いします（サービス管理責任者等）。</p> <hr/> <p>常勤配置の管理者が参加させていただきます。</p>	
	<p>(3) 可能であれば、事業所（グループホーム）における 事業の実施状況を実際に現地で確認させてください。</p> <hr/> <p>随時の見学をお受けしております。</p>	
	<p>(4) 社会福祉法第82条に基づきサービスに係る苦情を適切 に解決するため第三者委員を置く場合、市川市自立支援 協議会の構成メンバー等を選任することは可能か教えて ください。</p> <hr/> <p>可能です。よろしくお願いたします。</p>	

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
9 その他	(5) 管理者や従業者に対する研修の実施状況について教えてください（回数、内容等）。	
	<p>5月20～23日の4日間で初期研修を行いました。 今後半年に一回の社員研修を予定しております。 （ドクター、サービス管理責任者、市川市グループホーム支援ワーカー様を講師として開催しました。）</p>	
	<p>(6) 市川市では、面的な体制として整備する方向で、地域生活支援拠点等の整備を進めています。この趣旨をご理解いただき、面的な体制の一部として、地域の障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた支援体制づくりに、可能な限りにおいてご協力いただけますか。 （例：緊急時の短期入所利用の受入れ、病院や施設から地域生活へ移行するための地域生活の体験の機会の提供など）</p>	
<p>はい、ご協力をさせていただきます。 病院からの地域移行対象者を積極的に受け入れて参ります。</p>		

第5次いちかわハートフルプラン (案)

市川市障害者計画

第7期市川市障害福祉計画・第3期市川市障害児福祉計画

【令和6～8年度】

(2024～2026年度)



市川市

-目次-

第1部 総論

第1章 第5次いちかわハートフルプランの概要

第1節	これまでの経緯	2
第2節	第5次いちかわハートフルプランとは	4
第2章	障がい者福祉の現状と課題	
第1節	障がい者福祉をめぐる内外の動き	7
第2節	障害者手帳所持者数	11
第3節	前計画（第4次いちかわハートフルプラン）の達成状況	23
第4節	障がい者団体と市川市自立支援協議会からの意見	38
第5節	まとめ	44

第2部 市川市障害者計画

第1章 理念等

第1節	理念	49
第2節	将来像	50
第3節	基本目標	51
第4節	施策推進の方向	52
第5節	各施策に共通する横断的視点	53
第6節	理念等の構造	55

第2章 具体的な施策

第1節 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～

第1項	障がい児支援	57
第2項	学校教育	60

第2節 就労・社会参加の促進 ～地域で活動する～

第1項	就労支援・雇用促進	62
第2項	生涯学習・文化・スポーツ	65

第3節 生活支援の充実 ～地域で暮らす～

第1項	地域生活の支援	67
-----	---------	----

第2項	情報アクセシビリティ・意思疎通支援	72
第3項	保健・医療	74
第4節	相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～	
第1項	相談	76
第2項	権利擁護	80
第5節	誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～	
第1項	災害や感染症の対策	82
第2項	まちづくり・居住環境整備	84
第6節	地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～	
第1項	障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供	87
第2項	支援人材の確保と質の向上	90


第3部 第7期市川市障害福祉計画・第3期市川市障害児福祉計画

第1章	計画の方向性	94
第2章	成果目標と活動指標	97
第3章	障害者総合支援法に係るサービス等	
第1節	障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の体系	104
第2節	障害福祉サービスの整備	
第1項	訪問系サービス	106
第2項	日中活動系サービス	108
第3項	居住系サービス	112
第3節	相談支援の整備	115
第4節	地域生活支援事業の整備	
第1項	理解促進研修・啓発事業（必須事業）	118
第2項	自発的活動支援事業（必須事業）	120
第3項	相談支援事業（必須事業）	121
第4項	成年後見制度利用支援事業（必須事業）	124
第5項	成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）	125
第6項	意思疎通支援事業（必須事業）	126
第7項	日常生活用具給付等事業（必須事業）	128

第8項	手話奉仕員養成研修事業（必須事業）	130
第9項	移動支援事業（必須事業）	131
第10項	地域活動支援センター（必須事業）	132
第11項	市が自主的に取り組む事業（任意事業）	134
第4章 児童福祉法に係るサービス		
第1節	障害児福祉計画に定める障害児通所支援等の体系	136
第2節	障害児通所支援等の整備	137

第4部 資料

(作成中)



第1部
総論

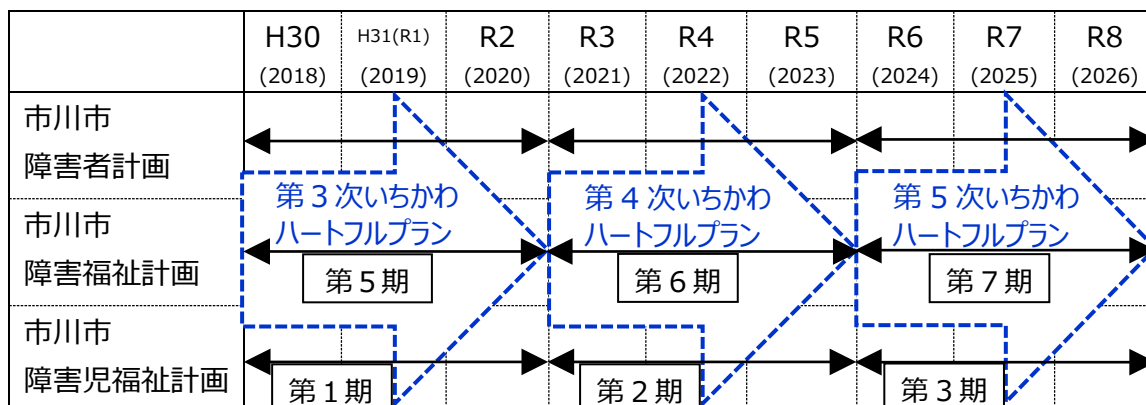
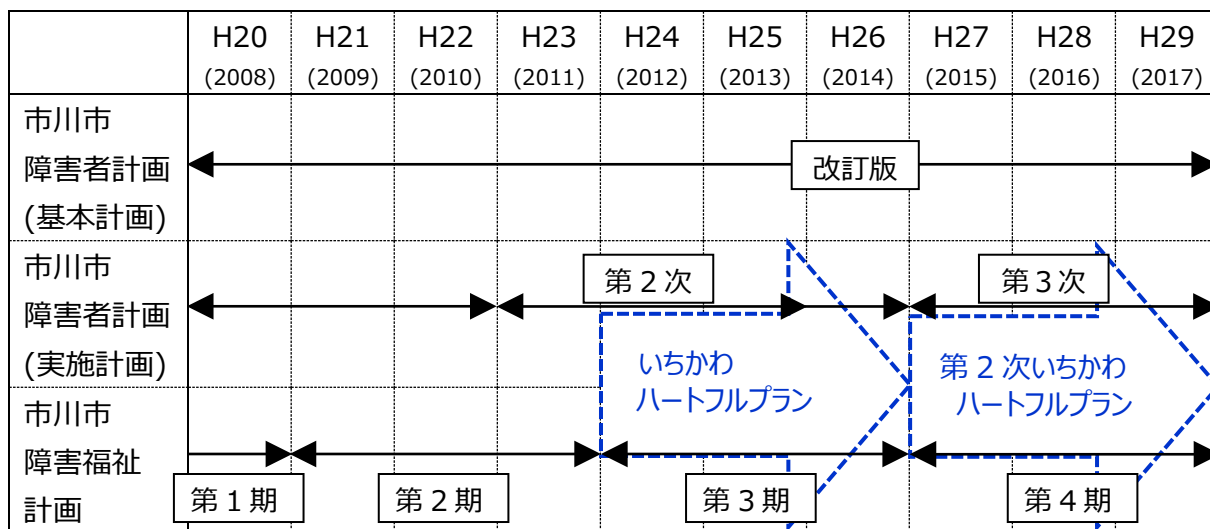
第1章 第5次いちかわハートフルプランの概要

第1節 これまでの経緯

- 本市では、平成10年3月に「市川市障害者施策長期計画」（計画期間：平成10年度から19年度まで）を策定し、これを総合的かつ計画的に推進してきました。
- この間、平成18年4月に障害者自立支援法（平成17年法律第123号。現「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。））が施行されたことに伴い、法施行と同時に第1期の市川市障害福祉計画（計画期間：平成18年度から平成20年度まで）を定めました。
- 平成20年3月には、市川市障害者施策長期計画の計画期間の終了に伴い、「市川市障害者計画（基本計画）」（計画期間：平成20年度から29年度まで）と「市川市障害者計画（実施計画）」（計画期間：平成20年度から22年度まで）を策定しました。
- この市川市障害者計画（基本計画）では、近年の新しい制度や枠組みへの対応はもとより、新たな課題への取組を進めるために、それまでの計画理念を引き継ぎながら、本市の将来像を「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」と定め、3つの基本目標と6つの施策推進の方向に沿って施策を計画的に推進してきました。
- 平成24年3月には、翌4月からの「第3期市川市障害福祉計画」（計画期間：平成24年度から26年度まで）に合わせ、平成23年度から25年度までを計画期間としていた「市川市障害者計画（第2次実施計画）」を1年間延長することで、両者をあわせて「いちかわハートフルプラン」として初めて定めました。
- 平成26年3月には、国の制度改革の動きや社会情勢の変化に対応するため、「市川市障害者計画（基本計画）」の改訂を行いました。

○平成 30 年 3 月には、「市川市障害者計画（基本計画）」、「第 2 次いちかわハートフルプラン（市川市障害者計画（第 3 次実施計画）、第 4 期市川市障害福祉計画）」の計画期間が同時に終了することに伴い、障がい者等に関わる各法律の施行・改正の動向を踏まえ、市民にとってより分かりやすいものとするために、「市川市障害者計画」と「第 5 期市川市障害福祉計画・第 1 期市川市障害児福祉計画」をまとめて「第 3 次いちかわハートフルプラン」とし、両計画の計画期間を平成 30 年度から令和 2 年度までと決めました。

○その後、これを引き継ぎ、「市川市障害者計画」と「第 6 期市川市障害福祉計画・第 2 期市川市障害児福祉計画」をまとめて「第 4 次いちかわハートフルプラン」を定めましたが（計画期間：令和 3 年度から 5 年度まで）、この度、これを引き継ぐ形で、「市川市障害者計画」と「第 7 期市川市障害福祉計画・第 3 期市川市障害児福祉計画」をまとめて「第 5 次いちかわハートフルプラン」として定めるものです（計画期間：令和 6 年度から 8 年度まで）。



第 2 節 第 5 次いちかわハートフルプランとは

(1) 第 5 次いちかわハートフルプランとは

○第 5 次いちかわハートフルプランとは、次の 2 つの計画をセットにしたもの
ことをいいます。

- ・ 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に基づく「市川市障
害者計画」
- ・ 障害者総合支援法第 88 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
第 33 条の 20 第 1 項に基づく「第 7 期市川市障害福祉計画・第 3 期市川市障
害児福祉計画」

○後者の計画は、障害者総合支援法第 88 条第 6 項及び児童福祉法第 33 条の 20
第 6 項に「一体のものとして作成することができる」とされているため、本市で
は一体のものとして作成するものです。

(2) 「市川市障害者計画」とは

○「市川市障害者計画」とは、「市川市における障がい者のための施策に関する基本
的な計画」（市町村障害者計画）（障害者基本法第 11 条第 3 項）のことであり、
策定は市町村の義務となっています。

(3) 市町村障害者計画の内容

○市町村障害者計画の策定に当たっては、「障害者基本計画及び都道府県障害者計
画を基本とするとともに、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ」るこ
ととされています（障害者基本法第 11 条第 3 項）。

○市川市障害者計画の詳細については、第 2 部に記載します。

(4) 「第 7 期市川市障害福祉計画・第 3 期市川市障害児福祉計画」とは

○「市川市障害福祉計画」とは、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村
障害福祉計画のことであり、「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法
律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」とされています。

○「市川市障害福祉計画」は、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間の計画

の期間とした「第 1 期市川市障害福祉計画」から、3 年ごとに作成されており、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間の計画の期間とするこの度の計画は、第 7 期の計画に当たります。

- 「市川市障害児福祉計画」とは、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画のことであり、「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」とされています。
- 「市川市障害児福祉計画」は、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間の計画の期間とした「第 1 期市川市障害児福祉計画」から、3 年ごとに作成されており、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間の計画の期間とするこの度の計画は、第 3 期の計画に当たります。

(5) 市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画の内容

市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画の内容に関しては、障害者総合支援法第 88 条、児童福祉法第 33 条の 20 に、次のような規定があります。

- 厚生労働大臣が定める「基本指針」に即して定めるものとする。
- 次に掲げる事項を定めること。
 - ① 障害福祉サービス（障害児通所支援）、相談支援（障害児相談支援）及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - ② 各年度における指定障害福祉サービス（指定通所支援）、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の種類ごとの必要な量の見込み
 - ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めること。
 - ① 前項②の指定障害福祉サービス（指定通所支援）、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - ② 前項②の指定障害福祉サービス（指定通所支援）、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（指定障害児相談支援）及び前項③の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 当該市町村の区域における障がい者等（障がい児）の数及びその障がいの状況を

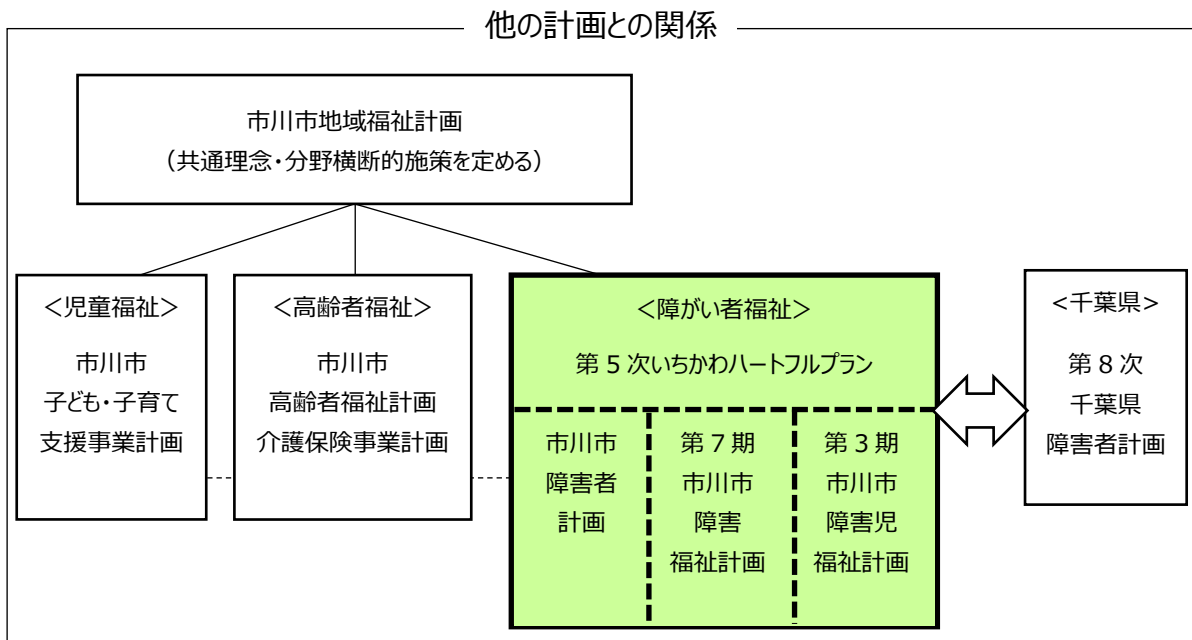
勘案して作成すること。

- 当該市町村の区域における障がい者等（障がい児）の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して作成するよう努めること。
- 市町村障害者計画、市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障がい者等（障がい児）の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする。

第7期市川市障害福祉計画・第3期市川市障害児福祉計画の詳細については、第3部に記載します。

(6) 他の計画との関係

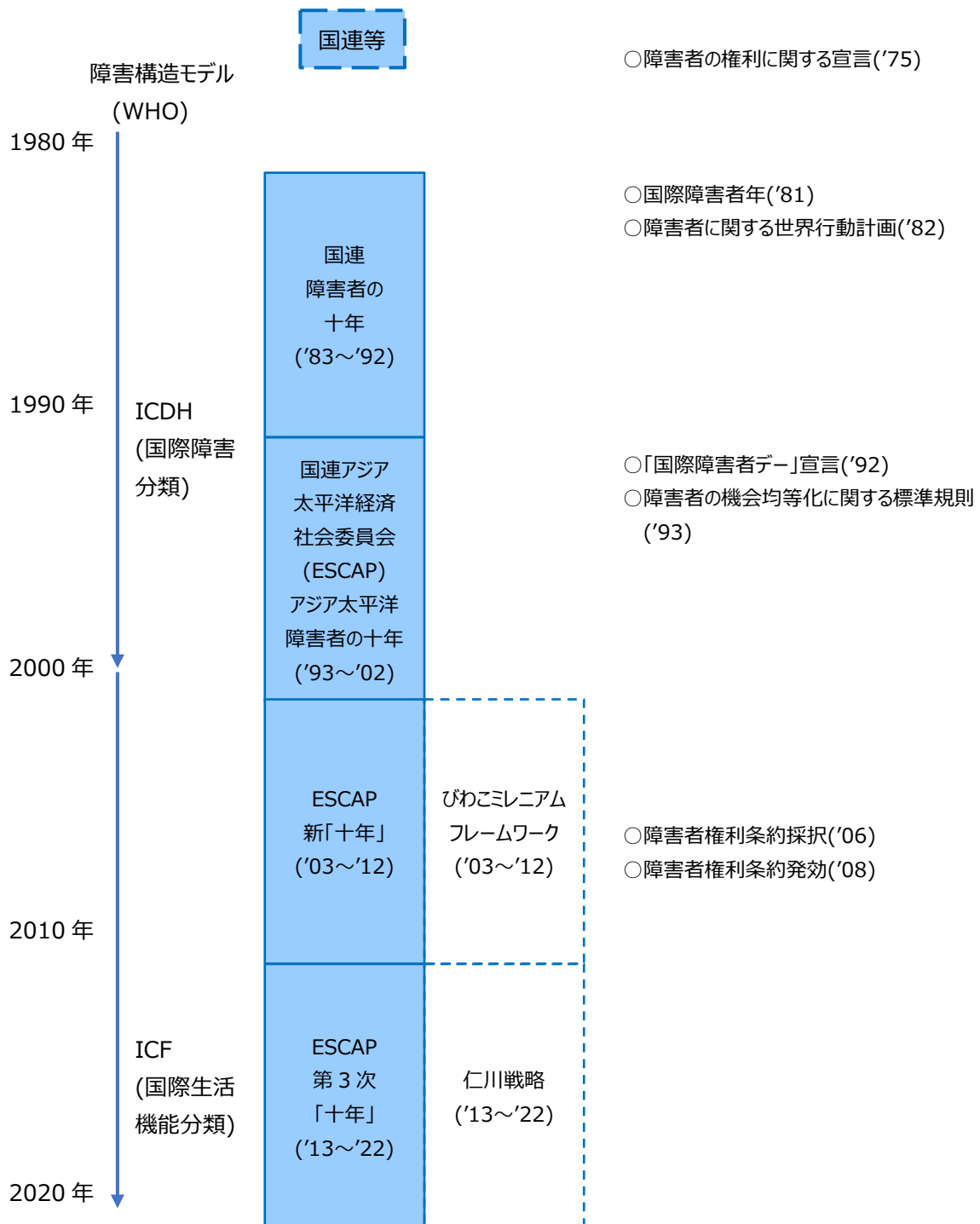
- 第5次いちかわハートフルプランは、地域における福祉施策の共通理念や分野横断的な施策を定める「市川市地域福祉計画」との整合調和を図るほか、関連する他の施策別計画との調和を図りながら定めるものです。



第2章 障がい者福祉の現状と課題

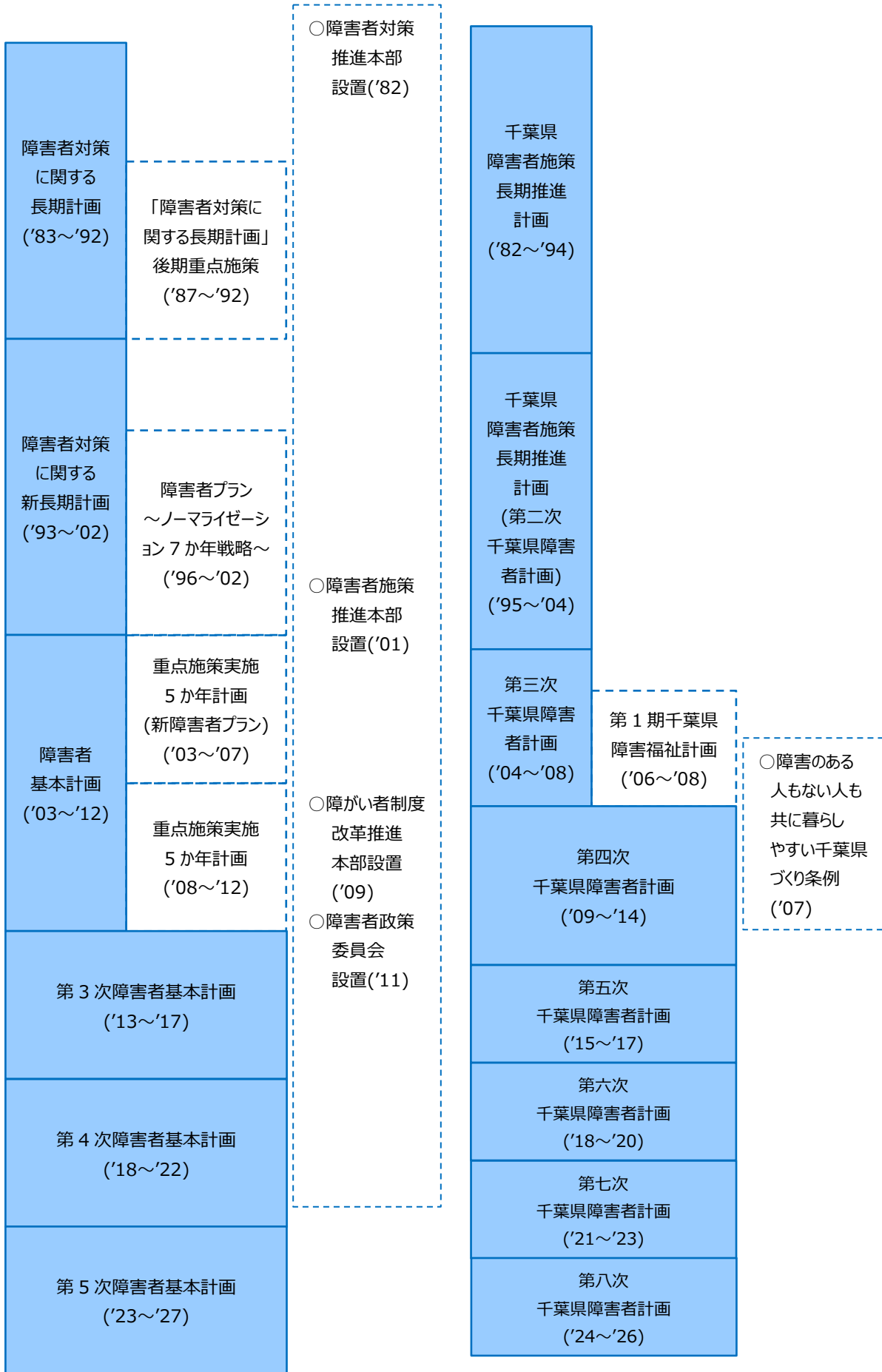
第1節 障がい者福祉をめぐる内外の動き

第1項 障がい者施策の動向

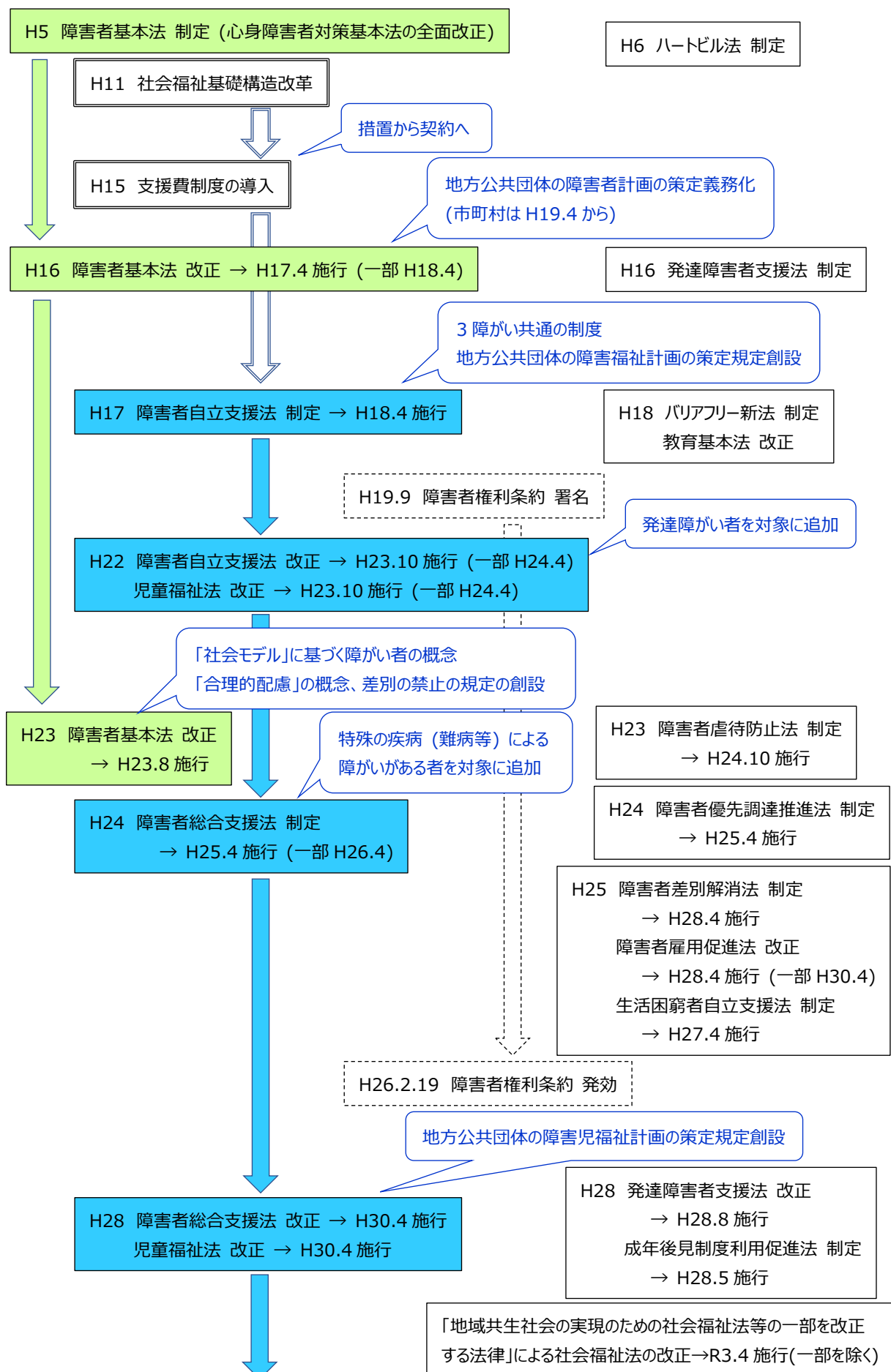


国の計画等

県の計画等



第2項 障がい者施策に関する国内法等の変遷





地域生活支援拠点等の整備と基幹相談支援センターの設置の努力義務化

R4 障害者総合支援法 改正 → R6.4 施行

R4 障害者による情報の取得及び利用
並びに意思疎通に係る施策の推進に
関する法律 制定
→ 公布日施行

第2節 障害者手帳所持者数

千葉県が公表している各市町村別の障害者手帳所持者数と、厚生労働省の福祉行政報告例、衛生行政報告例から、本市における各障害者手帳所持者数の傾向を整理しました。

(1) 身体障害者手帳所持者数

本市の身体障害者手帳所持者数は、近年はわずかに減少傾向にあり、年平均で約0.5%ずつ減少しています。

千葉県で見るとほぼ増減なく横ばい、全国で見ると年平均約1.1%ずつ減少している傾向があります。

全国・千葉県・市それぞれでわずかな違いはありますが、身体障害者手帳所持者数は、全体的に横ばいか、わずかな減少傾向にあると言えます。

等級別や年齢別の内訳は、後述します。

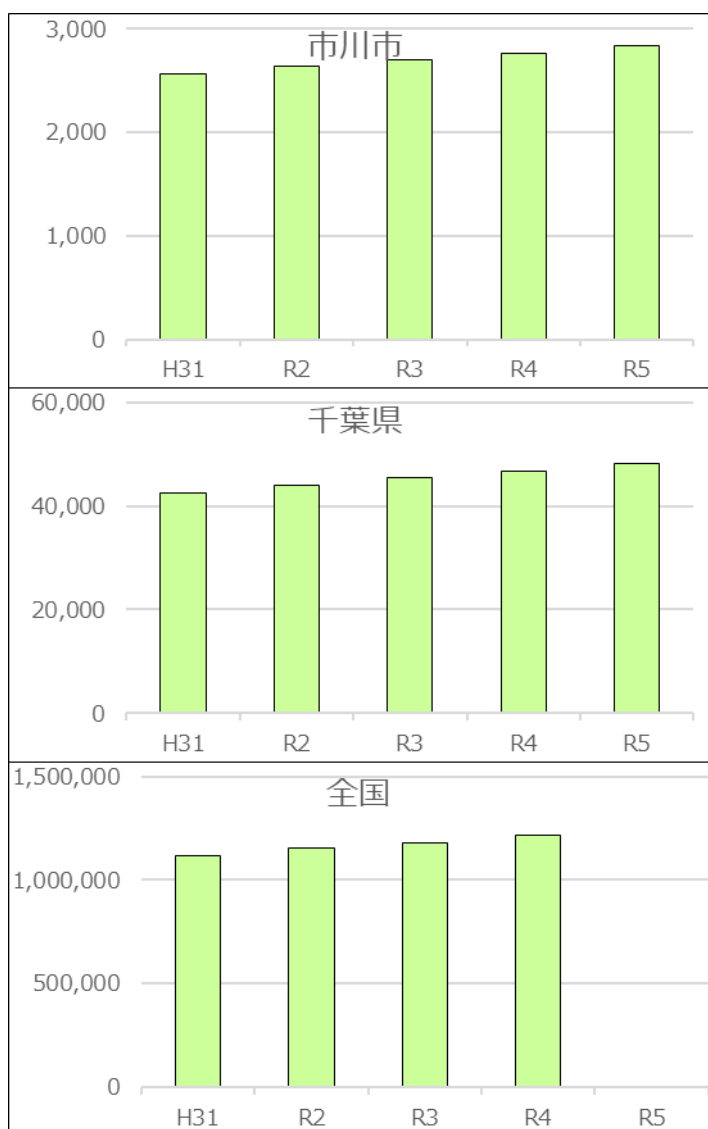


(※ 各年の3月31日時点)

(2) 療育手帳所持者数

本市の療育手帳所持者数は、年々やや増加していく傾向にあります。年平均で約2.5%の増加を続けていますが、千葉県全体で見ると年平均約3.1%の増加、全国では年平均約2.8%の増加傾向となっており、他と比較すると本市の増加傾向は緩やかな方であると言えます。

等級別や年齢別の内訳は、後述します。



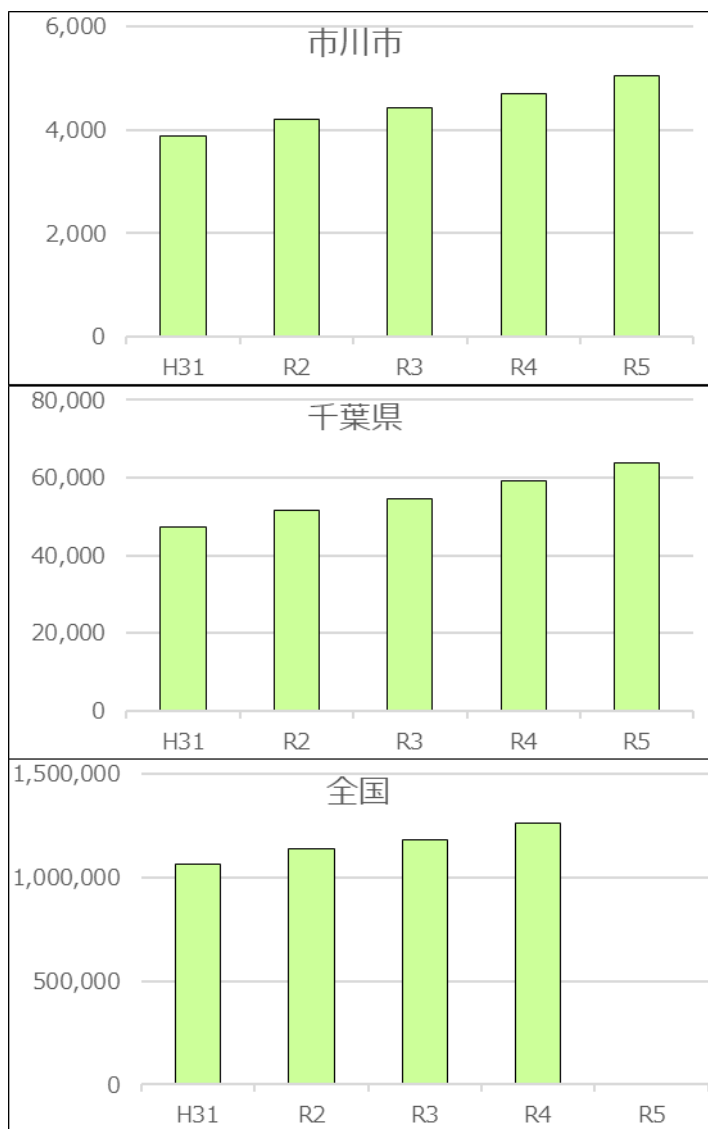
(※ 各年の3月31日時点)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数については、他の2つの障害者手帳所持者数と比べると、本市、千葉県、全国のいずれを見ても、最も増加傾向が顕著となっています。

市川市では年平均で約6.6%の増加傾向にあり、千葉県では年平均で約7.8%、全国では年平均で約5.9%と、高い増加傾向を示しています。

等級別や年齢別の内訳は、後述します。



(※ 各年の3月31日時点)

(4) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

自立支援医療（精神通院医療）を受給している方の数は、精神障害者保健福祉手帳所持者数と同様に、増加傾向となっています。

市川市では年平均で 3.7%程度の増加傾向にあり、千葉県では年平均で 4.8%程度、全国では年平均で 4.0%程度の増加傾向にあります。

身体に障がいのある方や知的障がいのある方よりも、精神に障がいのある方が特に増加している傾向にあることが分かります。

なお、令和 3 年の数値だけ他と傾向が異なるのは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、支給認定の有効期間を 1 年間延長する措置を講じた影響によるものです。



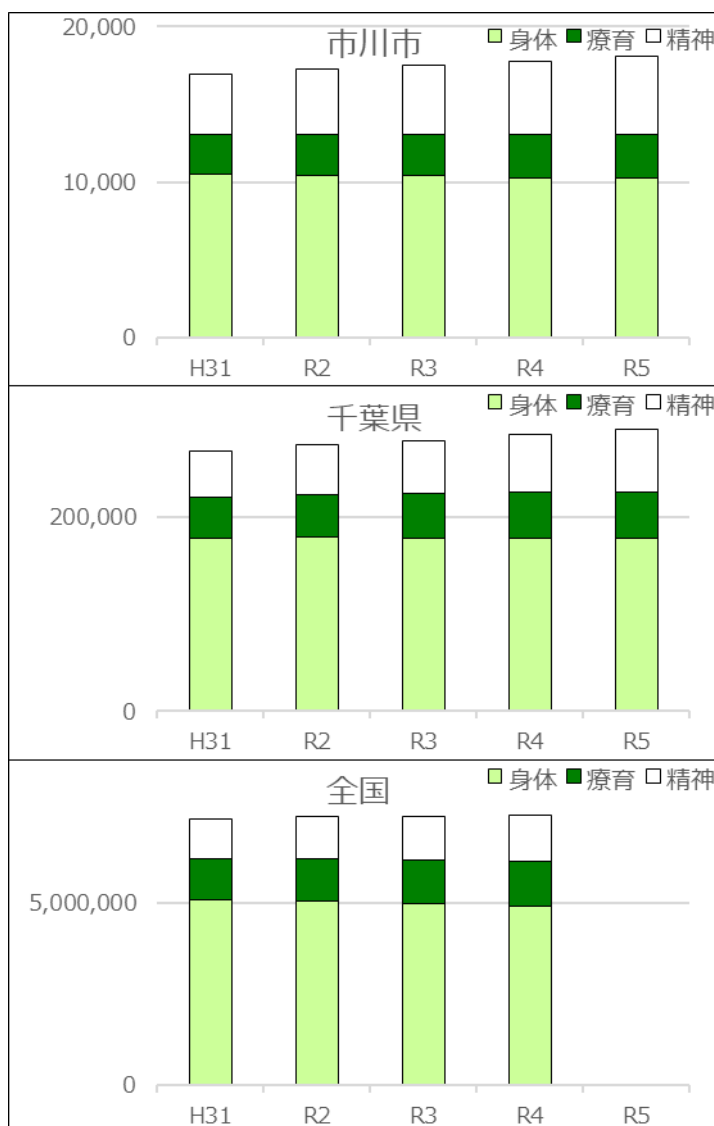
(※ 各年の3月31日時点の受給者数。ただし、全国のデータについては各年の3月31日までの12箇月間の支給認定件数。)

(5) 身体・療育・精神の各手帳所持者数の合計

3つの障害者手帳所持者数の合計を見ると、市川市では年平均で約1.7%の増加傾向、千葉県では年平均で約2.0%の増加傾向、全国では年平均で約0.5%の増加傾向にあります。

3つの障害者手帳の中では、身体障害者手帳の所持者数が最も多く、横ばいか、わずかに年々減少していく傾向にあり、それに対して、数としては少ない療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数が年々増加する傾向にあって、3手帳全体として見ると増加傾向にあることから、特に精神障害者保健福祉手帳所持者の増加傾向が強く表れていることが見て取れます。

ただ、身体障害者手帳所持者数は横ばいかわずかに減少傾向、療育手帳所持者数は増加傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者数は特に増加傾向、という特徴は、市川市、千葉県、全国それぞれで、同様であることが分かります。



(※ 各年の3月31日時点)

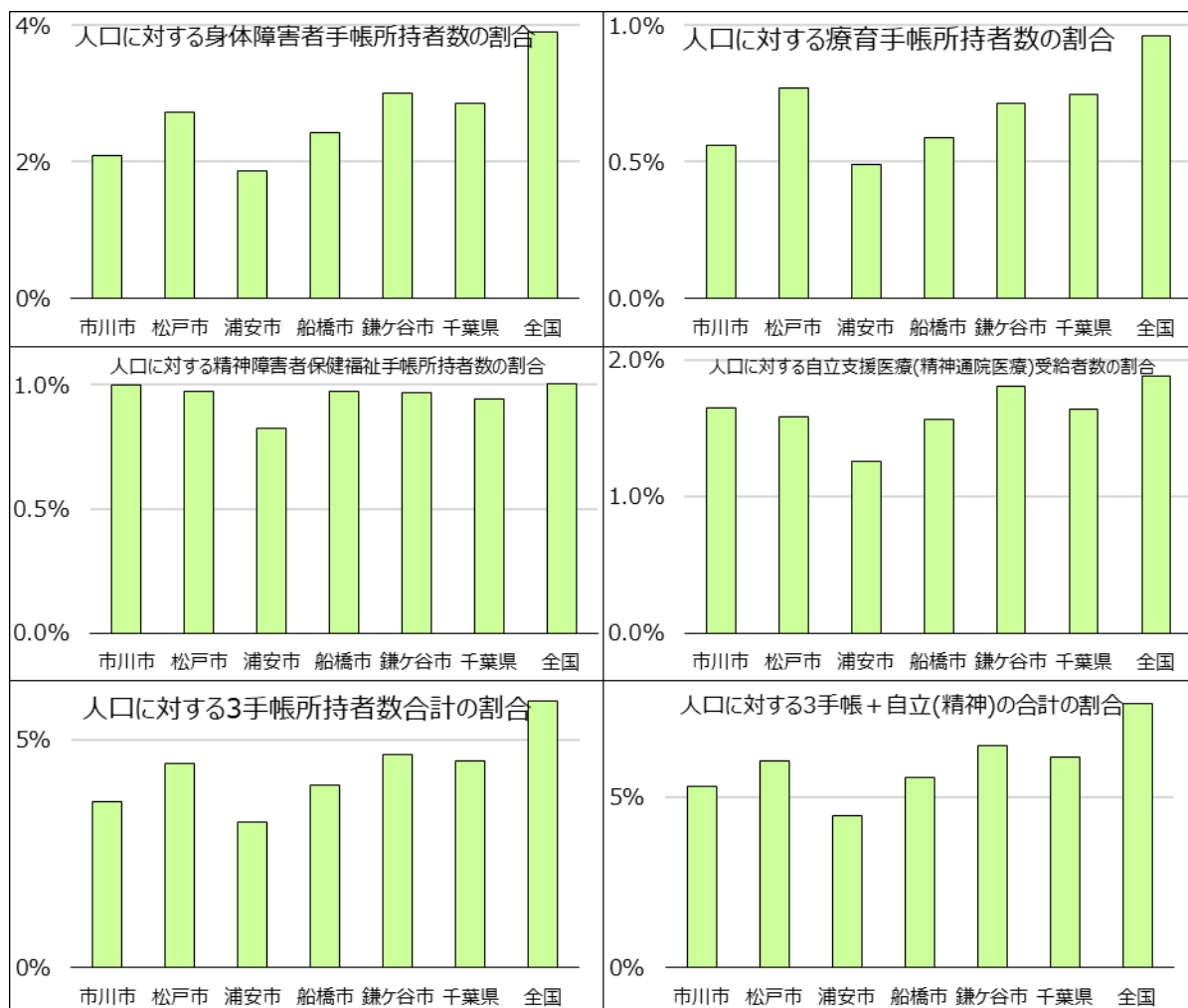
(6) 人口に対する割合

次に、隣接市並びに千葉県及び全国の、障害者手帳所持者数、自立支援医療（精神通院医療）受給者数の状況を見えます。

本市は、他市等と比べて身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者の割合が低くなっており、精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は全国とほぼ同じ値、自立支援医療（精神通院医療）受給者については千葉県とほぼ同じ値となっています。

3つの障害者手帳所持者数の合計や、これに自立支援医療（精神通院医療）受給者も合わせた割合で見ると、本市は、身体・療育の2つの障害者手帳所持者の割合の低さの影響を受け、千葉県や全国よりも割合が低くなっています。

本市は、身体・療育の2つの障害者手帳所持者の割合が低めで、精神障害者保健福祉手帳所持者の割合がわずかに高め（ただし全国とほぼ同じ）という特徴を持っていると言えます。

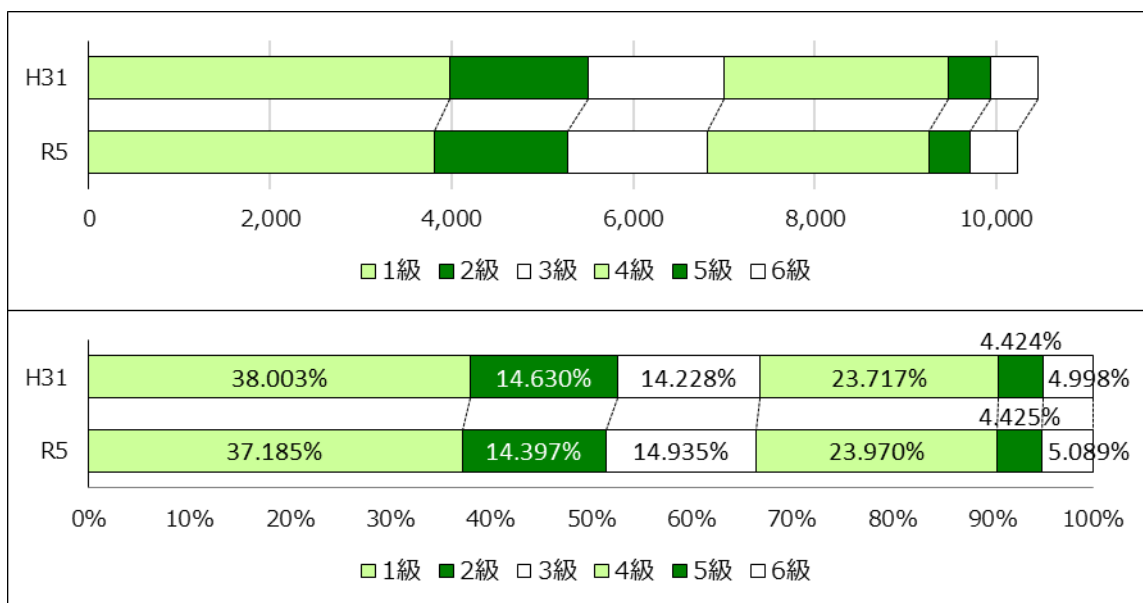


(※ 全国の人口は令和4年1月1日現在の住民基本台帳人口、その他の人口は令和4年3月31日現在又は令和4年4月1日現在の住民基本台帳人口を用いた。)

(※ 各障害者手帳所持者数、自立支援医療(精神通院医療)受給者数は、令和4年3月31日現在の値を用いた。ただし、自立支援医療(精神通院医療)については、全国の値のみ令和3年度の支給認定件数を用いた。)

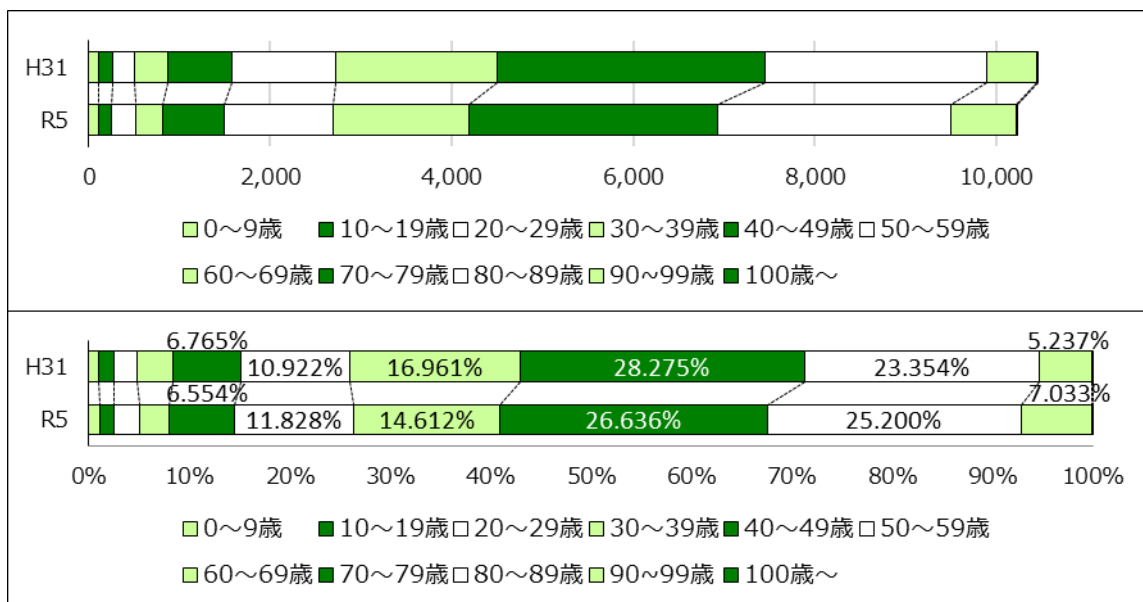
(7) 本市の身体障害者手帳所持者の内訳

① 等級別



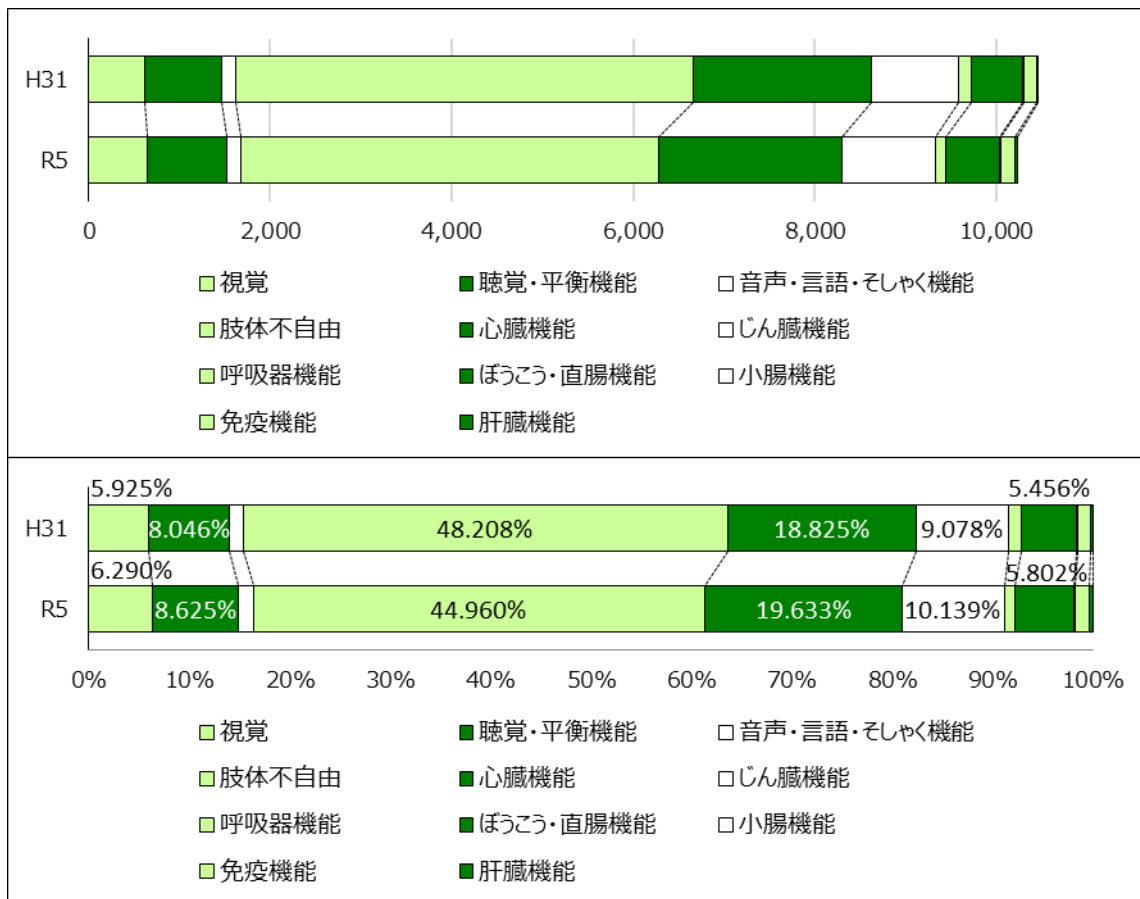
身体障害者手帳所持者全体としては減少傾向にある中で、割合としては 1、2 級がわずかに減少、3～6 級がわずかに増加していますが、概ね割合に大きな変化はありません。6 つの等級の中では、1 級、4 級の割合が大きくなっています。

② 年齢別



0 歳代、20 歳代、50 歳代、80 歳代、90 歳代が、数、割合ともに増加しています。各年代の中では、70～80 歳代の割合が大きく、この 2 つで全体の半分以上を占めています。身体障害者手帳の所持者には高齢者が多いことが分かります。

③ 障害部位別

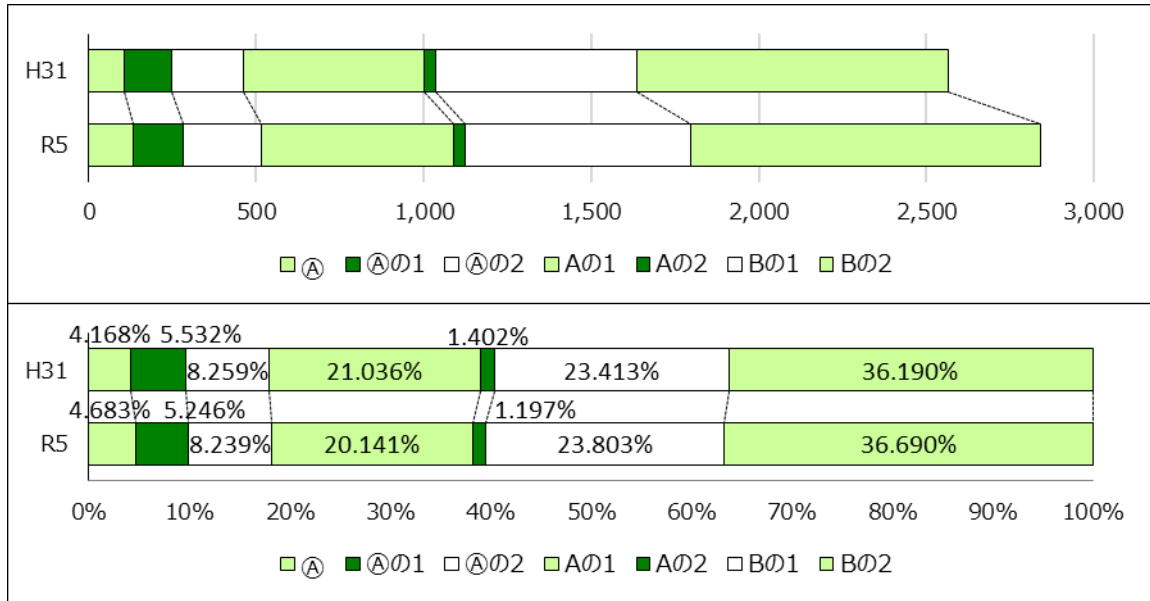


数、割合とも、肢体不自由が大きく減少し、肢体不自由・呼吸器機能以外の9部位は増加しています。身体障害者手帳所持者数の減少は、肢体不自由の方の減少が大きく影響していることが分かります。

11の部位ごとに見ると、最も多いのが肢体不自由、次いで心臓機能となっており、肢体不自由の減少の影響を受けて総数としては減少傾向ながらも、心臓機能障がいの方等が増加傾向にあることが分かります。

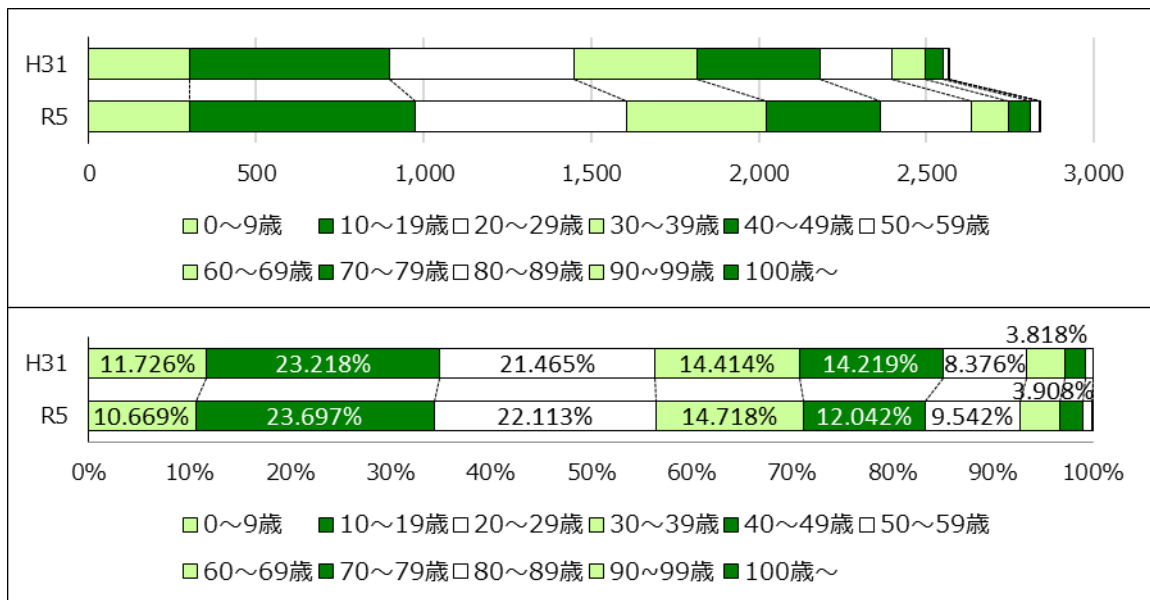
(8) 本市の療育手帳所持者の内訳

① 等級別



数で見ると、Aの2が減少しているほかは、それ以外の等級で増加しています。割合で見ると、Bの1、Bの2（中～軽度）が最も多く、全体の約6割を占めており、①、Bの1、Bの2が増加しています。全体の3分の1以上が軽度の知的障がい（Bの2）の方であることがわかります。

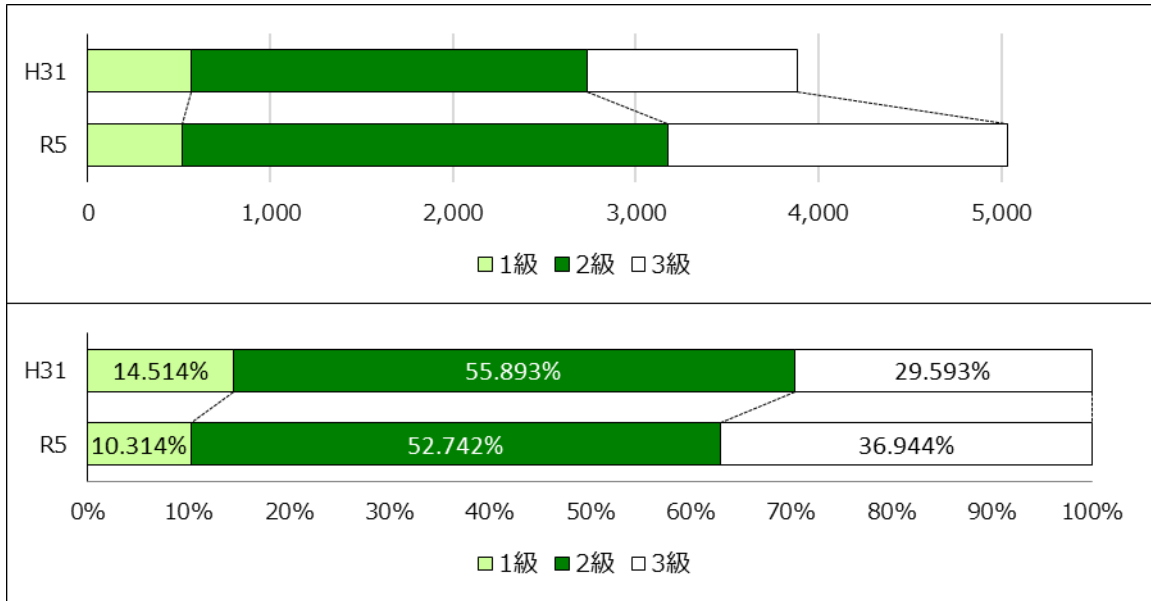
② 年齢別



40歳代を除く全ての年代で数が増加していますが、特に10～30歳代の増加幅が大きくなっています。割合で見ると、50歳代の割合が最も増加しています。

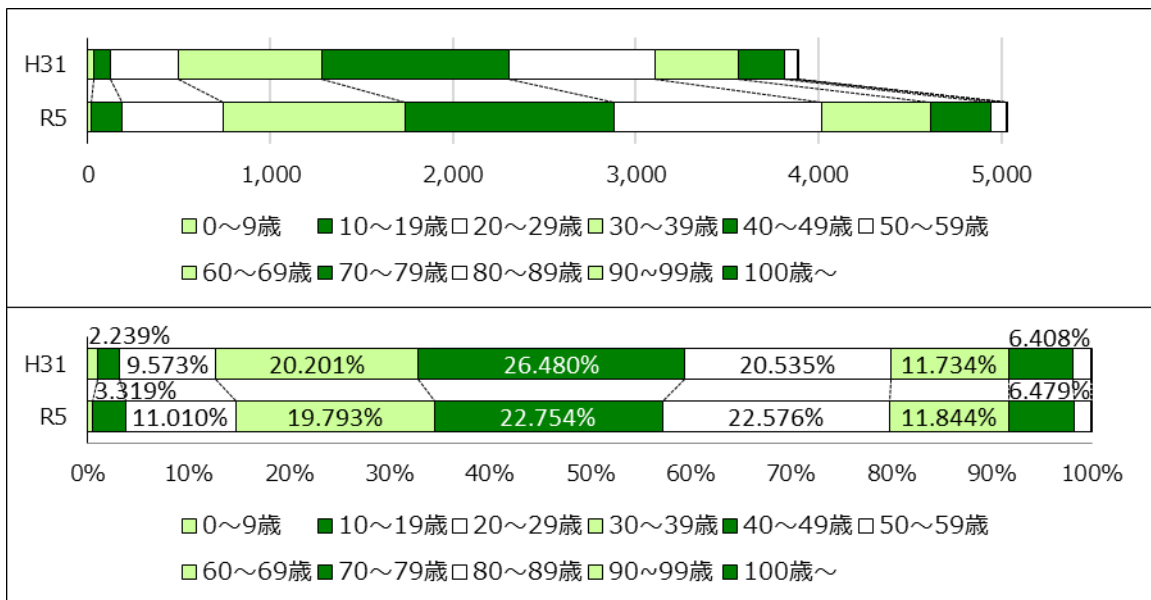
(9) 本市の精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳

① 等級別



数で見ると、1級が減り、2級、3級が増加していますが、割合で見ると、2級の割合は減り、3級の割合が増えています。2級の数も増加してはいますが、3級の数の増加幅が顕著で、この傾向が続けば、いずれは3級の数が増え、2級の数を上回る数が予想されます。

② 年齢別

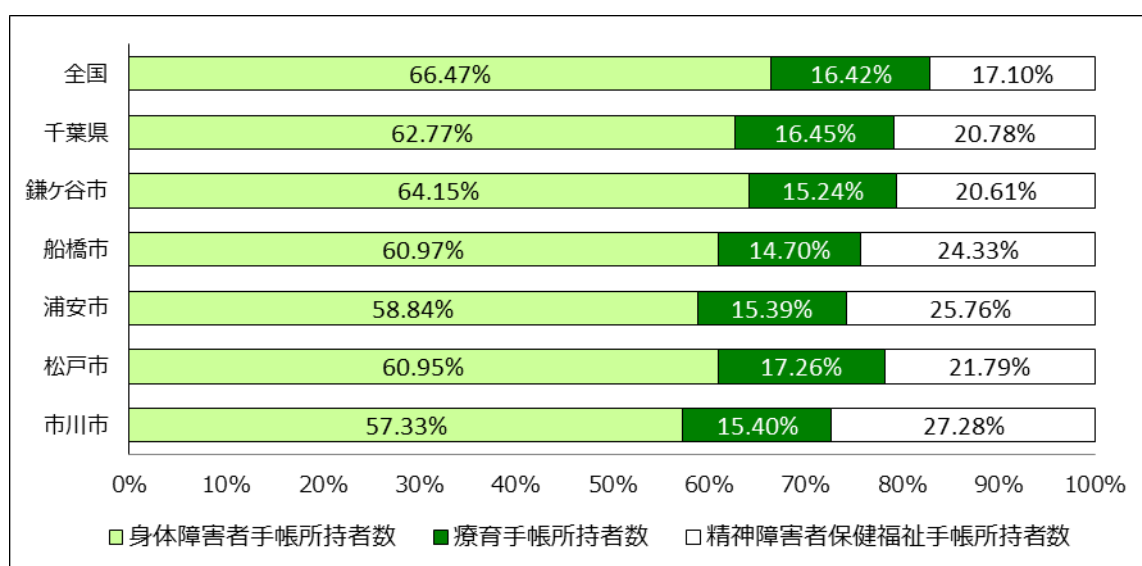


0歳代を除く全ての年代で増加していますが、特に10歳代が約1.9倍、20歳代が約1.5倍に増えています。割合を見ると、ほとんどが10~70歳代であり、約97%を占めています。特に40~50歳代が多く、約45%を占めています。

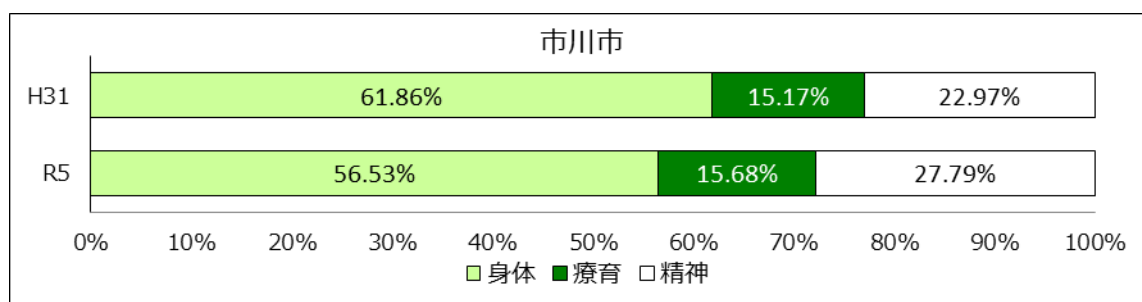
(10) まとめ

「(5) 身体・療育・精神の各手帳所持者数の合計」を見て分かるとおり、本市では全国や千葉県に比べて身体・療育の2手帳の所持者数が少なめであることから、相対的に精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合が大きく、各障害者手帳の所持者数の合計と比べると、4分の1以上を精神障害者保健福祉手帳所持者数が占めていることが分かります（令和5年3月31日時点）。

また、「(6) 人口に対する割合」のデータを使って、各障害者手帳の所持者数の合計に対する身体・療育・精神それぞれの手帳所持者数の割合を見てみると、下図のようになり、隣接市・千葉県・全国と比べて、本市は精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が最も大きくなっていることが分かります。



この傾向のまま推移すれば、近いうちに、本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は、3手帳合計の3分の1にもなると予想されます。



特に、「(8) 本市の精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳」から分かるとおり、精神障害者保健福祉手帳所持者の中で多いのは、等級は3級の方、年代は40～50歳代の方です。

今後の施策を考える上では、以上のような本市の特徴を念頭に置いて、必要な施策を推進していく必要があります。

第3節 前計画（第4次いちかわハートフルプラン）の達成状況

第1項 市川市障害者計画について

(1) 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～

① 子育て支援

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
保育園巡回相談事業	保育園巡回件数	90 回	90 回	90 回
		74 回		—

② 学校教育

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
特別支援教育推進事業	通常学級に在籍し通級指導教室に入級していない幼児・児童・生徒であって市川スマイルプランの作成が必要と認めるものの市川スマイルプラン作成率	85%	85%	85%
		72.33%		—

(2) 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～

① 生涯学習

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
市主催講座・講演等における合理的配慮の推進	手話通訳者・要約筆記者の全庁派遣件数	27 件	28 件	29 件
		3 件		—

② スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
障がい者スポーツ事業	障がい者軽スポーツ教室への参加人数	100 人	100 人	100 人
		11 人		—

③ 就労支援・雇用促進

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
就労支援に関わる研修	開催回数	実施	実施	実施
		未実施		-

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
優先調達推進事業	調達件数	16 件	16 件	16 件
		29 件		-

(3) 生活支援の充実 ～地域で暮らす～

① 障がい者やその家族の高齢化への対応

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
地域生活支援拠点等整備事業	緊急時対応等登録者数	80 人	110 人	140 人
		61 人		-

② 地域における生活の支援

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
障害者グループホーム等入居者家賃助成	受給者数	197 人	200 人	203 人
		259 人		-

③ コミュニケーション支援

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
失語症会話パートナー派遣事業	延べ派遣人数	170 人	170 人	170 人
		67 人		-

(4) 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～

① 相談

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
相談支援に関する研修	研修等の実施	実施	実施	実施
		実施		-

② 権利擁護

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
成年後見制度利用支援事業	相談実件数（障がい分）、 啓発回数	40 件、 16 回	40 件、 16 回	40 件、 16 回
		54 件、 16 回		-

(5) 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～

① 健康づくり・予防

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
ゲートキーパー養成研修	研修の開催回数	3 回	3 回	3 回
		6 回		-

② 医療・リハビリテーション

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業	個別支援件数	550 件	560 件	570 件
		403 件		-

(6) 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～

① 災害や感染症の対策

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
避難行動要支援者対策事業	名簿提供自治(町)会数	前年度+10	前年度+10	前年度+10
		144		-

② 福祉のまちづくり

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
人にやさしい道づくり重点地区整備事業	歩道のバリアフリー化箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
		0箇所		-

③ 居住環境の整備

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
グループホームの開設や運営に対する支援	開設時の補助の実施	実施 50件	実施 50件	実施 50件
	運営費の補助の件数(事業所数)	230人	240人	250人
	市内グループホームの定員数	実施 57件 307人		-

(7) 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

① 障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
障がいに関する理解啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
		実施		-
福祉の店運営支援事業	出店回数	293回	293回	293回
		73回		-

② 支援人材の確保と質の向上

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
相談支援に関する研修	研修等の実施、 指定特定相談支援事業所数・指定障害児 相談支援事業所数	実施 33・23	実施 33・23	実施 34・24
		実施 34・23		—

③ ネットワーク形成

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
基幹相談支援センター によるネットワーク構築	基幹相談支援センター職員による関係会議への出席種類数・ 出席回数	36 種類 175 回	36 種類 175 回	36 種類 175 回
		37 種類 103 回		—

<総括>

(作成中)

第 2 項 第 6 期市川市障害福祉計画・第 2 期市川市障害児福祉計画について

(1) 成果目標

① 施設入所者の地域生活への移行

	(R3 年度末)	(R4 年度末)	R5 年度末	R5 年度末目標
施設入所者数	200 人			194 人以下

	R3 年度中	R4 年度中	R5 年度中	目標
施設入所から地域生活へ移行した者の数	3 人			合計 12 人以上

② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築の推進

		R3	R4	R5	目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	2 回			1 回/年
	参加者数	45 人			10 人
	目標設定及び評価の実施回数	1 回			1 回/年

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

	R3	R4	R5	目標
地域生活支援拠点等に係る運用状況の検証及び検討	3 回			年 1 回以上実施

④ 一般就労への移行の促進

	(R3)	(R4)	R5	R5 目標
生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援の利用者のうち一般就労へ移行した者の数 (※)	123 人			112 人
(※の内訳) 就労移行支援の利用者のうち一般就労へ移行した者の数	94 人			45 人
(※の内訳) 就労継続支援 A 型の利用者のうち一般就労へ移行した者の数	16 人			2 人
(※の内訳) 就労継続支援 B 型の利用者のうち一般就労へ移行した者の数	11 人			8 人
※のうち、就労定着支援を利用した者の割合 (利用した者の数)	53.66% (66 人)			70%以上
就労定着支援事業所数	7 箇所			70%以上
うち、就労定着率が 80% 以上の事業所の数 (割合)	5 箇所 (71.43%)			

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備

	(R3 年度末)	(R4 年度末)	R5 年度末	R5 年度末 目標
児童発達支援センターの設置数	4 箇所			5 箇所
保育所等訪問支援を利用する児童の数	32 人/月			6 人/月
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援センター及び放課後等デイサービス事業所の数	5 箇所			6 箇所
医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	協議			協議

⑥ 相談支援体制の充実・強化

	(R3 年度末)	(R4 年度末)	R5 年度末	R5 年度末 目標
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施			実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1 件/年			4 件/年
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1 件/年			1 件/年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	103 回/年			175 回/年

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

	(R3 年度末)	(R4 年度末)	R5 年度末	R5 年度末 目標
千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員の参加人数	0 人/年			10 人/年
障害者自立支援システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	有 1 回/年			実施 1 回/年

(2) 障害福祉サービス

(※ 表中「見込量」とは、「上記①～⑦に掲げる目標（成果目標）を達成するために必要な量等の見込み」を表します。)

① 訪問系サービス

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
居宅介護	551 実人/月 10,353 時間/月	562 実人/月 10,042 時間/月	573 実人/月 9,741 時間/月
	534 実人/月 10,614 時間/月		-
重度訪問介護	29 実人/月 4,376 時間/月	37 実人/月 5,032 時間/月	48 実人/月 5,787 時間/月
	24 実人/月 3,311 時間/月		-
同行援護	64 実人/月 1,713 時間/月	64 実人/月 1,781 時間/月	63 実人/月 1,853 時間/月
	69 実人/月 1,302 時間/月		-
行動援護	11 実人/月 181 時間/月	11 実人/月 178 時間/月	11 実人/月 174 時間/月
	4 実人/月 48 時間/月		-
重度障害者等包括支援	0 実人/月 0 時間/月	0 実人/月 0 時間/月	0 実人/月 0 時間/月
	0 実人/月 0 時間/月		-

② 日中活動系サービス

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
生活介護	760 実人/月 14,696 延人日/月	767 実人/月 14,842 延人日/月	775 実人/月 14,991 延人日/月
	775 実人/月 14,502 延人日/月		-

自立訓練(機能訓練)	2 実人/月 24 延人日/月	2 実人/月 24 延人日/月	2 実人/月 24 延人日/月
	3 実人/月 45 延人日/月		-
自立訓練(生活訓練)	56 実人/月 694 延人日/月	56 実人/月 694 延人日/月	56 実人/月 694 延人日/月
	51 実人/月 544 延人日/月		-
就労移行支援	200 実人/月 3,327 延人日/月	226 実人/月 3,759 延人日/月	255 実人/月 4,248 延人日/月
	193 実人/月 3,205 延人日/月		-
就労継続支援 A 型 (雇用型)	169 実人/月 3,295 延人日/月	179 実人/月 3,427 延人日/月	189 実人/月 3,564 延人日/月
	175 実人/月 3,303 延人日/月		-
就労継続支援 B 型 (非雇用型)	517 実人/月 8,605 延人日/月	553 実人/月 9,121 延人日/月	592 実人/月 9,669 延人日/月
	487 実人/月 7,607 延人日/月		-
就労定着支援	108 実人/月	135 実人/月	172 実人/月
	108 実人/月		-
療養介護	15 実人/月	15 実人/月	15 実人/月
	14 実人/月		-
短期入所(福祉型)	106 実人/月 1,156 延人日/月	104 実人/月 1,283 延人日/月	102 実人/月 1,424 延人日/月
	115 実人/月 1,062 延人日/月		-
短期入所(医療型)	2 実人/月 4 延人日/月	2 実人/月 4 延人日/月	2 実人/月 4 延人日/月
	1 実人/月 4 延人日/月		-

③ 居住系サービス

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
自立生活援助	11 実人/月 (9 実人/月)	13 実人/月 (11 実人/月)	15 実人/月 (13 実人/月)
	7 実人/月 (6 実人/月)		-
共同生活援助	316 実人/月 (93 実人/月)	354 実人/月 (115 実人/月)	396 実人/月 (141 実人/月)
	356 実人/月 (117 実人/月)		-
施設入所支援	194 実人/月	194 実人/月	194 実人/月
	193 実人/月		-

(※ () 内の数字は、精神障がい者の人数の内訳。)

(3) 相談支援

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
計画相談支援	667 実人/月	774 実人/月	898 実人/月
	646 実人/月		-
地域移行支援	4 実人/月 (2 実人/月)	4 実人/月 (2 実人/月)	4 実人/月 (2 実人/月)
	3 実人/月 (2 実人/月)		-
地域定着支援	25 実人/月 (21 実人/月)	25 実人/月 (21 実人/月)	25 実人/月 (21 実人/月)
	4 実人/月 (4 実人/月)		-

(※ () 内の数字は、精神障がい者の人数の内訳。)

(4) 地域生活支援事業

① 理解促進研修・啓発事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
	実施		—

② 自発的活動支援事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
自発的活動支援事業	実施	実施	実施
	実施		—

③ 相談支援事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
障害者相談支援事業	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	3 箇所		—
基幹相談支援センター	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	2 箇所		—
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施	実施	実施
	実施		—
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施	実施	実施
	実施		—

④ 成年後見制度利用支援事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
成年後見制度利用支援事業	実利用者 40 人	実利用者 44 人	実利用者 48 人
	実利用者 39 人		—

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施
	実施		—

⑥ 意思疎通支援事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	延利用 960 人 実利用 120 人	延利用 1,056 人 実利用 132 人	延利用 1,160 人 実利用 145 人
	延利用 834 人 実利用 84 人		—
手話通訳者設置事業	設置人数 3 人	設置人数 3 人	設置人数 3 人
	設置人数 4 人		—

(※ 「設置人数」は職員数。日々の配置数は1日当たり2～3人。)

⑦ 日常生活用具給付等事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
介護訓練支援用具	延給付 10 件	延給付 15 件	延給付 15 件
	延給付 17 件		—
自立生活支援用具	延給付 46 件	延給付 51 件	延給付 51 件
	延給付 36 件		—
在宅療養等支援用具	延給付 50 件	延給付 55 件	延給付 55 件
	延給付 40 件		—
情報・意思疎通支援用具	延給付 139 件	延給付 144 件	延給付 144 件
	延給付 110 件		—
排泄管理支援用具	延給付 7,855 件	延給付 7,955 件	延給付 7,955 件
	延給付 7,209 件 (実人数 652 人)		—
住宅改修費	延給付 5 件	延給付 8 件	延給付 8 件
	延給付 2 件		—

(※ 「実人数」は、その年度中に一度でも給付を受けたことがある者の数。)

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了 15 人	養成講習修了 15 人	養成講習修了 15 人
	養成講習修了 11 人		—

⑨ 移動支援事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
移動支援事業	90 箇所 実利用 602 人 延利用 55,940 時間	92 箇所 実利用 612 人 延利用 56,912 時間	94 箇所 実利用 623 人 延利用 57,893 時間
	66 箇所 実利用 495 人 延利用 37,750 時間		—

⑩ 地域活動支援センター

	単位	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
地域活動支援センターⅠ型	箇所	0 箇所・0 人	0 箇所・0 人	0 箇所・0 人
	平均実利用人/日	0 箇所・0 人		—
地域活動支援センターⅡ型	箇所	1 箇所・6 人	1 箇所・6 人	1 箇所・6 人
	平均実利用人/日	1 箇所・4 人		—
地域活動支援センターⅢ型	箇所	9 箇所・60 人	9 箇所・60 人	9 箇所・60 人
	平均実利用人/日	9 箇所・49 人		—

(5) 障害児相談支援

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
障害児相談支援	74 実人/月	87 実人/月	103 実人/月
	46 実人/月		—

(6) 障害児通所支援

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
児童発達支援	374 実人/月 3,908 延人日/月	423 実人/月 4,455 延人日/月	478 実人/月 5,079 延人日/月
	430 実人/月 4,690 延人日/月		-
医療型児童発達支援	11 実人/月 58 延人日/月	9 実人/月 47 延人日/月	8 実人/月 38 延人日/月
	9 実人/月 77 延人日/月		-
放課後等デイサービス	803 実人/月 9,029 延人日/月	931 実人/月 10,925 延人日/月	1,080 実人/月 13,219 延人日/月
	856 実人/月 9,640 延人日/月		-
保育所等訪問支援	5 実人/月 5 延人日/月	8 実人/月 8 延人日/月	12 実人/月 12 延人日/月
	32 実人/月 50 延人日/月		-
居宅訪問型児童発達支援	1 実人/月 4 延人日/月	2 実人/月 8 延人日/月	3 実人/月 12 延人日/月
	0 実人/月 0 延人日/月		-

<総括>

(作成中)

第4節 障がい者団体と市川市自立支援協議会からの意見

第5次いちかわハートフルプランの策定に当たり、令和5年5月に市内の障がい者団体に文書及び対面にてヒアリングを行いました。

また、令和5年7月から8月にかけて、市川市自立支援協議会及び相談支援部会・生活支援部会・就労支援部会・こども部会に対してもヒアリングを行いました。

どちらも、「現在の障がい者施策について課題と思うこと」をお尋ねし、いただいた回答について次のとおり整理しました。

(1) 子育て・教育

- ① ライフサポートファイルの活用が必要。
- ② 医療的ケア児の一時預かり施設、保育施設、通所施設、入所施設の増設が必要。
医療的ケアを要する方を受け入れることができる短期入所事業所が非常に不足しており、市外の遠方の施設を利用せざるを得ない方がたくさんいる。
- ③ 学校と福祉分野とのつながり、連携の強化が必要。学校の先生も忙しく、福祉分野の知識が不足している。
- ④ 学校に対し、障害福祉サービスについての周知が必要。
- ⑤ 市川スマイルプランが学校で十分に活用されていないと感じる。保護者等に必要性を周知するとともに、学校における十分な活用が必要。
- ⑥ 放課後等デイサービスを利用する児童が高校卒業後に放課後等デイサービスと同じように過ごすことができる場所が増えるとよい。両親の共働きや、ひとり親の家庭も増えている。生活介護事業所などのほかに日中一時支援事業所が充実し、生活介護と日中一時支援が同じ事業所内で受けられるようになるとよい。

(2) 就労・社会参加

- ① ADHD など、発達障がいがある方等の就労には、会社側が本人の個性や障がい特性を十分に理解し、合理的配慮を提供していくことが必要。
- ② 企業は、障がい者を雇用するということにもっと責任を持つべき。採用したならば適切な教育をするべきだし、障がい者の個性を理解して適切な評価をし、適材適所で従業者を配置してほしい。

- ③ ひきこもりがちな方への支援が必要。
- ④ 就労継続支援 B 型事業所などを利用する障がい者は高齢化しており、事業所内で介護的な支援が行われている状況がある。定年後に就労継続支援 B 型事業所に来るような方も増えている。知的障がいのある方の場合は、就労というよりも日中の居場所を探して就労系事業所を利用しようとしている方も多い。
- ⑤ 就労系の障害福祉サービスを利用する方は、相談支援専門員がついていない方が多く、事業所利用受入れに際してのアセスメントを従業者が行う際に、難しさを感じている。
- ⑥ 就労系の障害福祉サービスを利用されている方の多くは、介護や生活支援などの障害福祉サービスを利用されていない。そのため、地域生活支援拠点等の制度を知らない方も多い。
- ⑦ 障害者雇用率が上がってきていることに対応しきれなくなってきた事業所が増えていることもあって、障がい者雇用代行ビジネスを利用する障がい者が増えている。農園やサテライト型オフィスなどの形態で、本来の障害者雇用の趣旨からは外れているのではないかと思われるようなものとなっている。
- ⑧ 特別支援学校等を卒業後、就労継続支援 B 型や生活介護を利用しようとする際に、利用定員がいっぱいで希望どおり利用できず、市外の事業所を利用する方などが増えている。就労継続支援 B 型利用により働く力がつき、就労継続支援 A 型や就労移行支援、一般就労に進んでいくことがもっと増えると、ご本人の進路の幅が広がる。
- ⑨ 就労定着支援などのサービスを利用していないか、又は利用が終了した方で、障害者就業・生活支援センターいちされんや市川市障がい者就労支援センターアクセスも利用しておらず、就労をしている障がい者がおり、支援の手が不足している。

(3) 地域生活支援

- ① 地域生活支援拠点等の整備が進められているように、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」への対応は重要な課題。障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、施策を推進してほしい。
- ② 重度の障がいのある方を受け入れるグループホームの充実が必要。

- ③ 市内に短期入所事業所が不足しており、常に定員いっぱいの状態。設備面や職員のスキルの面からも、医療的ケアを必要とする方や強度行動障がいのある方を受け入れるのは難しく、市外の短期入所事業所や医療機関に頼らざるを得ない状況にある。施設増に向け施策を検討してほしい。
- ④ 精神障がいがある方については、短期入所事業所から、対応経験不足により受け入れ困難と言われることが多い。そのため、地域生活支援拠点等の機能の一つである「市川市障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金」の継続は必須である。このほか、「市川市レスパイトサービス事業補助金」の継続も必要である。
- ⑤ 緊急に短期入所を利用する際に、利用者自己負担であるリネン費、日用品費、食費等を負担することが難しく、短期入所の利用を控える方がいたり、その費用を事業所側で肩代わりすることもあると聞いている。公的な負担ができないか検討してほしい。
- ⑥ 長期入院している方の、地域生活の体験の場が足りない。入院環境下では ADL、IADL の把握が難しく、ご本人も長期入院により地域生活への移行の不安が強い。平成 17 年から 19 年度に市川市内で行われた「千葉県マディソンモデル活用事業」のときのような仕組みを検討してほしい（クライシスハウス「ハウスいちかわ里見」、イタリア・トリエステ 精神保健センターなど）。
- ⑦ 地域生活支援拠点等コーディネーターへの事前登録者の数が増加しており、コーディネーターが十分に対応できなくなっている。予算拡大などを検討してほしい。
- ⑧ 強度行動障がいがある方やそのご家族が住み慣れた地域において生活を続けていくことができるよう、施策の充実が必要。夜間にドライブに連れていくなど、親が高齢となっても支援を続けている例もあり、ご家族は日々大変にご苦勞をされている。
- ⑨ 移動支援事業が使いにくい。ヘルパーも確保しづらい。
- ⑩ 日常生活用具のうちストマ装具の支給額増額を検討してほしい。
- ⑪ ヤングケアラー支援の充実が必要。
- ⑫ 地域活動支援センターを運営する事業は、障害福祉サービス事業ではなく、市町村からの運営費の補助が財源となっているが、障害福祉サービス等報酬にある処遇改善加算のような制度がない。従業者が安定して働き続けるために、そのような制度を創設してほしい。

(4) 意思疎通支援・情報アクセシビリティ

- ① 聴覚障がい者は、障がいが軽いように思えて、実はそうではない。情報障がいというのはとても重い。移動の面などの物理的バリアはないが、情報のバリアがある。
- ② 例えば、災害時には、聴覚障がいの方を分散させない方が安心感を得られる。他の障がいの方と混在していると、必要な支援が十分に行き届かないことがある。
- ③ 可能な範囲で構わないが、災害時に避難所に手話通訳者を配置したり、Wi-Fi 設備を用意したり、テレビモニターを設置して情報を随時掲示したりしてほしい。聴覚障がい者は、自分だけ情報が伝わってこない、取り残されている感じがするのが不安になる。

(5) 保健・医療

- ① 精神障がい者向けの訪問看護の充実が必要。
- ② 自殺対策としてゲートキーパーの養成の推進が必要。

(6) 相談支援

- ① 市川市の相談支援機関の規模は、近隣市と比べて非常に小さい。今の人員数の基幹相談支援センターで市川市全域に対応していくのは無理がある。規模の拡大を目指してほしい。
- ② 基幹相談支援センターに併せ、相談支援専門員も不足している。指定特定・一般・障害児相談支援事業所の経営の支援が必要。
- ③ 相談支援専門員が足りない。人材確保、経営支援のため、補助等を検討してほしい。
- ④ 市川市にはセルフプランの方が多い。特に障がい児については、セルフプラン率が高い。
- ⑤ 以前のように南八幡メンタルサポートセンターを地域活動支援センター I 型に戻せないか。2 年ほど前の自立支援協議会でも、相談支援機関の拡充に向け、活発に議論を行ってきた。
- ⑥ 市民にとっても支援者にとっても、相談内容に応じた相談先窓口が分かりづらい。Web サイト上の情報もきちんと整理されていない。

(7) 権利擁護

- ① 市民後見人の育成の促進が必要。

(8) 災害対策

- ① 第一次避難所や福祉避難所の整備（バリアフリー化、多機能トイレ整備、ストマ装具交換場所確保）。
- ② オストメイト用装具などの避難所への備蓄。
- ③ 避難行動要支援者名簿の整備、活用訓練。
- ④ 特に医療的ケアを必要とする方については、災害時の電力の確保が重要となる。
- ⑤ 聴覚障がい者のため、災害時に遠隔手話通訳ができるようにしたり、避難所への手話通訳者の配置等をしてほしい。
- ⑥ 災害時には、障がい者は支援されるばかりではなく、自分で自分の命を守ることを考えることも必要。

(9) まちづくり・居住環境整備

- ① 公共施設等のバリアフリースペース（オストメイト用トイレ）の整備。
- ② トイレの入り口近くにおむつ台が設置されていて、車いすだと入りにくい場合がある。
- ③ 歩道の敷石ブロックの上を車いすで走行すると、小さな振動が長く続き腰を痛める。特に高齢者の場合は負担が大きい。

(10) 理解促進

- ① 小学校や中学校における障がいの理解を深める取組が必要。
- ② 配慮されたようでも、実際に障がい者には使いにくいものも多い。よく意見を聴いてほしい。
- ③ 失語症への理解の促進が必要。失声症や構音障がいと混同されることがある。
- ④ 災害時には障がい者にもできることはある。
- ⑤ バリアフリースペースは障がい者にとって本当に使いやすいものになっているのか。
- ⑥ 例えば、聞こえる人と違って、聞こえない人は、床の振動などにも不安を感じる。聞こえない人にとっては周囲がどんな世界なのか、想像して理解してほしい。

(11) 人材確保

- ① 人材の確保、育成、定着は、明らかな課題。どの事業者でも、職員を募集してもなかなか応募が来ないと聞いている。
- ② 相談支援専門員については、報酬の額だけでは経営が厳しく、サービス部門との兼務をしている従業者が多い。国は引き続き報酬の額を増額してほしい。
- ③ 新人教育の充実が必要。
- ④ 障がい者施策に関する研修など、知識を得られる場があれば参加したい。

第5節 まとめ

ここまでの内容を踏まえ、第5次いちかわハートフルプランの策定に当たっての課題を、次のとおり整理しました。


以下の7項目は、「第2部 市川市障害者計画」の中で、市が今回の計画年度において特に重点的に取り組むべき施策（重点施策）とします。

	概要
(1) 障がい児支援	<p>○発達に様々な課題のある子どもたちは、それぞれの特性に応じた適切な支援を受け、最善の利益を考慮されることが必要です。市川市こども発達相談室の相談件数は年々増加傾向があり（令和2年度を除く）、相談内容としては発達障がいに関する相談が全体の過半数を占めている状況です。</p> <p>○重症心身障害児や医療的ケア児の支援に関しては、医療的ケア児等コーディネーターが地域における課題を整理し、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援を調整し、総合的な支援につなげられるように働きかけていきます。</p>
(2) 就労の支援	<p>○障がいのある方が住み慣れた地域において自立した日常生活や社会生活を営んでいく上では、自らの能力をできる限り活用し、可能な範囲で就労しながら生活していくことが重要です。</p> <p>○就労系の障害福祉サービスに関しては、令和4年12月に行われた障害者総合支援法の改正により、障害福祉サービスの中に就労選択支援が創設されたほか（改正法公布日から3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）、一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用についても訓練等給付費の支給の対象となりました（令和6年4月1日施行）。</p> <p>○本市独自の施策としては、市川市障がい者就労支援センターアクセスを平成12年度から設置しており、また、市川市自</p>

	<p>立支援協議会就労支援部会では、障がい者の就労支援に関する課題を共有し、事業所間の連携を図っています。</p> <p>○今後は、アクセスを障がい者就労支援の中核として位置付け、就労支援部会も活用しながら、障害のある方の就労の支援の充実を図っていきます。</p>
<p>(3) 地域生活の支援</p>	<p>○障がい者等の地域における安心した生活を支援する上では、地域生活支援拠点等の整備が要となります。これについては、令和 4 年 12 月の障害者総合支援法の改正により、市町村の地域生活支援事業の一つとなることが決まっています（令和 6 年 4 月 1 日より）。</p> <p>○特に、精神障がいのある方に関しては、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築が推進されているように、長期入院精神障がい者の地域生活への移行などが進められており、精神障がいのある方が比較的多い本市においても、住み慣れた地域における安心した日常生活・社会生活の支援を推進していくことが重要です。</p> <p>○地域生活支援拠点等の整備に当たっては、基幹相談支援センターとの役割の違いや効果的な連携に留意しながら、既存のサービス等のほかにどのような機能が必要となるか、検討を進めていきます。</p>
<p>(4) 相談支援体制の整備</p>	<p>○令和 4 年 12 月の法改正では、基幹相談支援センターに関する規定も変更されました。基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務となり、地域の相談支援事業者への助言や指導等も基幹相談支援センターの業務として法定化されました。</p> <p>○基幹相談支援センターえくるの人員規模は、平成 29 年度に設置して以降ほぼ変わっておらず、指定特定相談支援事業所の数もここ数年ほぼ横ばいであるため、障がい者数の増、相談者数の増に追い付いていません。</p> <p>○今後は、対象者の増とともに基幹相談支援センターの役割の拡大に対応するため、人員規模の拡充のための予算措置を行</p>

	<p>っていくとともに、関連する機関との役割分担の整理を進め、効果的な連携を図っていく必要があります。</p>
(5) 災害や感染症の対策	<p>○大地震のリスクはもちろん、近年は台風の被害も大きくなってきており、さらに令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は障がい者を含め脆弱な立場に置かれている方々が大きな影響を受けました。</p> <p>○感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しており、障がい者やその家族等に対する支援が必要となっています。</p> <p>○感染症拡大時を始め、地震・台風等の災害発生時といった非常時には、障がい者を含め脆弱な立場にある方々がより深刻な影響を受けることから、この計画に掲げる各種施策についても、非常時に障がい者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めていきます。</p>
(6) 障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供	<p>○平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）が施行されていますが、障がいに対する理解の促進や社会的障壁をできる限り除去するための合理的な配慮の提供は、共生社会の実現に向けてますます重要となっています。</p> <p>○また、障がい者が自らの能力を十分に発揮して就労するためにも、雇用者の従業者に対する障がい特性の理解や合理的配慮の提供が求められ、こうした理解や配慮は障がい者等の権利擁護にもつながります。これらの点を念頭に、必要な取組を進めます。</p>
(7) 支援人材の確保と質の向上	<p>○人口減少と少子化、高齢化が進むにつれ、高齢者や障がい者を支援する人材の不足は年々顕在化してきており、人材の確保と質の向上はますます重要になっています。</p> <p>○人材の不足は、福祉分野に限らず、あらゆる分野において課題となっていますが、市町村においては、福祉人材の確保・</p>

	育成・定着に資するよう、可能な限り、研修の実施等に取り組んでいきます。
--	-------------------------------------



第2部
市川市障害者計画

第1章 理念等

第1節 理念

「このまちで共に生きる」

－多様性を認め合う、自ら選択・決定する－

私たちは、障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、それぞれ異なる性別、文化、歴史、背景や経験を持つ市民同士が一人ひとりの多様性を尊重し、共に支えあい、認め合う社会を実現します。

障がいのある人にもない人にも、住み慣れた地域のなかで、一人ひとりが自らの意思で主体的に尊厳を持って生活を営む権利があります。

全ての場面において、障がいのある人の参加の権利を確保し、一人ひとりが地域社会の一員としての役割を担うことのできる社会づくりが求められています。

地域で暮らす誰もが「包摂（インクルージョン）」され、それぞれの個性を認め合う「多様性（ダイバーシティ）」を備えた、誰にとっても居心地のよい社会、それが「地域共生社会」です。

地域共生社会を実現するためには、都市、制度、文化、情報、意識などのあらゆる面で障がいのある人の社会参加における障壁をなくし、合理的配慮による選択と自己決定のできる環境を充実させる必要があります。

本計画では、最も基本となる理念を「このまちで共に生きる」と定め、計画を推進します。

第2節 将来像

「市川市総合計画」の基本構想では、「まちづくりの基本理念」において、生涯を通して誰もが一人の人間として夢や生きがいを持って安心して生活できるよう、思いやりや慈しみの心のもとで、全ての人を認め合う「人間尊重」を基本としており、また、「将来都市像」を「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」と定めています。

これを踏まえ、本計画の理念である「このまちで共に生きる」を実現できる地域共生社会を作る上で、次のとおり将来像を定めます。

「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、
安心して暮らせるまち」

－全国でも指折りの“障がいのある人が住みやすいまち”を目指して－

第3節 基本目標

第1部「総論」で述べた現状と諸課題を踏まえ、将来像の実現に向けた基本目標を次のように定めます。

① ライフステージを通じたその人らしい暮らしの実現

全ての障がいのある人がその人らしい暮らしを実現できるよう、制度や仕組みの相互の連携の強化とともに、障がいの特性やライフスタイル、さらには本人や家族の高齢化への対応も踏まえ、それぞれのライフステージに応じた切れ目のないきめ細かなサービスを展開します。また、その上で、障がいのある人自らの教育や就労の機会の積極的な活用を促進します。

② 誰にとっても安心なまちの実現

道路や建物、交通機関の更なるバリアフリー化、災害時の支援体制の整備などを通じて、全ての市民が安全で快適に過ごせるユニバーサルなまちづくりを進めます。また、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう、住居の確保に係る公的なセーフティネットの整備や身近な医療機能の充実、相談体制の整備、分かりやすい情報の提供に努めます。

③ 地域の理解と相互の支え合いの実現

地域や職場における障がいに対する理解を深めながら、人々のつながりを促進します。また、全ての人々が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域や職場の一員として互いの個性を認め、支え合う地域共生社会の実現を目指します。

第4節 施策推進の方向

基本目標の実現に向け、次のような分野別の方向に沿って施策を推進します。

- ① 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～
- ② 就労・社会参加の促進 ～地域で活動する～
- ③ 生活支援の充実 ～地域で暮らす～
- ④ 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～
- ⑤ 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～
- ⑥ 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

第5節 各施策に共通する横断的視点

前節に定める各施策を推進する上で、各施策に共通する横断的視点を次のように定めます。

① 障がいのある人等の意見の尊重と障がいのある人自らの意思決定の支援

障がいのある人は、自らの決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえ、障がい者施策の策定・実施に当たっては、障がいのある人及びその家族等の関係者の意見を聞き、尊重します。

また、障がいのある人が合理的配慮により自らの意思を選択・決定し、その意思を表明できるように、相談支援・権利擁護体制の充実による意思決定の支援と、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

② 障がいのある人を中心とした総合的な支援

障がいのある人が各ライフステージを通じて、適切な支援が受けられるよう、保健・医療、教育、福祉、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。支援に当たっては、その人らしい暮らしの実現の観点に立って行うよう留意します。

③ 障がい特性等に配慮した支援

障がい者施策の実施に当たっては、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態にに応じ、きめ細かく対応します。

また、様々な障がいの特性等について、より一層の理解が進むよう周知・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

④ アクセシビリティの向上

障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、様々な情報やサービス等に関する利用しやすさを示すアクセシビリティの向上を図ります。

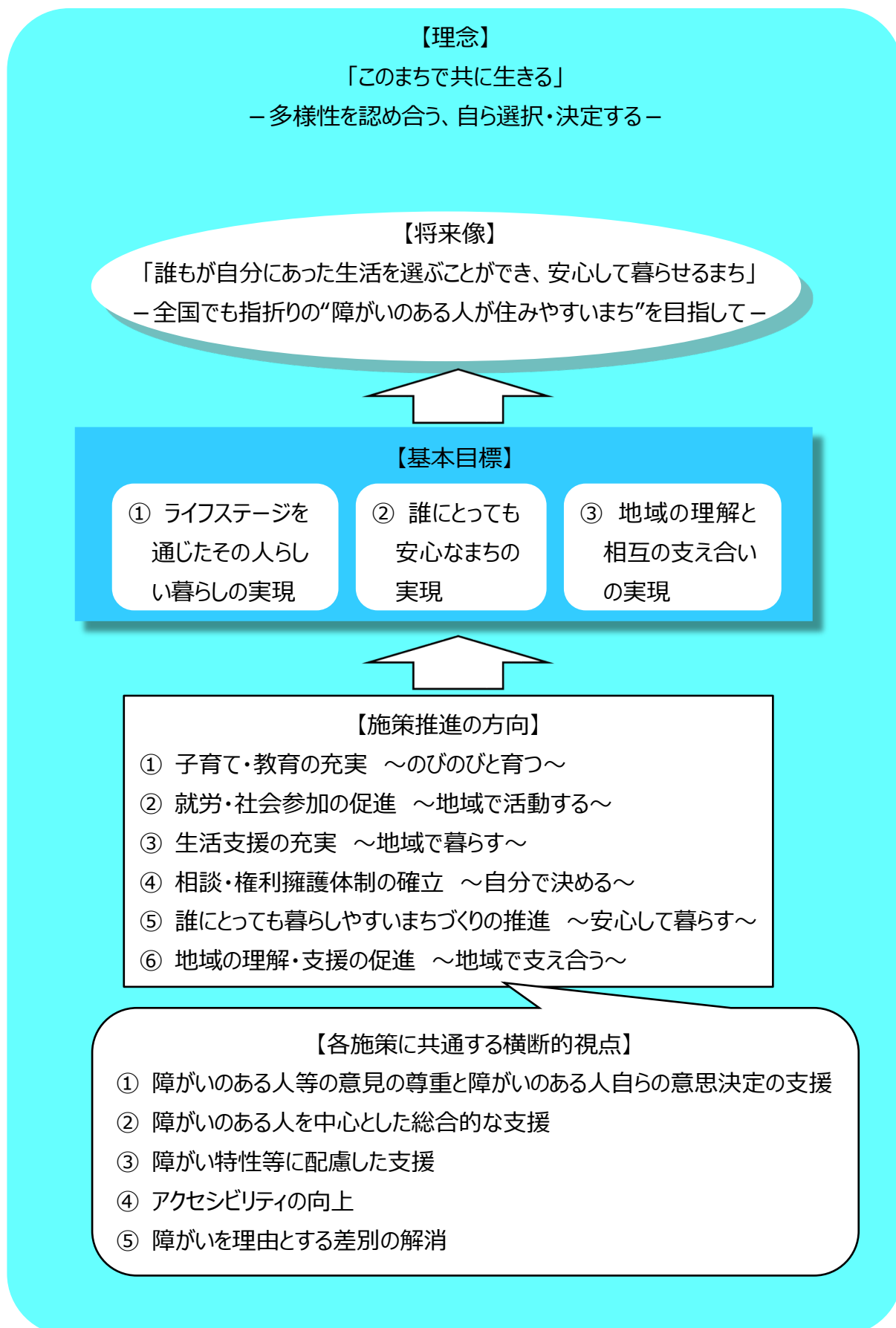
あわせて、社会全体のユニバーサル化を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業、市民団体等の民間団体の取組を積極的に支援します。

また、本計画は、令和4年5月に制定された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和4年法律第50号。略称「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」）の規定の趣旨を踏まえて策定するものです。

⑤ 障がいを理由とする差別の解消

障がいを理由とする差別は、障がいのある人のその人らしい暮らしの実現に深刻な影響を与えるものであるため、障害者差別解消法や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」（平成18年条例第52号）に基づき、障がい者団体を始めとする様々な団体との連携を図りながら、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

第6節 理念等の構造



第2章 具体的な施策

★ = 重点施策

【将来像】「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」
- 全国でも指折りの“障がいのある人が住みやすいまち”を目指して -

【基本目標】 ① ライフステージを通じたその人らしい暮らしの実現
② 誰にとっても安心なまちの実現
③ 地域の理解と相互の支え合いの実現

第1節 子育て・教育の充実
～のびのびと育つ～

第1項 障がい児支援 ★

第2項 学校教育

第2節 就労・社会参加の促進
～地域で活動する～

第1項 就労支援・雇用促進 ★

第2項 生涯学習・文化・スポーツ

第3節 生活支援の充実
～地域で暮らす～

第1項 地域生活の支援 ★

第2項 情報アクセシビリティ・意思疎通支援

第3項 保健・医療

第4節 相談・権利擁護体制の確立
～自分で決める～

第1節 相談 ★

第2節 権利擁護

第5節 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進
～安心して暮らす～

第1項 災害や感染症の対策 ★

第2項 まちづくり・居住環境整備

第6節 地域の理解・支援の促進
～地域で支え合う～

第1項 障がいに対する理解の促進、
合理的配慮の提供 ★

第2項 支援人材の確保と質の向上 ★

第1節 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～

第1項 障がい児支援

(1) 現況と課題

○発達に様々な課題のある子どもたちは、それぞれの特性に応じた適切な支援を受け、最善の利益を考慮されることが必要です。地域で健やかな成長を支援する為には、乳幼児期から学校卒業後まで、ライフステージを通じた一貫した効果的な支援を行うことが重要です。

○市川市こども発達相談室の相談件数は年々増加傾向があり、相談内容としては発達障がいに関する相談が全体の過半数を占めている状況です。そのため発達障がい児の早期発見・早期療育、および保護者等への支援が求められます。保護者等が子どもの障がいや特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるように支援をしていくことが重要です。

○また保護者等が子どもの発達に不安や心配を感じ、支援を求めた場合、容易に相談や、専門的な支援を受けられるように、児童発達支援センターを中心に、母子保健、子育て支援、福祉、医療、教育等と有機的な連携の下、進めていくことが重要です。

○特別な支援を必要とする子どもの中には、保育園や幼稚園、放課後保育クラブを利用しながら、児童発達支援及び放課後等デイサービスなどを利用する子どもが増えています。今後さらに、地域の事業所等との連携や、地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進していくために、児童発達支援センターが中核的な役割を果たすことが求められます。

○重症心身障害児や医療的ケア児については、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用に際し、保護者や子どもが求めるニーズに応じた事業所選択が難しいことが課題となっています。このような現状をふまえ、医療的ケア児等コーディネーターが地域における課題を整理し、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援

を調整し、総合的な支援につなげられるように働きかけていきます。

(2) 施策の基本方針

子どもの発達に心配を抱える保護者に対し、きめ細やかな対応ができるよう子育て支援の充実を図るとともに、地域社会で子どもたちが障がい特性に合わせた支援を受けて成長していけるよう、一貫した支援体制の充実を図ります。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	保育園巡回相談事業	こども部発達支援課		
事業概要	民間の保育園を巡回し、障がい児に対しての適切な支援について職員に対して助言を行います。			
指標等	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	86回			

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
乳幼児健康診査事業 (担当課確認中)	保健部 保健センター健康支援課	1歳6か月児・3歳児健康診査を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、精神的、身体的発育発達、基本的な生活習慣、歯科衛生など多角的な健診を行い、さらに聴覚障がいを含む難聴児の支援のため、新生児聴覚検査から療育に繋げる連携体制の構築に向けた取組等、乳幼児の健全な発育・発達を促します。
地域職員への研修事業	こども部 発達支援課	保育園、幼稚園、学校、放課後保育クラブ、児童発達支援、放課後等デイサービス等の事業所職員に向けて、支援の質の向上を図るため、聴覚障がいを含む障がい児の特性理解について研修を行います。
ライフサポートファイル活用事業	こども部 発達支援課	ライフステージを通じた一貫した支援ができるよう、本人に関する情報や支援内容を記録するととも

		に、関係機関の支援の経過等が一冊にまとめられた情報を伝達するツールとして、ライフサポートファイルを活用していきます。
--	--	--

第2項 学校教育

(1) 現況と課題

- これまで本市では、様々な人々が個性を認め合い、生き生きと活躍できる地域共生社会の実現に向けて、福祉教育や障がい理解教育の推進、一人ひとりの個性を伸ばし、可能性を広げる学びを進められるよう、教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るなど、様々な施策を進めてきました。
- 本市の特別支援教育では、教育的ニーズに応じて、通級指導教室や特別支援学級を新設し、連続性のある「多様な学びの場」を整えるとともに、一人ひとりの課題や教育的ニーズを把握し、発達段階に応じた組織的・継続的な指導や支援を推進しています。また、通常学級においても、特別支援教育の視点を生かした適切な指導や支援がより充実したものになるよう、教職員への研修等を実施し、指導力向上を図っています。
- 各園・学校では、全ての子どもにとって「わかる授業」を目指すため、「ユニバーサルデザイン」の視点を取り入れた環境づくり、授業づくりを進めています。また、支援が必要な子ども一人ひとりの実態に応じて適切な指導・支援が行えるよう、市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）及び個別の指導計画の活用を進めています。今後も教職員・保護者への周知に努めていきます。
- 本市ではこども発達センターと教育センターにおいて、児童発達支援システムを導入し、両機関が相談内容等を共有することで「切れ目のない支援」の実施に向けて取り組んでいます。
- 今後は長期的な視点にたって、就学相談から就学後のフォローアップを含めて、学校とのスムーズな連携が図れるよう就学支援体制の充実に努めていきます。
- 知的障がいや肢体不自由、難聴、学習障害、注意欠如・多動性障害、自閉症スペクトラムなど、多様な教育的ニーズに対応できるよう、障がい特性に応じた教育

を行うことのできる専門職員の育成が喫緊の課題です。

(2) 施策の基本方針

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムを構築するため、特別支援教育を推進するとともに、障がい者理解教育を積極的に推進していきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	特別支援教育推進事業	学校教育部 指導課		
事業概要	市川市特別支援教育推進計画（第3期）に則り、全ての幼稚園・学校において、特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒の市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）を作成し、関係機関との連携を図りながら、一貫した支援を目指します。			
指標等	通常学級に在籍している幼児・児童・生徒のうち、市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）を作成している者の割合			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	5.2%	6%	6%	7%

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
市川市特別支援連携協議会	学校教育部 指導課	教育、医療、保健、福祉、労働、親の会等の関係者で構成する会議を設置し、関係機関との連携を図りながら、特別支援教育を推進し、障がいのある幼児・児童・生徒に対する指導の充実と支援体制の整備を促進します。

第 2 節 就労・社会参加の促進 ～地域で活動する～

第 1 項 就労支援・雇用促進

(1) 現況と課題

- これまで、本市では、市内の企業や障害福祉サービス事業者等への働きかけにより障がい者の就労の場の確保に努め、また、相談、職場実習、就労後のアフターケア等により障がい者の就労の総合的な支援を進めてきました。
- 就労は、障がい者が地域で自立した生活を営むために重要ですが、それは、必ずしも経済面だけではなく、働くこと自体や、地域や社会の中における役割を実感できるという面においても重要です。
- 本市では、障害者就労支援センターアクセスを平成 12 年に開設し、障がい者の就労の支援に積極的に取り組んできましたが、職場への定着に向けての支援や生活面の支援については、なお多くの課題があります。また、雇用する側の障がい特性についての理解不足から、本人にとって無理がある仕事をさせてしまったり、就労先で対人関係に悩んだりするといった問題もあります。
- また、就労支援において、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援 B 型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要です（平成 24 年 4 月 11 日付障発 0411 第 4 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）。千葉県では、千葉県工賃（賃金）向上計画を策定し、障がい者の自立の支援のために工賃（賃金）の向上を図っています。また、対象となる事業所においては、国・県の方針を踏まえ、工賃（賃金）額の目標値を含んだ計画を策定し、工賃（賃金）の向上に取り組むこととなっています。なお、就労継続支援 B 型事業所の全国平均工賃は、平成 18 年度の 12,222 円から毎年上昇し、令和 3 年度は 16,507 円となっています。

○平成 30 年度からは障害者総合支援法の訓練等給付費の支給対象に「就労定着支援」が加わりましたが、さらに今後は「就労選択支援」が加わることになっています（令和 4 年 12 月 16 日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日より）。これにより、就労を希望する障がい者又は就労の継続を希望する障がい者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして厚生労働省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の厚生労働省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を提供するようになっています。

○平成 25 年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行されたことで、本市では調達方針を策定し、障害者就労施設等からの物品等の優先的な調達に努めているところです。

(2) 施策の基本方針

障害福祉サービスに「就労選択支援」が加わるなど、就労の支援の強化を図る障害者総合支援法改正が行われています。本市では、市独自の事業として障害者就労支援センターアクセスを設置して障がい者の就労を支援してきていますが、県の障害者就業・生活支援センター事業との連携を図りながら、今後も障がい者の就労の支援を推進します。また、障害者優先調達推進法に基づいて引き続き障害者就労施設等からの物品等の優先的な調達に努めます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	障がい者就労支援事業	福祉部 障がい者支援課
事業概要	市川市障がい者就労支援センターアクセスを設置し、アクセスにおいて、障がい者からの就労に係る相談に応じ、必要な情報の提供	

	及び助言、関係機関との連絡調整等を行うとともに、障がい者の一般企業への就労に向けての各種支援や、就労系の障害福祉サービスの利用に向けての支援等を行います。			
指標等	相談件数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2,266件	2,200件	2,200件	2,200件

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
就労支援に関する研修	福祉部 障がい者支援課	市川市自立支援協議会就労支援部会を中心に就労支援にかかわる課題を抽出し、課題に沿った研修を実施することにより、就労支援の担い手の育成を図ります。
優先調達推進事業	福祉部 障がい者支援課	障害者優先調達推進法に基づき、市における障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針を策定し、優先的に物品や役務の調達を図ります。
障がい者雇用事業	総務部人事課 生涯学習部教育総務課	(担当課確認中)

第 2 項 生涯学習・文化・スポーツ

(1) 現況と課題

- 障がい者が、学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、福祉、教育、スポーツ、労働等の施策を連動させながら支援していくことが重要です。

- 障害者の権利に関する条約（平成 26 年条約第 1 号）第 24 条には、「障がい者を包容するあらゆる段階の教育制度（インクルーシブ教育システム）及び生涯学習を確保する」ことが明記されています。

- 文部科学省は、平成 30 年 3 月から、「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」を開催し、全 16 回にわたり 14 名の委員が議論に加わり、「障害者の生涯学習の推進方策について－誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して－（報告）」をまとめました。

- この報告書では、持続可能な開発目標（SDGs）の観点からも、新たな社会の姿として Society5.0 の実現が提唱されていることから、障がい者の生涯学習について考えることは重要とされています。また、障がい者の生涯学習推進において特に重視すべき視点として、①本人の主体的な学びの重視、②学校教育から卒業後における学びへの接続の円滑化、③福祉、労働、医療等の分野の取組と学びの連携の強化、④障がいに関する社会全体の理解の向上を挙げています。

- 障がい者の生涯学習に資することとして、令和元年 6 月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第 49 号）が施行されています。この法律は、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することで、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するとしています。

- 障がい者による文化芸術活動については、近年の障がい福祉分野と文化芸術分野

双方からの機運の高まりにより、平成 30 年 6 月 13 日に、議員立法による「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(平成 30 年法律第 47 号)が公布、施行されました。

(2) 施策の基本方針

学校卒業後の障がい者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、障がい者の各ライフステージにおける学びを支援し、これを通じて障がい者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげていきます。また、障がいの有無や種類に関わらず、気軽に文化芸術活動・スポーツに参加できる機会を充実させ、心身の健康維持・向上と生きがいづくりを促進します。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	障がい者スポーツ事業	文化スポーツ部 スポーツ課		
事業概要	(担当課確認中)			
指標等	現況	目標		
	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
図書館の障がい者資料製作・収集事業	生涯学習部 中央図書館	(担当課確認中)
障がい者文化講座	福祉部 障がい者支援課	障がい者に文化活動の場を提供する講座（合唱・俳句）を実施します。

第3節 生活支援の充実 ～地域で暮らす～

第1項 地域生活の支援

(1) 現況と課題

- 障がい者等の地域における生活の支援の要となる地域生活支援拠点等の整備に
関しては、国では、「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業実施要綱」を平成
27年4月1日から実施した後、平成29年7月には「地域生活支援拠点等の整
備促進について」を発出して、整備に向けた留意点を取りまとめています。
- 本市における地域生活支援拠点等の整備にあたっては、面的な体制（地域におけ
る複数の機関が分担して機能を担う体制）の整備を進めることとして、令和2年
度より「地域生活支援拠点等コーディネーター」を配置したほか、「市川市障害者
等緊急時受入施設入所支援事業補助金」を創設し、障がいの特性に起因して生じ
る緊急の事態等に対処し又は備えるための事業を行っています。
- その後、令和4年12月には障害者総合支援法が改正され、地域生活支援拠点等
に必要とされる各機能が条文として整理されるとともに、それらを行う事業の実
施が市町村の努力義務となりました。

○改正障害者総合支援法（令和6年4月1日施行）

（市町村の地域生活支援事業）

第77条（略）

2（略）

3 市町村は、第1項各号に掲げる事業のほか、地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等（以下この項において「地域生活障害者等」という。）につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、次に掲げる事業を行うよう努めるものとする。

- 一 障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児（地域生活障害者等に該当するものに限る。次号において同じ。）の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じるとともに、地域生活障害者等を支援するための体制の確保その他の必要な措置について、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、次条第1項に規定する基幹相談支援センターその他の関係機関（次号及び次項において「関係機関」という。）との連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の

一時的な提供その他の必要な支援を行う事業

二 関係機関と協力して、地域生活障害者等に対し、地域における自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの利用の体験又は居宅における自立した日常生活若しくは社会生活の体験の機会を提供するとともに、これに伴う地域生活障害者等、障害児の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて関係機関との連携及び調整を行う事業

三 前 2 号に掲げる事業のほか、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業

4 市町村は、前項各号に掲げる事業を実施する場合には、これらの事業を効果的に実施するために、地域生活支援拠点等（これらの事業を実施するために必要な機能を有する拠点又は複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれらの事業を実施する体制をいう。）を整備するものとする。

5 （略）

○新たな障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 1 号の事業については、本市においては、地域生活支援拠点等コーディネーターが市川市障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金を活用しながら地域生活障害者等を支援することで対応しています。

○一方、新たな障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 2 号の事業については、地域相談支援や共同生活援助といった既存の制度と機能が重複する部分があります。特に共同生活援助については、本市でも日中サービス支援型グループホームの整備が徐々に進んできている中で、さらにどんな機能が必要となるのか、具体的で綿密な議論をしていく必要があります。

○また、新たな障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 3 号の事業のうち、「専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保」については、千葉県が行う研修事業も活用しながら、市川市自立支援協議会や市川障害児者相談支援事業所連絡協議会とも連携し、研修等を企画、実施していく必要があります。

○このほか、障害福祉サービスではありませんが、地域活動支援センターも障がい者の地域における生活を支えるものとして重要です。

○地域活動支援センターとは（障害者総合支援法第 5 条第 27 項、障害者総合支援法施行規則第 6 条の 21）この法律において「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設をいう。

○地域活動支援センターは、生活介護や就労継続支援 B 型といった通所系の障害福祉サービスになかなかなじめないような方などにとって、外出、創作的活動、社会との交流といった生活リズムづくりに重要となる施設です。

○本市の地域活動支援センターは令和 5 年度当初時点で 9 施設であり、前年度から 1 施設減少しました。地域活動支援センターにおける事業は障害福祉サービス事業ではないため、本市が運営費について補助を行っています。地域活動支援センターの運営の支援のため、今後も補助を継続していく必要があります。

(2) 施策の基本方針

新たな障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 1 号の事業として、「地域生活支援拠点等コーディネーター」の配置と「市川市障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金」事業の実施を引き続き継続していきます。その上では、基幹相談支援センターえくと地域生活支援拠点等コーディネーターとの役割分担や効果的な連携について、常に留意していきます。また、新たな障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 2 号の事業について、地域定着支援や共同生活援助のほかに必要となる機能について、検討を進めていきます。このほか、地域活動支援センターの運営に対する補助を行っています。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	地域生活支援拠点等コーディネーターの配置	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に対処し又は備えるため、相談その他必要な支援を行います。			
指標等	緊急時対応等登録者数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	144人	160人	170人	180人

事業名 (担当課)	地域活動支援センター運営費補助金事業	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	地域活動支援センターを運営する事業を行う者の経営の支援を図るため、市川市地域活動支援センター運営費補助金を交付します。			
指標等	補助を行った市内施設数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	9	8	8	8

【地域定着支援と地域生活支援拠点等コーディネーターについて】

- 地域定着支援とは、指定地域定着支援事業者が、居宅において単身で生活する障がい者等との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、居宅への訪問等による状況把握を行い、当該障がい者等に対して、相談や、関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援等を行うことをいいます（障害者総合支援法第5条第21項、障害者総合支援法施行規則第6条の13、第6条の14）。
- 地域定着支援は、地域生活支援拠点等が果たすべき機能の一部を担うものとして重要であり、地域移行支援を利用していない障がい者であっても利用できるものです（平成27年障障発第0430第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について」より）。また、標準利用期間の定めはありません。
- 一方、地域生活支援拠点等コーディネーターは、地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活障害者等の障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に対処し又は備えるため、地域生活障害者等などからの相談に応じるとともに、関係機関との連携及び調整を行い、宿泊場所へのつなぎ等の支援を行います。
(※ 地域生活障害者等 = 地域において生活する障がい者等及び地域における生活に移行することを希望する障がい者等。)
- 地域定着支援が居宅において単身である障がい者等を対象としているのに対し、地域生活支援拠点等コーディネーターの場合はこれに限らないのが違いであると言えますが、それ以外の内容は概ね同じであると言えます。
- 地域生活支援拠点等コーディネーターが業務を行う上では、この点に留意しながら、指定地域定着支援事業者との役割分担をしつつ業務にあたる必要があります。同時に、地域定着支援の活用を進めることが、地域生活支援拠点を整備することにも実質的につながりますので、既存の地域定着支援事業所に地域定着支援の事業を積極的に行ってもらおうようにしていくことも必要となると考えます。

第 2 項 情報アクセシビリティ・意思疎通支援

(1) 現況と課題

- 「アクセシビリティ」とは、「施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと」とされています（障害者基本計画（第 5 次））。情報アクセシビリティの向上は、本計画全体に横串を刺す横断的視点として位置付けられるものであり、各施策を通じて重要なポイントとなります。
- 障害者基本法には、基本的施策の一つとして、「情報の利用におけるバリアフリー化」が定められています（第 22 条）。この中には、障がい者が「情報の取得」・「利用」、「意思表示」、「他人との意思疎通」をできるようにすることや、災害時等に必要な情報を迅速かつ的確に伝えるため、必要な施策を講じることなどが、国及び地方公共団体に対して定められています。
- 障がい者の意思疎通の手段としては、手話通訳、要約筆記、点訳、代筆、代読、音声訳などがあり、これらの支援を行うことができる人材（意思疎通支援者）の育成・確保も重要となります。また、行政機関においては、人材の育成の支援や、手話通訳者・要約筆記者等の派遣、字幕や音声等の適切な活用、分かりやすい情報の発信、公式 Web サイトでのアクセシビリティの確保・維持などを行っていくことが必要となります。
- 令和 4 年 5 月には、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が制定され、市町村障害者計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。
- また、本市では、令和 4 年 3 月に手話言語条例を制定しました。本市においては、わが国で唯一の国立のろう学校である筑波大学附属聴覚特別支援学校が設置されるなど、ろう者のアイデンティティと誇りを醸成する歴史が刻まれてきたこと等を踏まえ、手話が音声などと同じく言語の一つであるとの認識に基づき、手

話に対する理解の促進に関して基本理念を定めるなどしています。

(2) 施策の基本方針

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の規定の趣旨を踏まえ、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させます。また、市公式 Web サイトのアクセシビリティの確保・維持に努めます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	手話奉仕員養成講座及び市民手話教室運営業務委託	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	聴覚障がい者及び言語機能障がい者が健聴者等との円滑な意思の疎通を図る上で必要な手話通訳者等の人材を育成します。また、市民向けに手話を知っていただくための講習会を開催します。			
指標等	養成講座修了者数			
	現況	目標		
	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	16 名	16 名	16 名	16 名

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
手話通訳者・要約筆記者の設置・派遣	福祉部 障がい者支援課	市の会計年度任用職員として手話通訳者・要約筆記者を設置するとともに、手話通訳や要約筆記を必要とする方を対象に、手話通訳者・要約筆記者を無償で派遣します。
市公式 Web サイトのアクセシビリティの確保・維持	全ての課・室等	JIS X 8341-3 や総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づき、画像に代替テキストを提供する、キーボードだけでも操作できるようにする等、Web アクセシビリティの確保・維持に努めます。

第3項 保健・医療

(1) 現況と課題

- 障がいの原因となる生活習慣病の早期発見・治療はもちろんのこと、健康的な日常生活のための取組は、誰にとっても必要なものですが、その方法はライフステージや障がいによって多様です。

- 障がい者等の健康管理に関しては、一部の通所施設や入所施設において、健康診断や健康管理の義務があります。その他、障がいがない方と同様に、40歳から74歳の国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査などがあります。
 - ※ 指定生活介護事業者による健康管理義務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第89条（平成24年千葉県条例第88号））
 - ※ 指定障害者支援施設等による毎年2回以上定期的健康診断の実施の義務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第40条第2項（平成24年千葉県条例第90号））
 - ※ 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において指定児童発達支援の事業を行う指定児童発達支援事業者による通所開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断の実施の義務（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第34条第1項（平成24年千葉県条例第86号））

- 精神保健の面では、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域における精神障がい者への医療の提供・支援を推進する必要があります。また、入院中の精神障がい者の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進めることや、地域生活への円滑な移行・定着が進むよう、切れ目のない退院後の支援を推進することも重要です。

(2) 施策の基本方針

障がい者等の健康の保持・増進に資する事業や、障がい者等の心の健康づくり対策を推進する事業を引き続き実施していきます。また、障がい者等が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、医療関係者や障害福祉サービス事業者等との連携の強化や、医療費の助成制度など、必要な事業を行っていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障がいのある方の身体機能及び生活機能を維持するために、理学療法士・作業療法士が、地域の通所施設等への巡回などにより相談・助言を行い、地域におけるリハビリテーション体制の整備を進めます。また、本市における地域リハビリテーションのネットワークづくりを進めるために、地域生活支援に関わる関係者とリハビリテーション情報交換会を開催し、地域におけるニーズや課題について検討します。			
指標等	個別支援件数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
重度心身障害者医療費助成	福祉部 障がい者支援課	身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・Aの1、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方等に対し、医療費の保険適用における通院、入院の自己負担を助成します。

第 4 節 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～

第 1 項 相談

(1) 現況と課題

○本市では、一般相談支援事業を指定一般相談支援事業者が、特定相談支援事業を指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援事業を指定障害児相談支援事業者が担っており、一般的な相談支援（障害者相談支援事業）等を基幹相談支援センターえくるが担って、障がい者に対する相談支援体制を構成しています。

（このほか、千葉県事業である中核地域生活支援センター事業や、市町村事業である重層的支援体制整備事業でも障がい者に対する相談支援を担っているほか、さらに広い目線で見ると、地域生活支援拠点等コーディネーター、市川市障がい者就労支援センターアクセス、生活サポートセンターそら等も障がい者に対する相談支援体制に関わります。）

○このうち、計画相談支援や障害児相談支援の業務を担う指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所については、その事業所数がここ数年ほぼ横ばいであり（指定特定相談支援事業所は平成 28 年度末で 33 事業所、令和 4 年度末で 35 事業所）、事業者の確保は依然として課題となっています。

○また、基幹相談支援センターえくるの人員規模は、平成 29 年度に設置して以降ほぼ変わっておらず（えくるの相談員は平成 29 年度で 6 人工、平成 31 年度より約 6.5 人工）、障がい者数の増、相談者数の増に追いついていないのが現状です。

○指定特定（障害児）相談支援事業所の数と基幹相談支援センターえくるの人員規模とは、相互に関わり合っており、どちらも拡充が必要な状態です。さらに、基幹相談支援センターが地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であり（障害者総合支援法第 77 条の 2）、その業務として令和 6 年度から相談支援事業者への助言や指導等も加わることから、これらが相互に連携し合い、人材の育

成も図っていく必要があります。

- 指定特定（障害児）相談支援事業所については、厚生労働省による3年に一度の障害福祉サービス等報酬改定によって、少しずつ報酬の増額が図られています。一方、基幹相談支援センターは、市町村が設置するものであるため、この規模の拡充を図ることは市町村の役割となります。障がい者数の増加に対応し、全ての障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、基幹相談支援センターの規模の拡充を目指していきます。

(2) 施策の基本方針

基幹相談支援センターえくるの人員規模の拡充のための予算措置を行っていきます。また、同時に、関連する機関との役割分担の整理を進め、効果的な連携を図ってきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	相談支援体制の整備	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	関係各課と協働し、市川市自立支援協議会を活用しながら、市川市全体としての相談支援体制の整備を進めます。具体的には、えくるの規模拡充、関係機関の役割分担の整理、より一層の機関間の連携強化等に取り組みます。			
指標等	基幹相談支援センターえくるの相談員の数（1未満の端数は0.5単位に整理）			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	6.5 人工	11.5 人工	12.5 人工	13.5 人工

【基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等コーディネーターについて】

- 市川市では、平成 21 年度に基幹型支援センターえくるを設置し、平成 29 年度からはこれを障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センターえくるに変更しました。一方、地域生活支援拠点等コーディネーターは、令和 2 年度途中から身体・知的・精神障がいをそれぞれ対象にして 1 名ずつ（計 3 名）設置しています。
- どちらも「相談」業務を行うという点で類似しており、業務内容が混同されがちですが、業務を行う上での「ねらい」には違いがあります。
- 地域生活支援拠点等コーディネーターは、令和 6 年 4 月 1 日施行の障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 1 号に規定する業務を行うものであり、「障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備えるため」に業務を行います。なおかつ、地域生活支援拠点等コーディネーターの業務は、相談に応じることのみではなく、関係機関との連携及び調整や、一時的な宿泊場所へのつなぎ等が業務となります。
- 一方、基幹相談支援センターは、「地域における相談支援の中核的な役割を担う機関」であり、地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、対象者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言、相談及び指導、関係機関との連絡調整等を行います。
- このように、「障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に対処・備える」ことをねらいとして業務を行うのが地域生活支援拠点等コーディネーターである、という点が基幹相談支援センターとの違いです。一方、基幹相談支援センターであっても、このような事態に対処・備えるために業務を行うこともあります。ただ、地域生活支援拠点等コーディネーターはこのような事態に対処・備えることがねらいと明確にされている以上、このようなケースがあった場合は、基幹相談支援センターよりも地域生活支援拠点等コーディネーターが優先して対応すべきであると考えます。
- もちろん、相談される内容というのは多岐に渡りますし、専門外の相談も入ってきてしまうことはありますから、現実的には、両者の業務は似通ってくるところがあります。ただ、本来の立ち位置は「障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に対処・備える」役割が地域生活支援拠点等コーディネーターであり、基幹相談支援センターは地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として障がい特性に関わらず総合的に相談支援を行うのが役割である、というふうに整理しています。

【基幹相談支援センターと委託の相談支援事業所について】

- 市町村によっては、いわゆる“委託の相談支援事業所”を基幹相談支援センターとは別に設置しているところがあります。
- その委託内容は市町村ごとに異なると思いますが、基本的に“委託の相談支援事業所”とは、「市町村から障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 3 号の業務の委託を受けた指定特定（又は一般）相談支援事業者の指定に係る特定（又は一般）相談支援事業所」をいうものと考えています。
- つまり、法第 77 条第 1 項第 3 号の業務を行う点においては、基幹相談支援センターと“委託の相談支援事業所”は同じということになります。
- 主な違いは、基幹相談支援センターの場合は、さらに指定特定相談支援事業者等からの相談に応じ、必要な助言、指導等を行う点などです（令和 6 年 4 月 1 日施行の障害者総合支援法第 77 条の 2 第 1 項第 3 号）。
- このような“委託の相談支援事業所”を設置するメリットを、考察してみます。
- まず、法第 77 条第 1 項第 3 号の業務以外の業務を委託しない分、基幹相談支援センターよりは委託費が安価になることは考えられますが、受託する事業者にとっては、計画相談支援につながらない相談を広く一般的に受け、必要な支援を行うことになる点で、基幹相談支援センターと実質的に同じであり、安価な委託料で困難な業務を行うことになる可能性があります。
- さらに、実質的に業務が同様だとしても、基幹相談支援センターという名称を使えないので、“委託の相談支援事業所”は市民にとってどんな機関なのかが分かりづらいというデメリットがあります。
- また、指定特定（一般）相談支援事業者の業務には、基本相談支援が含まれますが、これが法第 77 条第 1 項第 3 号の業務と似ているため、受託事業者にとっては、本来業務（基本相談支援）なのか受託業務（法第 77 条第 1 項第 3 号の業務）なのか、混同してくる恐れがあります。それにより、実質的に他の一般の指定特定（一般）相談支援事業所との差異が分かりづらくなっていく可能性もあります。
- 以上のことから、本市の相談支援体制の整備の上では、“委託の相談支援事業所”の設置は目指さず、基幹相談支援センターの規模の拡充を目指していく方針です。これは何より、市民から見た分かりやすさのためでもあります。

第 2 項 権利擁護

(1) 現況と課題

- 平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）が施行され、これを受けて、障がい者支援課内に「市川市障害者虐待防止センター」を設置しました。このセンターは、平成 29 年度から、基幹相談支援センターえる内に設置しています。
- また、障害者虐待防止法第 44 条では、「国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障がい者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずること」と定められています。このため、本市では、成年被後見人等である高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の経済的負担を軽減するため、成年後見人等に報酬を支払うことが困難な者に対し、助成金を支給しています。
- 平成 28 年 5 月には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号。以下「成年後見制度利用促進法」という。）が施行されました。この法律は、成年後見制度の利用の促進について、「成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の理念を踏まえて行われるものとする」、「市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする」等と規定しています（第 3 条）。
- 成年後見制度利用促進法に基づき、政府は、平成 29 年 3 月に成年後見制度利用促進基本計画を定めました。これを受け、本市では、市川市成年後見制度利用促進基本計画を定めました。この計画の計画期間は令和 5 年度の 1 年間ですが、令和 6 年度以降は市川市地域福祉計画に統合させる予定です。また、令和 5 年度より成年後見制度の利用促進の中心的な役割を果たす中核機関を設置するととも

に、地域連携ネットワーク会議を開催し、関係機関等の連携強化、地域課題の検討等を行っていきます。

(2) 施策の基本方針

障がい者等の権利利益の擁護に資するよう、関係機関との連携の強化に努め、市川市障がい者虐待防止センターによる虐待通報等を常時受理することができる体制を維持します。また、成年後見制度の利用の促進に資する施策を行っていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	成年後見制度利用支援事業	福祉部 障がい者支援課 地域包括支援課		
事業概要	知的障がい、精神障がい、認知症等の理由で判断能力が十分でない人が成年後見制度を活用するための啓発活動や相談等の業務を市川市社会福祉協議会に委託して行います。			
指標等	相談実件数（障がい分）・啓発回数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	56件・16回	60件・20回	60件・20回	60件・20回

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
市川市障害者虐待防止センター	福祉部 障がい者支援課	被害者や家族等が必要な支援を受けられるよう、障害者虐待防止法第32条に基づく市町村障害者虐待防止センターの窓口として、通報・相談の受理や初期調査を基幹相談支援センターにて行うとともに、関係機関と連携します。
障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議	福祉部 障がい者支援課	障がい者虐待の防止及び障がいを理由とする差別の解消を図るために関係機関及び地域の関係者を交えて必要な協議を行います。

第5節 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～

第1項 災害や感染症の対策

(1) 現況と課題

- 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）以降、大規模地震への備えの必要性は一層高まっており、また、近年では台風や豪雨による被害も甚大になってきています。

- また、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は国民生活に様々な影響を及ぼし、特に、障がい者を含め脆弱な立場に置かれている方々が大きな影響を受けました。

- 感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しており、障がい者やその家族等に対する支援が必要となっています。

- また、防犯対策の面では、障がい者の消費者トラブルの防止や、地域における防犯体制の強化も重要です。また、平成28年7月に発生した障害者支援施設における殺傷事件を踏まえ、厚生労働省から「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」が発出されており、日頃からの設備の整備・点検や、職員研修のほか、関係機関や地域住民等との協力・連携体制を構築しておくことも求められています。

(2) 施策の基本方針

感染症拡大時を始め、地震・台風等の災害発生時といった非常時には、障がい者を含め脆弱な立場にある方々がより深刻な影響を受けることから、この計画に掲げる各種施策についても、非常時に障がい者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	避難行動要支援者対策事業	福祉部 地域共生課		
事業概要	(担当課確認中)			
指標等	現況		目標	
	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
福祉避難所	福祉部	(担当課確認中)
災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	危機管理室 地域防災課 福祉部 地域共生課	(担当課確認中)
総合防災訓練の実施	危機管理室 地域防災課	(担当課確認中)
NET119	福祉部 障がい者支援課 消防局 指令課	聴覚や言語に障がいのある方を対象として、携帯電話やスマートフォンからインターネットを利用して119番通報ができる「NET119 緊急通報システム」の利用登録を行います。

第 2 項 まちづくり・居住環境整備

(1) 現況と課題

- 国では、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号。通称「バリアフリー法」）を制定し、平成 18 年 12 月より施行しました。これは、従来の「ハートビル法」（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成 6 年法律第 44 号））と「交通バリアフリー法」（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 68 号））を一体とする形で制定したものです。
- このバリアフリー法の施行を受け、本市では、「市川市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」（平成 24 年市川市条例第 47 号）を制定しており、高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することによりその移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上するための様々な基準（歩道の有効幅員や勾配等）を定めています。
- また、本市では、「市川市交通バリアフリー基本構想」を平成 15 年に策定しており、「人にやさしいまちづくり」の一環として、「人にやさしい道づくり事業」や「公園のバリアフリー化事業」等を実施しています。
- このほか、千葉県では、「千葉県福祉のまちづくり条例」を平成 8 年に制定しました。この条例では、高齢者、障がい者等が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び平等に参加することができる社会を構築するため、知事が公益的施設等の構造及び設備の整備に関する必要な基準を定め、公益的施設等の所有者・管理者が当該公共的施設等をこの基準に適合させるよう努めなければならない旨等を規定しています。
- 居住環境の整備に関することとしては、本市ではこれまで、障がい者等の居宅の

バリアフリー化に資するよう、住宅改修費の助成や、日常生活用具の購入費に係る地域生活支援事業費等の支給等を行っているほか、障害者手帳所持者等に対する市営住宅空家入居希望者の登録制度を実施しています。

○平成 29 年には、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。)の一部改正が行われ、都道府県知事による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度や、都道府県知事による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定制度が始まりました。これにより、登録を受けた事業者は、登録住宅に入居を希望する住宅確保要配慮者に対し、住宅確保要配慮者であることを理由として、入居を拒んではないこととされました。また、指定を受けた法人は、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと等の業務を行うものとしてされています(住宅セーフティネット法第 17 条、第 42 条)。

○障がい者等の地域における住まいの一つであるグループホームに関しては、新たな類型として平成 30 年度から「日中サービス支援型」ができました。障がい者の地域における生活の場としてグループホームは重要であり、その運営の支援や入居者に対する助成は依然として必要である一方、近年、障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入が多く見受けられ、障がい特性や障がい程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念されています(令和 3 年 6 月 28 日厚生労働省社会保障審議会第 113 回障害者部会資料より)。

(2) 施策の基本方針

道路や公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、住宅改修費の助成等を継続し、障がい者等が地域で安心して生活していくことができる生活環境の整備を図ります。また、グループホームの開設・運営に係る補助や入居者の家賃負担に対する助成を引き続き実施していく一方で、状況を見ながら、補助制度等の見直しを検討していきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	人にやさしい道づくり重点地区整備事業	道路交通部 道路建設課		
事業概要	(担当課確認中)			
指標等	現況		目標	
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度

事業名 (担当課)	グループホームの開設・運営、入居者の家賃負担に対する支援	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障害者グループホームの新規開設や運営をする事業者に対し、その経費について補助を行います。また、入居する障がい者に対して、家賃負担の一部を助成します。			
指標等	開設時の補助の実施 運営費の補助の件数 (事業所数) 被助成者数			
	現況		目標	
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
公園施設のバリアフリー等	水と緑の部 公園緑地課	(担当課確認中)
あんしん住宅助成事業	街づくり部 街づくり整備課	(担当課確認中)
民間賃貸住宅家賃等助成事業	福祉部 市営住宅課	(担当課確認中)

第 6 節 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

第 1 項 障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供

(1) 現況と課題

- 障がいに対する理解を深める上では、いわゆる「社会モデル」（障がいは社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考え方）を踏まえつつ考えることが重要です。平成 19 年に我が国が署名した障害者の権利に関する条約では、この考え方が貫かれています。
- 例えば「発達障がい」は、身近にありながら社会の中で十分に知られていなかった障がいでしたが、平成 17 年に発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）が施行され、「発達障がい」が定義されるなど、社会全体での障がいに対する理解は少しずつ進んできています。しかし、この発達障がいや高次脳機能障がいなど、外見からは分かりにくい障がいもあります。差別の解消や合理的配慮の提供のためには、この点の理解を進めることが重要です。
- 障がいの状態は一人ひとりで異なり、また、現在の「障がい」の捉え方が「医学モデル」（障がいは心身の機能の障がいのみに起因するとする考え方）ではなく「社会モデル」であることから分かるように、“どこからが「障がい」か”を一律・客観的に定めることは難しく、障がい特性とはその人その人の「個性の違い」と言える面もあると考えられます。
- こうしたことへの理解を促進するため、例えば、行政機関では、職員に対する研修の実施等が必要です。本市では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する市川市職員対応要領」（平成 29 年 4 月 1 日施行）第 8 条において、市長その他の任命権者は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、新規採用職員や新たに管理監督者となった職員に対して研修を行うものとしています。
- この他、平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

(平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。) が施行され、これを受けて、障がい者支援課内に相談窓口を設置し、差別的取扱い及び合理的配慮の提供に関する相談を行っています。

○障害者差別解消法については、改正法が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることになっており、事業者の社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が、これまでは努力義務でしたが、施行後は義務に変わります。

○また、障害者雇用分野における差別禁止・合理的配慮提供の規定として、障害者雇用促進法第 36 条の 5 に基づき厚生労働大臣が定めた、いわゆる「合理的配慮指針」(雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針) もあります。この指針は、労働者の募集及び採用について、障がい者と障がい者でない者との均等な機会の確保の支障となっている事情の改善や、障がい者でない労働者との均等な待遇の確保又は障がい者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情の改善などのために、事業主が講ずべき措置に関して定めたものです。

(2) 施策の基本方針

障がいに対する理解の促進のための啓発や職員研修を実施し、差別の解消や合理的配慮の提供の推進を図ります。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	障がいに関する理解啓発事業	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障害者基本法第 9 条に定める障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施し、障がいに関する理解促進を図ります。			
指標等	実施の有無			
	現況	目標		
	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度

	実施	実施	実施	実施
--	----	----	----	----

事業名（担当課）	福祉の店運営支援事業	福祉部 障がい者施設課		
事業概要	（担当課確認中）			
指標等	現況		目標	
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
市新規採用職員に対する研修	福祉部 障がい者支援課	市の新規採用職員に対する研修において、障がいに関する理解を深めるためのカリキュラムを設けます。
市職員に対する研修・啓発	福祉部 障がい者支援課	市の全職員を対象とした、障がいに関する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。
福祉教育の推進	学校教育部 指導課	（担当課確認中）
地域ケアシステム推進事業	福祉部 地域共生課	（担当課確認中）

第 2 項 支援人材の確保と質の向上

(1) 現況と課題

- 「市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略《2015-2060 人口ビジョン編》」の「2-1 将来人口推計(全体)」によれば、本市の生産年齢人口割合は、2015 年の 67.4% から減少し続け、2055 年には 54%程度となる（逆に老年人口割合は増加する）と見込まれています。少子高齢化の進行等の下で生産年齢人口が減少し、労働力人口も減少することが見込まれます。
- また、千葉県の有効求人倍率は、平成 30 年度は、「介護サービス」が 4.88 倍、障がい福祉・児童福祉の分野を含む「社会福祉の専門的職業」が 3.04 倍と、全産業の 1.33 倍を大きく上回っており、福祉分野の人材不足が明らかになっています（「千葉県福祉人材確保・定着推進方針(令和元年度～令和 5 年度)」による）。
- このような中、福祉人材の養成・確保は従前からの課題であり、平成 5 年 4 月には、いわゆる福祉人材確保法（社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 81 号））に基づき、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成 5 年厚生省告示第 116 号）が厚生大臣より告示されました。
- その後、社会福祉事業法（昭和 26 年法律第 45 号）は平成 12 年に社会福祉法に改正されました。この法律の「第 9 章 社会福祉事業等に従事する者の確保の促進」には、厚生労働大臣による「社会福祉事業等従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」の作成義務（第 89 条第 1 項）や、都道府県ごとの福祉人材センターの設置（第 93 条第 1 項）などが規定されています。
- 平成 19 年には、社会福祉法第 89 条第 1 項の規定に基づき、新たな「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 289 号）が示されました。この指針では、関係者が取り組む人

材確保の方策として、①「労働環境の整備の推進等」、②「キャリアアップの仕組みの構築」、③「福祉・介護サービスの周知・理解」、④「潜在的有資格者等の参入の促進等」、⑤「多様な人材の参入・参画の促進」の5つの大項目が掲げられています。

○また、この指針では、「経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体がそれぞれの役割を果たし、(福祉・介護サービス従事者の)処遇の改善等に取り組むことが重要である」として、①経営者及び関係団体等の役割として「労働環境の改善」や「従事者のキャリアアップの支援」等を、②都道府県の役割として「従事者の需給状況や就業状況の把握」や「従事者に対する研修体制の整備」等を、③市区町村の役割として「福祉・介護サービスの意義や重要性についての啓発」や「従事者に対する研修の実施や相談体制の整備」等を、④国の役割として「法人や施設の経営の状況、従事者の労働環境、定着状況等の実態の把握」や「福祉・介護制度等の制度の設計・見直しや介護報酬等の設定」等を掲げています。

○これを踏まえ、本市においても、福祉人材の確保、育成、定着に資するよう、研修等を実施していきます。

○なお、千葉県においても、平成20年9月に「千葉県福祉人材確保・定着対策本部」を設置、平成26年3月に「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」(平成26年度～平成30年度)を策定し、令和2年3月にはこれを見直して新たな「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」(令和元年度～令和5年度)を策定しています。この方針においては、①福祉・介護分野への就業を促進するための「人材の確保」、②福祉・介護関係の資格取得や職員のスキルアップ等を支援する「人材の育成」、③福祉・介護の従事者が長く働き続けられるよう、環境整備を行う「人材の定着」の3つの柱に基づき、総合的な取組を進めていくとしています。

(2) 施策の基本方針

福祉人材の確保、育成、定着に資するよう、市川市自立支援協議会との協働による研修等を実施していきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	相談支援に関する研修	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	相談支援に従事する方を対象とした研修の実施等により、計画相談支援等の人材の定着や質の向上を図ります。			
指標等	研修等の実施 指定特定相談支援事業所数・指定障害児相談支援事業所数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施 35・25	実施 35・25	実施 35・25	実施 36・26

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
就労支援に関する研修	福祉部 障がい者支援課	就労支援に従事する方を対象とした研修を実施すること等により、就労支援の担い手の質の向上を図ります。

第 3 部

第 7 期市川市障害福祉計画・
第 3 期市川市障害児福祉計画

第1章 計画の方向性

第7期市川市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する計画となります。また、第3期市川市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する計画となります。

障害者基本法における理念や、市川市障害者計画における理念である「このまちで共に生きる」を踏まえ、これらの計画においては次の7つを基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、それぞれ異なる文化、歴史、背景や経験を持つ市民同士が一人ひとりの多様性を尊重し、共に支えあい、認め合う社会をつくる」という考え方のもとに、障がいの種別や程度を問わず、障がい者等が自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や社会経験に根差した考え方の提供、意思決定の表明への支援）に配慮します。

(2) 本市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がいにかかわる制度の一元化への対応として、障がい者等がその障がいの種別にかかわらず、必要な障害福祉サービス等を利用することができるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった課題に対応するため、地域の社会

資源を最大限に活用しながら、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

また、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ、地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

さらに、地域生活に対する安心化を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援を進めるために、地域の体制づくりを行う地域生活支援拠点等の整備を更に進めるとともに、これらの機能を強化します。

なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、基幹相談支援センターとの役割を明確化し、効果的な連携が確保できるようにします。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組めます。

また、地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築の推進に取り組めます。

取組にあたっては、「市川市地域福祉計画」及び「市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）実施計画」との連携を図りつつ、障がいなどの属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応し、又は多機関が協働して継続的につながる機能を備えた相談支援、相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援などを進めていきます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

質の高い障害児通所支援や、障害児相談支援の充実を図るとともに、必要なサービスを活用し、地域の学校や保育所等において、支援を受けられるよう地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

また、ライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供できるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関と連携を図っていきます。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者等の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進などを行うとともに、職員の職場環境の整備やハラスメント対策、ICTなどの導入による事務負担の軽減、業務の効率化について、関係者が協力して取り組んでいくことができる体制の構築を図っていきます。

(7) 障がい者等の社会参加を支える取組・定着

障がい者等が文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができるよう、関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保するとともに、その活動の中で、障がい者等が個性や能力などを発揮することにより、障がい者等の地域における社会参加の促進を図ります。

また、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図っていきます。

これらの方向性を踏まえ、国の「基本指針」に即して今期の計画期間（令和6～8年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めます。

第2章 成果目標と活動指標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、次のような取組を成果目標として設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行を進めます。

令和4年度末時点における施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点における福祉施設入所者を、令和4年度末時点から5%以上削減することとします。

具体的には、下表において、○人の入所者のうち○人の地域移行を目指しますが、期間中に新たに入所される方がいるため、結果として入所者の数は○名の減となります。

項目	数値	備考
令和4年度末時点の施設入所者数 (A)	○人	
【目標値】 目標年度入所者数 (B)	○人	令和4年度末時点の施設入所者数を5%削減した人数
【目標値】 削減見込 (A - B)	○人 (5%)	
【目標値】 地域生活移行者数	○人 (6%)	令和4年度末時点の施設入所者の6%に相当する人数

(2) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築について、千葉県においては障害保健福祉圏域ごとに協議の場が設置されています。本市においても、これと同様に、保健、医療、福祉関係者の協議の場を設置します。また、この本市の協議の場について、次のとおり目標を設定します。

項目	数値	備考
【目標値】	○回/年	

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	○人	
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	○回/年	

なお、国の「基本指針」に基づき、千葉県が算出した「令和 8 年度末の長期入院者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」は、1,133 人となっています。

本市における「令和 8 年度末の長期入院者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」は、上記の千葉県における基盤整備量を市町村ごとの人口にて按分した 90 人となり、障害福祉サービス等の見込量を算出するにあたっての一つの根拠としています。

(3) 地域生活支援の充実を図ります。

本市においては、令和 2 年度から面的な体制により地域生活支援拠点等の整備を進めていますが、その機能の充実を図るため、年 1 回以上、その運用状況について検証及び検討をすることとします。

なお、「地域生活支援拠点等」とは、以下のような事業を実施するために必要な機能を有する「拠点」又は複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれらの事業を実施する「体制」のことをいいます。

- ・相談（地域生活への移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場の提供（一人暮らし、グループホームへの入居等）
- ・緊急時の受入・対応（ショートステイの対応等）
- ・専門性の確保（人材の確保・養成・連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点の整備・コーディネーターの配置等）

項目	数値	備考
【目標値】 地域生活支援拠点等に係る 運用状況の検証及び検討	年〇回以上 実施	
【目標値】 強度行動障害を有する障が い者に関して、関係機関の 連携した支援体制の整備		

(4) 一般就労への移行を促進します。

令和 8 年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。以下同じ。）を通じた一般就労への移行者数を令和 3 年度実績の 1.28 倍以上にすることを目指します。

具体的には、次のとおりです。

① 就労移行支援事業

令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上にすることを目指します。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割とします。

② 就労継続支援 A 型事業

令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.29 倍以上にすることを目指します。

③ 就労継続支援 B 事業

3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上にすることを目指します。

④ 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率に関する目標を次のとおり設定します。

(1) 利用者数については、令和 3 年度の実績の 1.41 倍以上にすることを目指します。

(2) 就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以

上の事業所を全体の2割5分以上とします。

項目	数値	備考
令和3年度中の 年間一般就労移行者数 (A)	○人	就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数
【目標値】 令和8年度中の 年間一般就労移行者数	○人 (Aの1.28倍)	就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数
令和3年度中の就労移行 支援事業における年間一 般就労移行者数(B)	○人	
【目標値】 令和8年度中の就労移行 支援事業における年間一 般就労移行者数	○人 (Bの1.31倍)	
令和3年度中の就労継続 支援A型事業における年 間一般就労移行者数(C)	○人	
【目標値】 令和8年度中の就労継続 支援A型事業における年 間一般就労移行者数	○人 (Cの1.29倍)	
令和3年度中の就労継続 支援B型事業における年 間一般就労移行者数(D)	○人	
【目標値】 令和8年度中の就労継続 支援B型事業における年 間一般就労移行者数	○人 (Dの1.28倍)	
令和3年度中の就労定着 支援事業における年間利 用者数(E)	○人	
【目標値】	○人	

令和 8 年度中の就労定着 支援事業所における年間 利用数	(E の 1.41 倍)	
【目標値】 令和 8 年度における就労 定着支援事業所のうち、 就労定着率が 70%以上の 事業所数の割合	25%以上	

(5) 障がい児支援の提供体制を整備します。

重層的な地域支援体制の構築を目指すために、以下を目標として設定します（項目と数値等については検討中）。

- ・ 令和 5 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を拡充します。

項目	数値等	備考
【目標値】 保育所等訪問支援を利用 できる体制の拡充	○人月	令和 8 年度末時点で

(6) 相談支援体制を充実・強化します。

相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。

項目	数値等	備考
【目標値】 基幹相談支援センターによ る地域の相談支援事業者に 対する訪問等による専門的 な指導・助言件数	○件/年	令和 8 年度末時点で

【目標値】 地域の相談支援事業者の 人材育成の支援件数	○件／年	令和 8 年度末時点で
【目標値】 地域の相談機関との 連携強化の取組の実施回数	○回／年	令和 8 年度末時点で
【目標値】 個別事例の支援内容の検証 の実施回数	○回／年	令和 8 年度末時点で
【目標値】 主任相談支援専門員の配置 数	人	令和 8 年度末時点で
【目標値】 協議会における相談支援事 業所の参画による事例検討 の実施回数	○回／年	令和 8 年度末時点で
【目標値】 協議会における相談支援事 業所の参画による事例検討 の参加事業者・機関数		令和 8 年度末時点で
【目標値】 協議会の専門部会の設置数		令和 8 年度末時点で
【目標値】 協議会の専門部会の実施回 数	○回／年	令和 8 年度末時点で

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念等を念頭に置いた上で、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのためには、障害福祉サービス等の利用状況等を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましく、

他方、障害福祉サービス等に係る費用の請求状況などを確認する障害者自立支援システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となります。

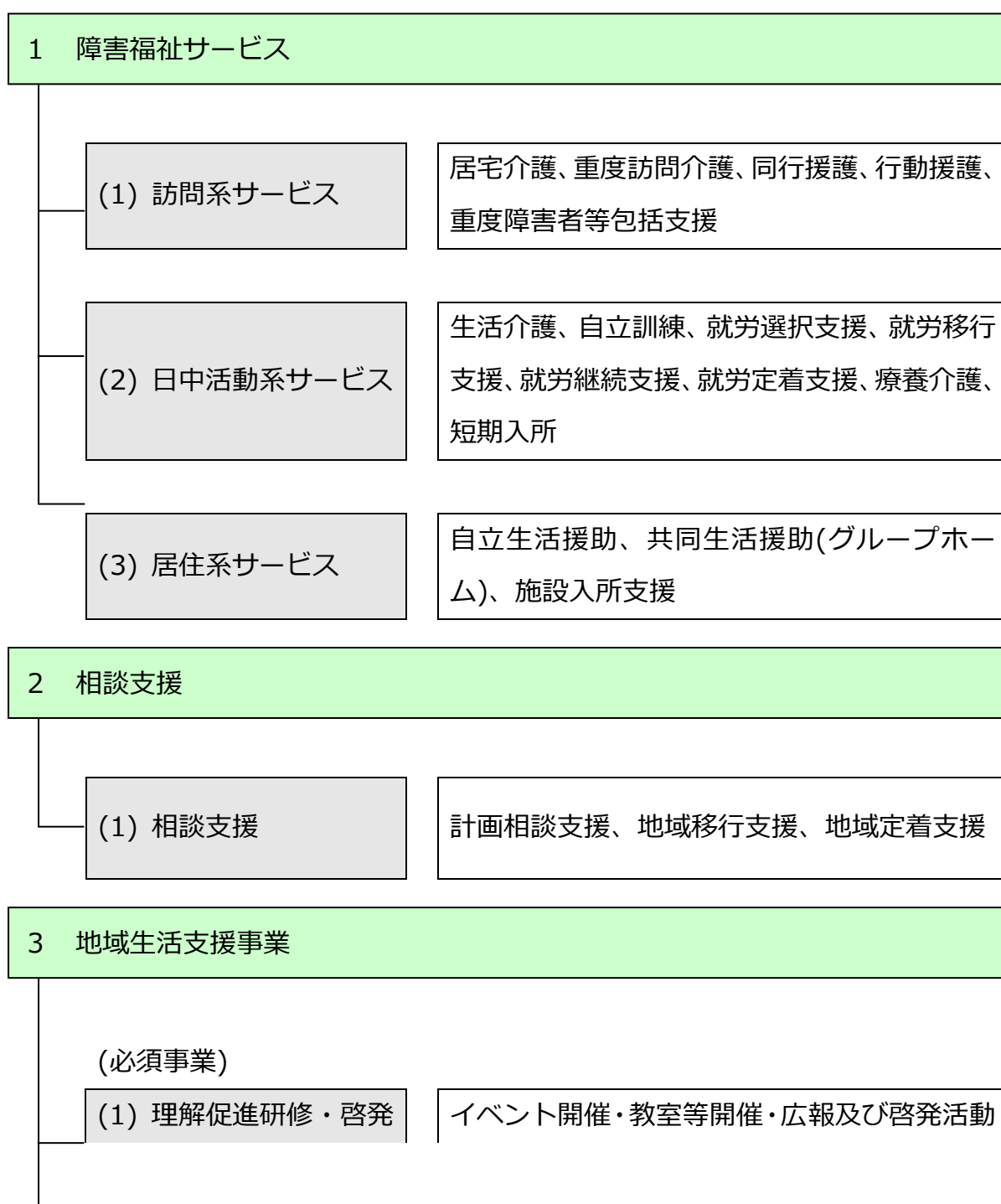
そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

項目	数値	備考
【目標値】 千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員の参加人数	○人／年	令和 8 年度末時点で
【目標値】 障害者自立支援システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	実施 ○回／年	令和 8 年度末時点で

第3章 障害者総合支援法に係るサービス等

第1節 障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の体系

障害福祉計画に定めるサービスの体系について、以下のとおり、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関するものに区分します。さらに、この区分に応じたサービスの種類ごとに区分します。



事業	の実施等
(2) 自発的活動支援事業	ピアサポート（障がい者同士の支え合い）、災害対策、ボランティア活動支援等
(3) 相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業、障害者相談支援事業
(4) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用にあたっての費用助成
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築等
(6) 意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業
(7) 日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具等
(8) 手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成研修
(9) 移動支援事業	ガイドヘルパー派遣等
(10) 地域活動支援センター機能強化事業 (任意事業)	地域活動支援センター（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ型）での通所サービスや意識啓発事業
(11) 市が自主的に取り組む事業	訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等

第2節 障害福祉サービスの整備

第1項 訪問系サービス

(1) 事業内容

- 訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

具体的なサービス	サービスの内容
居宅介護	居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由等により、常時介護が必要な身体障がい者等に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。
同行援護	移動に著しい困難のある視覚障がい者に対し、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の支援などを提供します。
行動援護	重度の知的・精神障がいによる著しい行動障がいのある方に、見守りや危険回避の援護を提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス等利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などのいわゆる訪問系サービスについては、障がい者の地域での自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスであり、一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。
- 今後、地域生活への移行が進むにつれて、これらのサービスを必要とする方が増加すると見込まれます。障がい者が地域で安心して暮らすために、障がいの種別に関わりなくサービスが提供されるよう、ヘルパー等の人材育成やサービス提供

体制の整備を進めます。

- 重度障害者等包括支援については、現在県内にサービスを提供する事業所がないため、サービス等利用計画に基づき、必要となる複数の障害福祉サービスを組み合わせ利用することにより、このサービスの代替とすることを想定しています。

(3) 実施の見込み（個別サービスの活動指標）

		見込量			単位
		6年度	7年度	8年度	
訪問系サービス	居宅介護				実人/月
					時間/月
	重度訪問介護				実人/月
					時間/月
	同行援護				実人/月
					時間/月
	行動援護				実人/月
					時間/月
	重度障害者等包括支援				実人/月
					時間/月

(4) 見込量を確保するための方策

- 障害福祉サービスに従事する者の知識や技能を向上させるために、県が開催する居宅介護従事者等の養成に関する研修などへの積極的な参加を促します。
- 市川市自立支援協議会生活支援部会の居宅支援連絡会などにより、事業者相互の連携を支援し、情報の共有や現場のニーズの集約に努めます。

第2項 日中活動系サービス

(1) 事業内容

○日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

具体的なサービス	サービスの内容
生活介護	常時介護を要する障がい者に、施設等で入浴や排泄、食事等の介護、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練	障がい者が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。身体機能向上のための「機能訓練」と、生活能力向上のための「生活訓練」の類型があります。
就労選択支援	就労を希望する障がい者又は就労の継続を希望する障がい者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて支援を必要とする方に対し、短期間の生産活動等の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等の整理を行い、障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がい者及び通常の事業所に雇用されている障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者及び通常の事業所に雇用されている障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を結び最低賃金が保障されるA型（雇成型）と、雇用契約を結ばないB型（非雇成型）の類型があります。
就労定着支援	一般就労に移行した障がい者との相談を通じて生活面の

	課題を把握するとともに、就労の継続を図るため、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療を要する障がい者で常時介護の必要な方に、病院等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。
短期入所	居宅での介護を行っている方が、病気等の理由で介護できないときに、障がい者等が施設への短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受けるものです。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- 日中活動系サービスは、生活能力の向上や就労などを目指した訓練や、地域における社会参加を保障する場として不可欠なサービスです。本市では、特別支援学校を卒業した方や、入所施設や精神科病院から地域生活に移行した方、また引きこもりがちの方などが社会参加をしていくための場として、日中活動系サービスの整備を推進していきます。
- 生活介護等の利用者やその家族の高齢化に伴い、施設への送迎の確保などが課題となっています。
- 自立訓練（生活訓練）は、就労や日中活動系サービスの継続的な利用を行う上で必要となる生活習慣の確立や定着に向けた役割を担っています。また、訪問型生活訓練は、長期入院から地域生活に移行する精神障がい者などに対しては地域定着支援のような役割を担う面もあります。
- 就労移行支援については、障がい者の就労意識の高まりとともに新規参入事業者や利用者が徐々に増えていますが、その一方で、日常生活を送る上での課題の解決や、就労後の定着支援の充実が求められています。
- 就労継続支援 A 型（雇成型）については、本市に加え、近隣市においても新たな事業所が開設され、その利用者数も増えていることから、障がい者の就労の場として定着しています。
- 就労継続支援 B 型や地域活動支援センターⅢ型を中心とする企業などからの受注作業については、施設ごとに質・量ともに差が大きく、効率のよい受注体制の確立が必要です。
- 就労継続支援 B 型（非雇成型）については、生きがいや社会的役割を獲得するな

ど、就労だけに限らない多様な働き方が求められています。

○就労定着支援については、就労移行支援、就労継続支援などを通じて一般就労に移行した方が継続して就労することができるように、就労に伴う生活面の課題などに対応する役割を担うものとなります。

○短期入所は、障がい者やその家族の高齢化によりニーズの高まりがありますが、市内及び近隣市に資源が乏しいため、身近な場における事業所の整備が課題となっています。

(3) 実施の見込み（個別サービスの活動指標）

		見込量			単位
		6年度	7年度	8年度	
日中活動系サービス	生活介護	(())	(())	(())	実人/月
		(())	(())	(())	延人日/月
	自立訓練（機能訓練）				実人/月
					延人日/月
	自立訓練（生活訓練）				実人/月
		()	()	()	延人日/月
	就労選択支援				実人/月
					延人日/月
	就労移行支援				実人/月
					延人日/月
	就労継続支援 A 型				実人/月
					延人日/月
就労継続支援 B 型				実人/月	
				延人日/月	
就労定着支援				実人/月	
療養介護				実人/月	

	短期入所（福祉型）	(())	(())	(())	延人日／月
		(())	(())	(())	実人／月
	短期入所（医療型）	(())	(())	(())	延人日／月
		(())	(())	(())	実人／月

(())内の数字は、精神障がい者の人数の内訳となります。

(())内の数字は、重度障がい者の人数の内訳となります。

(4) 見込量を確保するための方策

- 安定した事業運営を確保するため、サービス事業所に対し家賃補助などの運営支援を行うとともに、通所施設利用者の費用負担軽減を図るため、交通費の助成を行います。
- 福祉的就労の場における受注業務については、障害者優先調達推進法に基づく官公需による発注の拡充をはじめ、事業者間のネットワークによる共同受注の仕組みなどを活用しながら、質と量の充実を促進します。
- 就労定着支援事業については、市川市自立支援協議会就労支援部会などを活用し、より一層の職場定着の促進を目指して、事業の質の担保を図ります。また、一般就労後の効果的なアフターケアの体制を整備するために、就労定着支援事業、就労移行支援事業、障害者就労支援センター「アクセス」などによる連携や協働を進めていきます。
- 身近な場での短期入所については、成果目標に位置づけられた「地域生活支援拠点等」が有する機能の充実を踏まえ、緊急時における障がい者等の受入等を円滑に行うことができるように、地域の事業所等との連携体制の構築を図るとともに、引き続き、「市川市障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金」事業の活用を図っていきます。

第3項 居住系サービス

(1) 事業内容

- 居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。なお、平日の日中においては、通所により日中活動系サービスなどを利用します。

具体的なサービス	サービスの内容
自立生活援助	障がい者が居宅において自立した日常生活を営むために、定期的に利用者の居宅を訪問し、「食事、洗濯、掃除などに課題はないか」、「公共料金や家賃に滞納はないか」、「体調に変化はないか、通院しているか」、「地域住民との関係は良好か」などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。
共同生活援助	障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供等の支援、入浴や排泄等の介護などを行います。また、居宅における自立した日常生活への移行を希望する方に対しては、日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談や援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排泄又は食事の介護等を行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- 自立生活援助は、入所施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などに対し、日常生活を営む上での課題解決に向けた相談、必要な情報の提供等による援助を行うものです。
- 施設入所支援については、長期的には入所者の地域生活への移行を進めていくことが求められています。その一方で、現在施設に入所している方に加え、新たに施設に入所することを希望する待機者もいることから、適切なケアマネジメント

に基づき、その待機状態の解消を図ることが必要です。

- 介護する家族の高齢化による介護力の低下などにより、施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行の受け皿として、グループホームの需要が高まっています。また、グループホームについては、知的障がい者ではケア付きの住まいとしての利用が多く、精神障がい者では単身生活に向けた通過的な利用が多くなるなど、ニーズに応じた利用が求められています。
- 重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する方に対しては、日中サービス支援型のグループホームのような常時の支援体制を確保することが求められています。

(3) 実施の見込み（個別サービスの活動指標）

		見込量			単位
		6年度	7年度	8年度	
居住系サービス	自立生活援助	()	()	()	実人／月
	共同生活援助	()	()	()	実人／月
		(())	(())	(())	
	施設入所支援				実人／月

() 内の数字は、精神障がい者の人数の内訳となります。

(()) 内の数字は、重度障がい者の人数の内訳となります。

(4) 見込量を確保するための方策

- 適切なケアマネジメントにより、居住の場として施設入所を真に必要とする方の待機状態の解消に努めます。
- グループホームについては、施設や病院からの地域生活への移行や家族からの自立にあたって重要なサービスであることを踏まえ、引き続き、「障害者グループホーム運営費補助金」事業等を活用し、運営を支援していきます。
- グループホームの整備の推進に合わせ、公営住宅などの地域の社会資源を活用するとともに、グループホームの利用者に係る費用負担の軽減を図ることを目的と

して家賃に対する助成を実施します。

- グループホームに関する様々な相談を受けるために千葉県が健康福祉センター（保健所）の圏域ごとに配置するグループホーム等支援ワーカー等と連携を図りながら、グループホームのサービスの質を向上させるとともに、利用者からの利用希望情報の収集を通してグループホームへの入居が円滑に行われるように努めていきます。
- 重度の障がいのある人も受入れが可能となるようなグループホームについて、市川市自立支援協議会やその関連会議などを通じてその課題等の検討を進めます。

第3節 相談支援の整備

(1) 事業内容

○相談支援とは、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画の作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

具体的なサービス	サービスの内容
基本相談支援	障がい者等の相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス利用の調整等を行います。
計画相談支援	障がい者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域相談支援	(地域移行支援) 入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談・援助などを行います。
	(地域定着支援) 居宅において単身等で生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

○この節で扱う「相談支援」とは、「特定相談支援事業」及び「一般相談支援事業」を指します。「特定相談支援事業」及び「一般相談支援事業」は、「基本相談支援」を共通の基礎的な事業とし、この「基本相談支援」に加えてそれぞれ「計画相談支援」又は「地域相談支援」を行う「2階建て」の事業形態となります。

特定相談支援事業

計画相談支援
基本相談支援

一般相談支援事業

地域相談支援
基本相談支援

- 「一般相談支援事業」の地域相談支援は、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する際の住居の確保や手続の同行等の「地域移行支援」と、地域生活移行後の連絡体制の確保や緊急時の対応等の「地域定着支援」となります。
- サービス等利用計画案の作成については、利用者自身の自己決定・自己選択を尊重するという考え方もあり、利用者自身がサービス等利用計画案を作成する「セルフプラン」の活用もあります。しかし、今後、特定相談支援事業の整備を行うとともに、セルフプランの点検を図りながら、利用者のニーズを精査し、適宜、計画相談支援につないでいくことも必要と考えます。
- なお、地域生活支援事業に位置づけられた「障害者相談支援事業（市町村の一般的な相談支援）」については、相談に訪れる人の最初の窓口となることから、「特定相談支援事業」及び「一般相談支援事業」との適切な連携や役割分担が必要となります。

(3) 実施の見込み（個別サービスの活動指標）

		見込量			単位
		6年度	7年度	8年度	
相談支援	計画相談支援				実人／月
	地域移行支援	()	()	()	実人／月
	地域定着支援	()	()	()	実人／月

() 内の数字は、精神障がい者の人数の内訳となります。

(4) 見込量を確保するための方策

- サービス等利用計画の作成を行う特定相談支援事業については、ニーズの増大が見込まれるため、介護保険事業所を含むサービス事業者に対してこの事業への参入を促すとともに、市川市自立支援協議会相談支援部会を活用することにより、特定相談支援事業や障害者相談支援事業などの機能や役割を整理し、相談支援の普及啓発や質の向上を図り、担い手の育成と確保に努めます。

- 市川市自立支援協議会相談支援部会を開催するとともに、相談支援に関するグループスーパービジョン（グループによる事例検討）を実施し、障がい福祉に携わる人材の専門性を高め、計画相談の評価や相談支援専門員の後方支援を行い、地域の課題の集約などを図ります。
- 発達障がいや高次脳機能障がい、難病の方等への相談支援などを通して、困難ケースに対応できる専門的な相談支援体制を構築します。
- 精神科病院に長期入院している方の退院にあたっては、地域移行支援が大きな役割を果たしますが、その後方支援として、千葉県が実施している「地域移行・定着協力病院」の指定制度などを活用しながら、長期入院している方の地域生活への移行に対する意欲を高める働きかけを行っていきます。また、その意欲を高めるためには、既に退院して地域で生活している方との交流が効果的であることから、長期入院経験者の力を活用した取組を検討します。
- 地域定着支援については、市川市自立支援協議会などの場を活用して、本市の相談支援体制全体の中での位置づけを整理していきます。

第4節 地域生活支援事業の整備

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施するものですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスを「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、この「必須事業」に市町村や都道府県が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供しようとするものです。

なお、地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能であることから、本計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に即応した事業や実施体制を随時検討していきます。

第1項 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行うものです。

具体的な事業	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めることのできる研修・啓発を行います。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 「社会的障壁」とは、物理的な障壁（段差など）にとどまらず、心理的な障壁（差別感情など）や視覚・聴覚障がい者などに対する情報の障壁、これらの障壁となる制度や慣習などを含む概念です。
- 地域社会の住民に対する理解促進や意識啓発は、即時的な効果が認められにくいものではありませんが、社会的障壁を除去し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を図るためには、大変重要な取組といえます。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
理解促進研修・啓発事業				実施の有無

(4) 見込量を確保するための方策

- 障害者週間等の機会を活用して、障がい者等の個性や能力を発揮する発表等の場を提供するとともに、地域住民に対する理解促進・意識啓発を行うため、これらを踏まえたイベントを企画・運営します。

第2項 自発的活動支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

○障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。

具体的な事業	事業の内容
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援し「心のバリアフリー」の推進及び地域共生社会の実現を図ります。

(2) 事業の実施に関する考え方

○本市では、20以上の障がい者団体（当事者会・家族会）が活動していますが、これらの団体の横断的な連絡組織として「市川市障害者団体連絡会」が、平成24年度から活動を始め、市川市自立支援協議会への委員派遣や、防災対策を柱とした市民への意識啓発などを行っています。

○本市は当初、この連絡会の事務局としての機能を担う形で活動の支援を行っていましたが、現在は事務局も含めて自主的な運営へと移行しており、全体会議や役員会に参加することで、その運営にあたっての支援をしていきます。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施の有無

(4) 見込量を確保するための方策

○市川市障害者団体連絡会の全体会議や、随時の役員会などの運営を支援します。

第3項 相談支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 障がい者等に対応した一般的な相談支援を行うものです。
- 相談支援事業においては、地域の社会資源などの情報提供、住宅への入居の支援、地域の多様なサービスを一人ひとりの状況に応じて組み合わせて利用を促すコーディネート機能が重要となります。

具体的な事業	事業の内容
障害者相談支援事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、その早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。
基幹相談支援センター	総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。 また、相談支援又は障害児相談支援の従事者からの相談に対応し、必要な助言・指導を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障がい者を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- 現在、市内には地域生活支援事業における「相談支援」の拠点が3箇所（市役所障がい者支援課、基幹相談支援センター「えくる」大洲ステーション、基幹相談

支援センター「えくる」行徳ステーション)において整備されています。

- 基幹相談支援センター「えくる」については、地域における相談支援の中核的な役割を担っています。
- この相談支援事業は、相談に訪れる人の最初の窓口に位置づけられることから、的確なニーズの把握に基づく情報提供や助言、関係機関との連絡調整が求められています。そのため、相談支援事業に係る人材の確保と育成、質の担保が重要となります。また、障害者相談支援事業と「指定特定相談支援事業」及び「指定一般相談支援事業」との適切な役割分担だけでなく、重層的支援体制整備事業や地域生活支援拠点等コーディネーターなどとの役割を明確にするとともに、各関係機関とのスムーズな連携が図れるような仕組み作りが必要です。
- 権利擁護については、「障害者虐待防止法」に基づく「市町村障害者虐待防止センター」の設置及び成年後見制度利用支援事業における高齢者福祉部門との連携を踏まえた展開に合わせて、相談支援体制における位置づけを整理していきます。
- 「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」については、入所施設や精神科病院などからの「地域移行支援」とは別に、家族との同居から一人暮らしへの移行、「地域から地域への移行」にあたっての入居支援や関係機関との調整などについて、関係機関とのネットワークを活用しながら、引き続き実施していきます。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
障害者相談支援事業				箇所
基幹相談支援センター				箇所
基幹相談支援センター等 機能強化事業				実施の有無
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)				実施の有無

(4) 見込量を確保するための方策

- 基幹相談支援センター「えくる」の業務について、市川市自立支援協議会内に設

置した運営協議会にて、評価や助言を行います。また、その評価を踏まえるとともに、地域生活支援拠点等や相談支援事業所等との役割分担を勘案し、今後の事業内容、人員配置、連携体制などについて検討します。

- 市川市自立支援協議会相談支援部会を開催するとともに、相談支援に関するグループスーパービジョン（グループによる事例検討）を実施して、相談の担い手の後方支援や地域の課題の集約を図ります。
- ピアサポート（障がい者同士の支え合い）の拠点となるような場の検討を進めます。
- 障がい児に対する相談支援については、庁内における子ども部門や教育部門をはじめ、児童相談所、千葉県発達障害者支援センター（CAS）などの専門的な機関と連携していきます。
- 当事者の高齢化に伴い、今後一層介護保険制度への移行が見込まれることから、高齢者サポートセンターなど的高齢者福祉部門との連携を強化していきます。
- 国が示している、子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者なども含めた地域共生社会の構築を視野に入れて、子ども部門や高齢者福祉部門等との緊密な連携を見据えていきます。

第4項 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 判断能力が不十分な方の身上監護や財産管理の役割を担う成年後見制度の利用に関する周知を行い、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、家庭裁判所への申立てに要する登記手数料及び鑑定費用等の経費や後見人等の報酬を一定の要件のもとで助成するものです。

具体的な事業	事業の内容
成年後見制度 利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 成年後見制度については、後見人等の担い手が不足していることや、その支援体制が乏しいことが課題となっています。また、障がい者だけでなく、高齢者に対するニーズも大きく、障がい者に対する後見支援と一体的に仕組みを整備していくことが合理的であると考えられます。
- また、相談支援や障害者虐待防止センター等との迅速で有機的な連携が必要です。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
成年後見制度利用支援事業				実利用 見込み者数

(4) 見込量を確保するための方策

- 成年後見制度の更なる周知を行うとともに、相談支援や障害者虐待防止センター、市川市社会福祉協議会の後見相談担当室等と連携しながら、制度の対象となる方への適切な利用につなげていきます。

第5項 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる体制を整備するとともに、市民後見人の活用等に関する活動を支援する事業です。

具体的な事業	事業の内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の育成及びその活用が円滑に行われるような支援を行います。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 法人後見の実施にあたっては、平成 28 年度より市民後見人養成講座を開講し、市民後見人の養成及びその活用に向けた体制の整備などを行っています。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	6 年度	7 年度	8 年度	
成年後見制度法人後見支援事業				実施の有無

(4) 見込量を確保するための方策

- 高齢者福祉部門と連携しながら、市民後見人養成講座を実施します。
- 本市から市川市社会福祉協議会に対し、市民後見人養成講座の運営等の業務を委託します。

第6項 意思疎通支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

○聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

具体的なサービス	サービスの内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を市役所に設置して、市役所内での通訳支援、通訳相談、派遣コーディネートなどを行うことにより、事務手続き等の利便を図ります。
要約筆記者設置事業	要約筆記奉仕員を市役所に設置して、市役所内での要約支援等を行うことにより、事務手続き等の利便を図ります。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

○本市では、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者や要約筆記奉仕員を設置する事業を実施します。なお、複数市町村にまたがる団体が主催する集会や、複数市町村に居住する聴覚障がい者等が参加・出席をする集会など、広域的な対応が必要となるものについては、県において意思疎通支援事業が実施されます。また、手話通訳者や要約筆記者の登録や派遣については、その手続を適正に行います。

○点訳、音声訳については、従来ボランティア等による支援が行われていますが、当面はこれらのボランティア等の活用により、障がい者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
手話通訳者派遣事業				延利用人／年
要約筆記者派遣事業				実利用人／年
手話通訳者設置事業				設置人数

(4) 見込量を確保するための方策

- 手話通訳者や要約筆記奉仕員を市役所に設置し、市役所内での通訳や講演会等の派遣等の支援などを行います。
- 手話通訳者及び要約筆記者の派遣を実施します。また、手話通訳者及び要約筆記者の派遣については、その派遣に係る活動内容の目的を踏まえて検討します。

第7項 日常生活用具給付等事業（必須事業）

(1) 事業内容

○重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等によって日常生活の便宜を図るものです。

具体的な種目	種目の内容
介護・訓練支援用具	障がい者等の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いるいす等の用具
自立生活支援用具	障がい者等の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の障がい者等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の障がい者等の排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具	手すりの取付け、床段差の解消等、障がい者等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

○障がい者等の地域生活への移行が進むことに合わせて、本事業に関する需要の拡大が見込まれることから、サービス量の拡充を図ります。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
介護・訓練支援用具				延給付件数/年
自立生活支援用具				延給付件数/年
在宅療養等支援用具				延給付件数/年
情報・意思疎通支援用具				延給付件数/年

排泄管理支援用具				延給付件数/年
居宅生活動作補助用具				延給付件数/年

(4) 見込量を確保するための方策

- 利用者の増大に合わせて、必要な予算の確保に努めます。
- 用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを定期的に行うなど事業の拡充に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。

第8項 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

具体的な事業	事業の内容
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 手話を習得するには長い期間を要するため、継続して研修を開催して技術の向上を図る必要があります。
- また、本研修と県で実施している手話通訳者養成研修を受講することにより、全国手話通訳者統一試験の受験資格が得られることから、県の研修の受講を促していきます。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
手話奉仕員養成研修事業				実養成講習修了 見込み者数

(4) 見込量を確保するための方策

- 手話奉仕員養成研修（前期課程、後期課程）を毎年度実施します。

第9項 移動支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うものです。

具体的なサービス	サービスの内容
移動支援事業	一人で外出することが困難な障がい者等の余暇活動等の社会参加のために、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- 障がい者等の地域生活への移行と相まって、地域での自立した生活に必要な移動支援サービスに対するニーズは、年々高まっていくことが予想されます。また、入所・入院中の障がい者への柔軟なサービス提供によって、地域への移行を容易にするための役割も期待できます。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
移動支援事業				箇所
				実人／年
				延利用時間／年

(4) 見込量を確保するための方策

- 見込量の確保を図ることはもとより、将来的な供給増や一人当たりの支給量の拡充に努めます。
- 利用者の増大に合わせて、サービスの質の向上及び提供体制の確保が必要なことから、サービス提供に係る費用の見直しを図るとともに、必要な予算の確保に努めます。

第 10 項 地域活動支援センター機能強化事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。
- 地域活動支援センターでは、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供など基礎的な事業を行うとともに、サービスの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種）に応じて、各種の訓練や意識啓発事業などを行います。

具体的な類型	サービスの内容
地域活動支援センターⅠ型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件としています。
地域活動支援センターⅡ型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センターⅢ型	基礎的事業を行います。これまでの小規模作業所の移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な経営が図られていることが要件となります。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- Ⅰ型・Ⅱ型については旧体系の精神障害者地域生活支援センターや障害者デイサービス等からの移行により、独自の機能を持っていますが、Ⅲ型については指定障害福祉サービス事業者への移行のステップとしての位置づけにとどまらず、日中活動系事業の体系の中で積極的な役割を求められています。例えば、「憩いの場」や「集いの場」、「ピアサポート（障がい者同士の支え合い）の場」などがあります。

○本市としては、地域活動支援センターの積極的な役割を活かしていけるよう、事業者への支援を行います。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
地域活動支援センターⅠ型				箇所
				平均実利用人数/日
地域活動支援センターⅡ型				箇所
				平均実利用人数/日
地域活動支援センターⅢ型				箇所
				平均実利用人数/日

(4) 見込量を確保するための方策

○安定した事業運営を図るため、地域活動支援センターに運営費の補助を行います。

第 11 項 市が自主的に取り組む事業（任意事業）

事業名		実施内容
福祉ホーム事業		現に住居を求めている障がい者につき、低額な料 金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常 生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者 の地域生活を支援します。
訪問入浴サービス事業		地域における身体障がい者の生活を支援するた め、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、 身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持 等により、福祉の増進を図ります。
日中一時支援事業		障がい者等の日中における活動の場を確保し、障 がい者等の家族の就労支援、及び障がい者等を日常 的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
知的障害者職親委託制度		知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい 者を一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有 する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能 習得訓練等を行うことにより、就職に必要な素地 を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着 性を高め、知的障がい者の福祉の向上を図ります。
生活支援事業（視覚障がい 者に係る生活支援事業）		視覚障がい者に対して専門の歩行訓練士が自宅へ 訪問し、日常生活に必要な相談、訓練・指導等を行う ことにより、視覚障がい者の自立と社会参加の促進 を図ります。
社会参加促 進事業	失語症会話 パートナー 派遣事業	言語障害により意思疎通に支障のある失語症者の 社会参加の促進を図るため、失語症会話パートナ ーを失語症者に派遣します。
	スポーツ・ レクリエー ション教室	障がい者等の交流、余暇活動の質の向上などに資 するレクリエーション活動などを開催し、障がい者 等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な

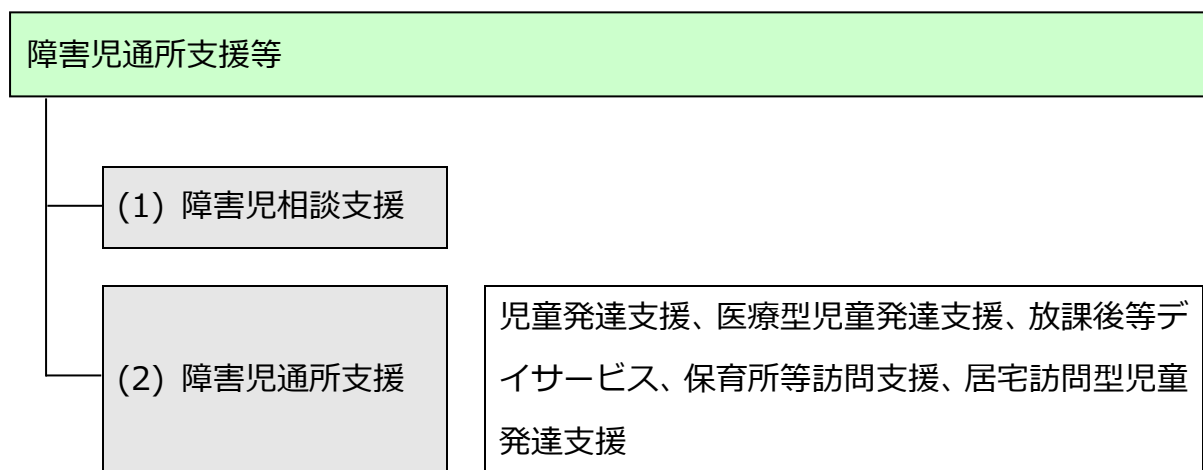
開催等事業	支援を行います。
芸術・文化講座開催等事業	障がい者等の作品展、音楽会などを開催し、芸術文化活動の機会を提供するとともに、障がい者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。
点字・声の広報等発行业事業	文字による情報入手が困難な障がい者等に、点訳や音声訳による広報紙を発行します。
奉仕員養成研修事業	
自動車運転免許取得助成事業	上肢、下肢または体幹に重度の障害を有する身体障がい者が、就労に伴い自らが所有し運転する自動車を改造する場合、改造に要する費用の一部を助成します。
自動車改造助成事業	障がい者等が自動車運転免許を取得する際、取得に要する費用の一部を助成します。

○これらの事業は、計画期間内にその他事業として実施する事業となります。

第4章 児童福祉法に係るサービス

第1節 障害児福祉計画に定める障害児通所支援等の体系

障害児福祉計画に定めるサービスの体系について、以下のとおり、障害児相談支援、障害児通所支援に関するものに区分します。さらに、この区分に応じたサービスの種類ごとに区分します。



第 2 節 障害児通所支援等の整備

(1) 事業内容

○障害児通所支援等は、児童福祉法に位置づけられており、市町村が実施主体となる「障害児相談支援」と「障害児通所支援」、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。

○この節では、本市における「障害児相談支援」と「障害児通所支援」の整備について扱います。

具体的なサービス		サービスの内容
障害児相談支援		障害児通所支援を利用しようとする障がい児やその家族に対し、障害児支援利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。
障害児通所支援	児童発達支援	就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある幼児に対して児童発達支援等を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、授業の終了後や夏休み等の長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら自立を促進するとともに放課後の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい以外で外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援を行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- 障害児相談支援では、対象となる障がい児だけでなく、その子どもを育てる家族についても一体的に支援し支えていくことが求められています。そのため、セルフプランから適宜相談支援につないでいくと共に、家族のエンパワメントを高める支援に努めていきます。
- 児童発達支援は、早期の療育を行う専門的な場としての位置づけであるとともに、地域の保育園等に在籍しながらサービスを利用する子どもの数も増加していることから、保健医療、子育て・家庭支援部門、教育部門等との連携体制を強化することが必要です。
- 保育所等訪問支援事業については、地域での育ちを支援する重要な事業であることから、保育園、幼稚園、小学校、放課後保育クラブ等の関係機関との連携を図り、子どもたちが在籍する集団において、障がい特性に合わせた一貫した支援を受けられるようにしていくことが大切です。
- 児童発達支援センターは、地域の中核的な役割を果たすために通所支援等を行う事業所と緊密な連携を図り、家庭支援や地域支援機能を強化することにより、保護者への子育て支援や子どもの地域社会への参加及び包容（インクルージョン）を推進することが必要です。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

		見込量			単位
		6年度	7年度	8年度	
障害児相談支援					実人/月
障害児通所支援	児童発達支援				実人/月
					延人日/月
	医療型児童発達支援				実人/月
					延人日/月

	放課後等デイサービス				実人／月
					延人日／月
	保育所等訪問支援				実人／月
					延人日／月
	居宅訪問型児童発達支援				実人／月
					延人日／月

(4) 見込量を確保するための方策

- 身近な地域での支援が保障されるように他の部門（保健、医療、教育等）と連携を図りながら体制整備を進めていきます。
- 障がいの特性を踏まえて、質の高い支援を提供できるよう事業所等に対して、障がいに係る理解のための研修等を行い質の向上を目指します。

令和5年度第1回障がい者福祉専門分科会（令和5年8月7日開催）における主な質問・意見

質問

ページ	質問	市からの回答
P16	なぜ松戸市は身体障害者手帳所持者も療育手帳所持者も多いのか。	各市町村の傾向の理由までは、分析しきれいていません。また、分析までは難しいところがあります。
P23(1)②	市川スマイルプラン作成率が少ない理由とは何か。コロナの影響か。	所管課に確認したところ、市川スマイルプランを作成するかどうかは、最終的にはご家族が決めるため、結果としてこのような数値になっているとのことでした。学校説明会等で周知は行っているとのことでした。
P23(2)①②	こちらにもコロナの影響か。	市講座や講演会への手話通訳者等の派遣についても、障がい者軽スポーツについても、コロナ禍の影響で実績が少なかったものとなります。前者については、開催は少なかったものの、必要な講座等には手話通訳者の配置を行いました。障がい者軽スポーツ教室は、6回の予定のうち、2回の開催となったとのことでした。
P29⑤	保育所等訪問支援の目標数が低くないか。	第4次いちかわハートフルプラン作成時の事業所数、利用者数を勘案して、このような目標数値としましたが、その後、事業所数が増加しております。そのため、目標値を上回る実績となっています。
P30⑥	そもそも何のことを示しているのか。	○「障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施」 →基幹相談支援センターにおける相談支援を想定しています。 ○「地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数」

ページ	質問	市からの回答
		<p>→指定特定相談支援事業者に対する集団指導や実地指導を想定しています。令和 3 年度には集団指導を実施いたしました。</p> <p>○「地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数」</p> <p>→市川市自立支援協議会や各部会による指定特定相談支援事業者に対する研修等を想定しています。令和 3 年度には相談支援従事者向けの研修を実施いたしました。</p> <p>○「地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数」</p> <p>→えくるによる関係会議への出席回数となっています。</p>
P57	<p>医療的ケア児等コーディネーターは、どういった方がされているのか。</p>	<p>千葉県の研修を修了した職員が医療的ケア児等コーディネーターとなっています。研修の内容は幅広く、医療的ケア児の支援に関することとなっています。</p>
P57	<p>専門職でない自分が他の児童を見ている、発達に課題があるのではと感じるお子さんがいらっしゃる。教師から療育機関を勧めるのも、保護者に対しては言いにくいこともあるのではと思う。市川市ではどのように発達や療育に関する相談に対応しているか。</p>	<p>例えば保育園から発達支援課に、発達に課題があるかどうかグレーゾーンにあるお子さんについての相談が入ることもあります。発達支援課では、私立保育園から相談があった際に職員が保育園に行ってお子さんを実際に見て、先生方にアドバイスする事業も行っています。</p>
P88	<p>障害者差別解消法の改正法が令和 6 年 4 月 1 日から施行され、事業者の社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が、努力義務から義務に変わる。市でも周知等必要ではないか。</p>	<p>仰るとおり、これまで、事業者の社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供は、努力義務でしたが、これが令和 6 年 4 月 1 日から義務に変わります。なお、行政機関にとっては、従前から合理的配慮の提供は義務です。周知については内閣府でも行われていますが、検討いたします。</p>

ページ	質問	市からの回答
P121	<p>基幹相談支援センター等機能強化事業の記載の中に、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士とあるが、ケアマネジャーが入っていない。高齢者福祉とのつながり、連携も必要ではないか。</p>	<p>基幹相談支援センターには基本的に障害者相談支援に携わる者として相談支援専門員を配置しますが、さらにその体制を強化するものとして社会福祉士、保健師、精神保健福祉士などの専門職を配置する事業について、ここには記載しています。障がい者福祉と高齢者福祉の両面に関わることご家庭についての相談もありますが、日頃から基幹相談支援センターと地域包括支援センターとで連携して対応しています。</p>
-	<p>重点事業やその他の事業が様々載っているが、これは関連するすべての事業か、それともピックアップしたものか。</p>	<p>全てではなく、ピックアップして掲載しています。</p>
-	<p>今般の障害者総合支援法等の改正では、精神保健福祉法の改正も行われ、都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障がい者のほかに精神保健に課題を抱える者も対象に加わることとなった。市の精神保健が広がることとなる。その点について今後どう対応していくか。</p>	<p>仰るとおり、令和4年12月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」により、障害者総合支援法だけでなく、精神保健福祉法等の改正も行われました。精神保健の点については、今後検討してまいります。</p>

意見

ページ	意見	市の意見
P11	<p>障害者手帳所持者数については、10歳区切りのグラフが加わるなど、分析もされ、全体像が見えるようになったのは、良くなった点だと思う。ただ、割合だけではなく、実際の数も表示した方がよいのではないか。</p>	<p>今回お示した計画案は、全体的に一部空欄の部分があるなど、まだ作成途中の段階のものとなっています。今後、記載を充実させていきたいと思います。</p>
P13	<p>精神障がいのある方には、精神障害者保健福祉手帳を持たない方も多くいるため、自立支援医療（精神通院医療）を受給している方の数も入れてはどうか。</p>	<p>精神障害者保健福祉手帳は持っていないものの自立支援医療（精神通院医療）を受給している方も、一定程度いらっしゃいます。検討いたします。 （記載しました。）</p>
P16	<p>隣接市と比較したデータが載っているが、何故このような結果となるのかの分析がない。各市での違いの理由を分析できないのならば、このようなデータのとり方をやめてしまうのも一つの選択肢かと思う。</p>	<p>参考にして検討いたします。</p>
P19	<p>年齢別の療育手帳所持者数の記載の中で、療育手帳を所持している高齢者は少ないという記載があるが、50歳代の数は増加していることにも注目すべきではないか。知的障がいがある方の高齢化は課題である。</p>	<p>65歳以上の方（高齢者）は全体から比べれば少ないため、そのような記載をしておりましたが、仰るとおりの面もあるかと思えます。 （記載の仕方を修正しました。）</p>
P20	<p>精神障害者保健福祉手帳所持者には3級の方が多いとのことだが、発達障がいにより精神障害者保健福祉手</p>	<p>仰るとおりの面もあると思えます。少々時間はかかりますが、可能な限り内容を見てみたいと思います。</p>

ページ	意見	市の意見
	<p>帳を取得している方も多いのではないかと思う。内容をもう少し分析してみてはどうか。</p>	
P21	<p>全体の数とは別に、重度の障がいのある方の数や、高齢の方の数、強度行動障がいがある方の数なども把握して、計画に盛り込んでほしい。</p>	<p>少々時間はかかると思いますが、検討したいと思います。</p>
P24(3)② P26(6)③ P68	<p>障害者グループホーム等入居者家賃助成、グループホームの開設や運営に対する支援の目標値と実績については、計画値を上回っており、今後も予想より上回るのではないか。</p> <p>また、グループホームの事業を行う事業者は都道府県知事が指定するが、市町村の協議や議論が必要ではないか。</p>	<p>グループホーム自体が増加を続けており、設定した目標値をさらに上回る結果となっております。グループホームは障がいのある方の地域における生活のために重要であるため、今後も運営の支援や家賃負担の助成を続けていきたいと考えております。</p> <p>また、障害福祉サービス事業者の指定に関しては、今般の障害者総合支援法の改正により、都道府県知事の指定に先立って、市町村長が知事に意見を述べるできるようになりました。特に共同生活援助（グループホーム）については、事業所数が増加している現状や、重度の障がいのある方向けのグループホームが不足しているといったご意見を自立支援協議会でもお聞きしております。市川市障害福祉計画に何らかの形で記載することも検討しております。</p>
P27(7)② P36(5)	<p>どうにかして、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所の増を。指定一般相談支援事業所を増やさないと、地域定着支援サービスも増えていかない。</p>	<p>相談支援事業所の不足、相談支援専門員の不足については、市川市のみならず、全国的に同様の状況となっております。報酬の単価自体は介護保険の介護支援専門員と比べても低くはありませんが、障がい者ご本人の状況や利用するサービスの種類次第で、モニタリングを毎月行うことになるとは限らず、相談支援事業者にとっては収入が毎月安定しないことが大きな要因となっていると推測されます。これに対し、市町村が単独で補助等を行</p>

ページ	意見	市の意見
		<p>うことも考えられますが、本市では、まずは基幹相談支援センターへくるの人員規模の拡大を目指すことを考えております。また、市川市自立支援協議会と連携し、研修の実施による人材育成、定着を図っていくことを考えております。</p>
P36⑨	<p>移動支援事業所は、減っているイメージがある。担い手不足が課題ではないか。</p>	<p>移動支援を行う事業所の数は、年々、少しずつですが増えています。令和3年度末で66事業所ですが、令和4年度末だと69事業所あります。ヘルパーのなり手が不足しているというお話も自立支援協議会等でお聞きしておりますので、人材確保は課題であると考えております。</p>
P36⑩ P68 P69	<p>地域活動支援センターは、特に精神障がいの方にニーズがあり、障害福祉サービスの利用につながりにくい方の行き場所となっているが、今年度になり1施設減少した。運営費補助金を増額できないか。また、市南部には施設がないため、新設計画はできないか。</p>	<p>地域活動支援センターは、障害福祉サービス事業とは異なり、都道府県知事に届け出ることによって事業を実施できるものとなっております。また、この事業は障害福祉サービス事業ではないため、運営者は障害福祉サービス報酬を算定できず、実質的に市町村からの運営費の補助が財源となっております。市内の地域活動支援センターは、令和4年度末に1施設が廃止されましたが、地域活動支援センターは障害福祉サービスの利用につながりにくい障がい者にとって有益な社会資源であると考えておりますので、今後も運営費の補助を行い、増額も検討しつつ、運営を支援していきたいと考えております。</p>
P37	<p>これは計画に書けることなのかどうかは分からないが、放課後等デイサービスを利用している児童が高校卒業後に生活介護等のサービスの利用に変わると、夕方16時頃に家に帰ってくることになり、親が就労していたりすると親が不在の時間が生じる。放課後等デイサー</p>	<p>大変参考になりました。ありがとうございます。</p>

ページ	意見	市の意見
	<p>ビスのような時間まで利用できるサービスがあると有り難い。移動支援を活用するとか、日中一時支援を活用するなど。このことは、ひっそりとした課題であると思う。</p>	
P45(3)	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進は、福祉や行政のみで推進を検討するのではなく、医療機関側の協力も必要である。</p>	<p>確かに、精神障がいのある方などの地域生活への移行に関しては、医療機関との連携も重要であるため、今後も検討を続けていきたいと考えております。</p>
P45(4)	<p>改めて、相談支援体制の整備は、最重要課題であると思う。</p>	<p>相談支援体制の整備の重要性については、当課においても同じように考えております。まずは、基幹相談支援センターへくるの人員拡充を目指していくことを考えております。</p>
P46(7)	<p>上記同様、従事者の減、従業者の確保が、現場では顕著な課題。5年後、10年後を見据えて対応を。</p>	<p>人材不足の問題は、福祉分野に限ったことではありませんが、市としては、引き続き、研修の実施による事業者同士の横のつながりの強化などに力を入れていきたいと考えております。</p>
P60	<p>特別支援学級のお子さんで、不登校などの方が増えている。文部科学省がトライアングルプロジェクトというものも発信している。そのようなことも今回の計画に取り入れるとよいのではないかと。</p>	<p>トライアングルプロジェクトは、家庭、教育、福祉の連携として、文部科学省と厚生労働省から発信されているものです。市川市教育委員会指導課では、福祉と教育をつなげるツールとして、市川スマイルプラン事業を行っていますが、福祉と教育部門との連携などについて、どのように盛り込めるか、検討していきたいと思っております。</p>

ページ	意見	市の意見
P76	<p>今回の計画案には重層的支援体制整備事業との関連の記述が見当たらないが、重層的支援体制整備事業の一部であることを記載してはどうか。</p>	<p>今回のプラン案はまだ作成途中ということもありましたので、これから検討していきたいと思います。</p>
P76	<p>他のページに計画相談支援や地域相談支援の見込量の記載があるが、セルフプラン率についても記載するべきではないか。単にセルフプラン率を低くすることが良いことだとも思わないが。</p>	<p>本市のセルフプラン率が高めであることには、様々な要因が絡んでいると思われ、解決策を見出すのは難しいところもあるかと思いますが、課題の一つではあると思います。検討いたします。</p>